

令和7年度 第2回 野田市都市計画審議会 次第

日時 令和7年8月22日（金）
午前10時から

場所 市役所低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 議 事

報告第1号 野田市立地適正化計画（案）について（報告）

報告第2号 野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（報告）

報告第3号 野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更について（報告）

報告第4号 野田都市計画 都市再開発の方針の変更について（報告）

3 そ の 他

4 閉 会

報告第 1 号

野田市立地適正化計画（案）について（報告）

野田市立地適正化計画

素案

令和7年8月

千葉県野田市

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の期間	2
1-4	計画の対象区域	2
第2章	野田市の現況と課題	3
2-1	野田市の現況	3
2-2	野田市の課題	47
第3章	立地適正化の目指す将来の姿	50
3-1	まちづくりの方針	50
3-2	目指すべき都市の骨格構造	53
第4章	居住誘導区域	56
4-1	居住誘導区域の基本的な考え方	56
4-2	居住誘導区域の設定	60
第5章	都市機能誘導区域と誘導施設	65
5-1	都市機能誘導区域の基本的な考え方	65
5-2	都市機能誘導区域の設定	67
5-3	誘導施設の基本的な考え方	85
5-4	誘導施設の設定	86
第6章	誘導施策	90
6-1	誘導施策	90
6-2	誘導施策の取組内容	93

第7章 防災指針 104

- 7－1 防災・減災に向けた取組方針..... 105
- 7－2 具体的な取組及びスケジュールの検討..... 120

第8章 計画の目標値・評価方法..... 128

- 8－1 目標値の設定..... 129
- 8－2 計画の進捗管理..... 132
- 8－3 届出制度..... 133

1-1 計画の背景と目的



本市では、人口減少と少子高齢化の進展や都市の低密度化、公共施設の老朽化等に伴い、都市機能の低下や公共施設の維持更新費の増大が懸念されており、将来的に生活サービスや地域コミュニティを維持することや、財政面で都市経営を持続することが困難になる可能性があります。

このような中、国においては、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

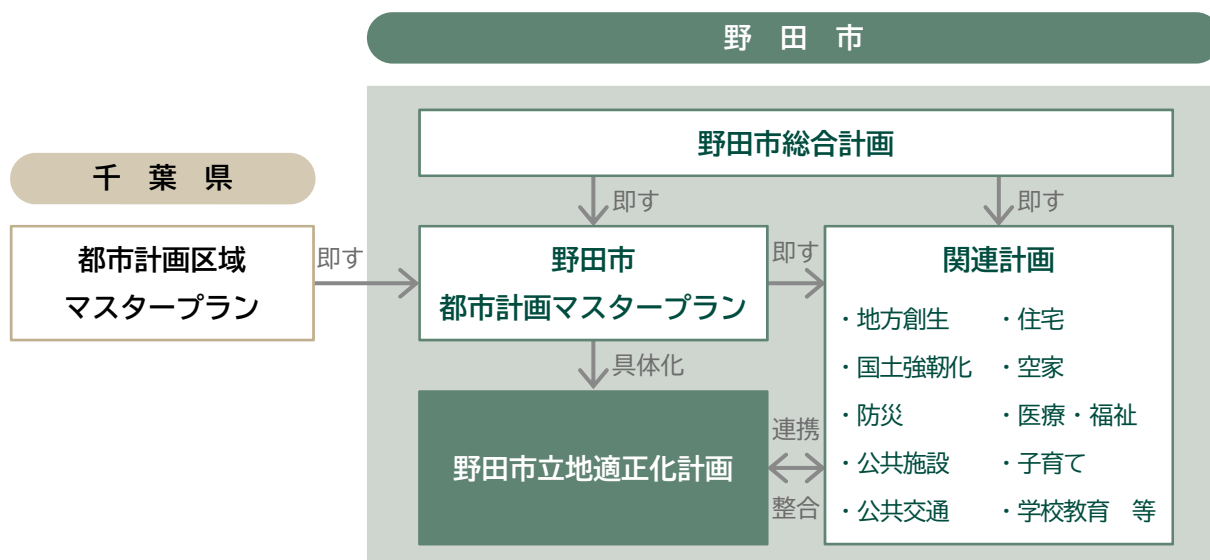
厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするためには、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の推進により、商業、医療、福祉等の都市機能や公共交通を再編し、居住を誘導することで、集約型の都市構造に転換していく必要があります。

このため、「野田市立地適正化計画」は、人口減少社会に対応した持続可能な都市構造の構築を目指し、誰もが暮らしやすいコンパクトシティを実現することを目的として策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である千葉県の「都市計画区域マスタープラン」や、本市の「野田市総合計画」、「野田市都市計画マスタープラン」に即すとともに、本市の分野別計画である「野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「野田市国土強靱化地域計画」等との連携・整合を図ります。

■ 計画の位置付け



1-3 計画の期間

計画の期間は、概ね 20 年後の都市の姿を展望^{*1}するため、令和 8 年度（2026 年度）から令和 27 年度（2045 年度）までの 20 年間とします。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画等との整合を図るため、必要に応じて本計画の見直し・変更を行うものとします。

※1 国では「立地適正化計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望すること」としています

1-4 計画の対象区域

計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、野田都市計画区域の全域とします。

■ 計画の対象区域





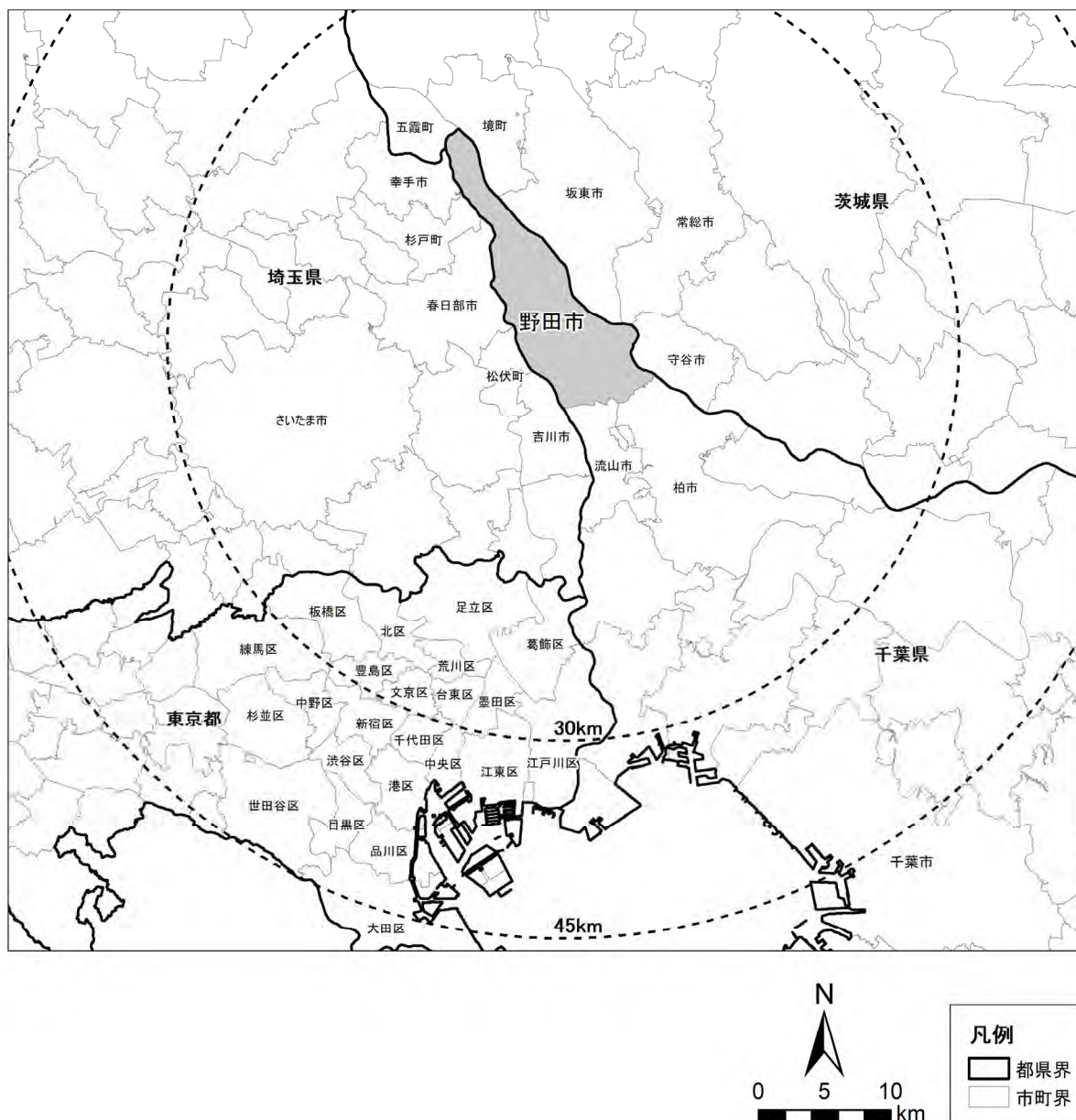
(1) 概況

1 位置・地勢

本市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から約30km、県庁所在地の千葉市からは約45kmの距離にあります。市域は南北に細長く、市の総面積は103.55km²となっています。

市の周囲には、北は茨城県五霞町、境町、埼玉県幸手市、南は千葉県流山市、柏市、東は茨城県坂東市、常総市、守谷市、西は埼玉県杉戸町、春日部市、松伏町、吉川市が位置しています。

■ 野田市位置図



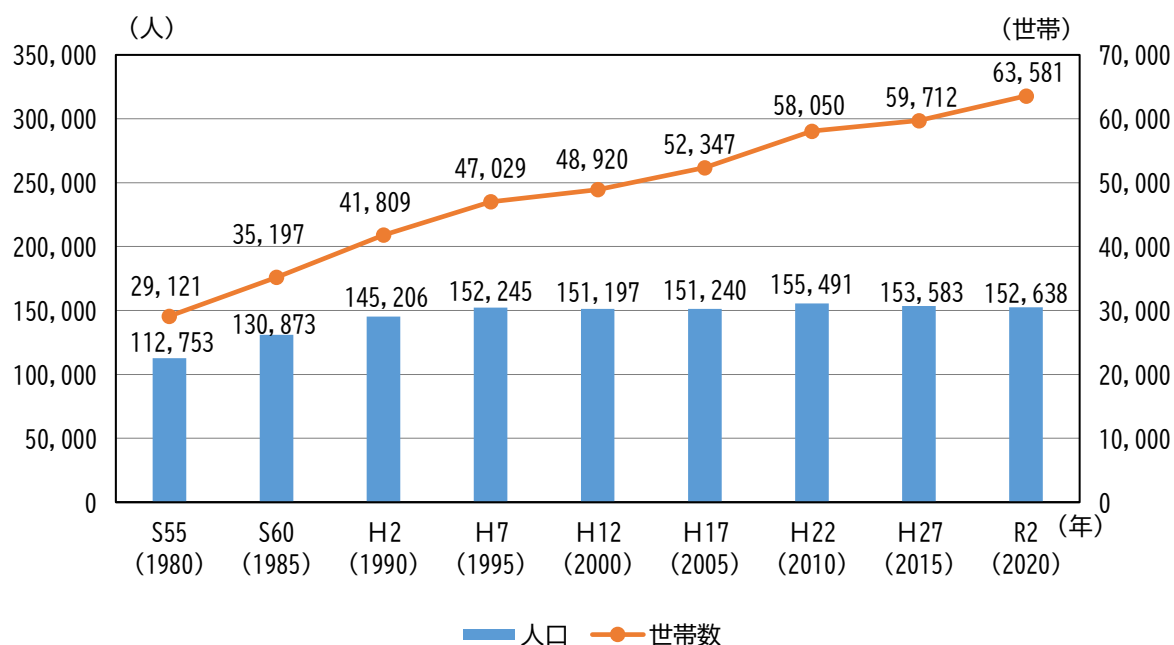
(2) 人口等

1 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移をみると、本市の人口は増加で推移し、平成7年(1995年)以降は、約150,000人で横ばいに推移しています。また、世帯数は一貫して増加しています。

近年では、人口が横ばいで推移しつつも世帯数は増加していることから、1世帯当たりの人員が減少していることがわかります。

■ 人口・世帯数の推移



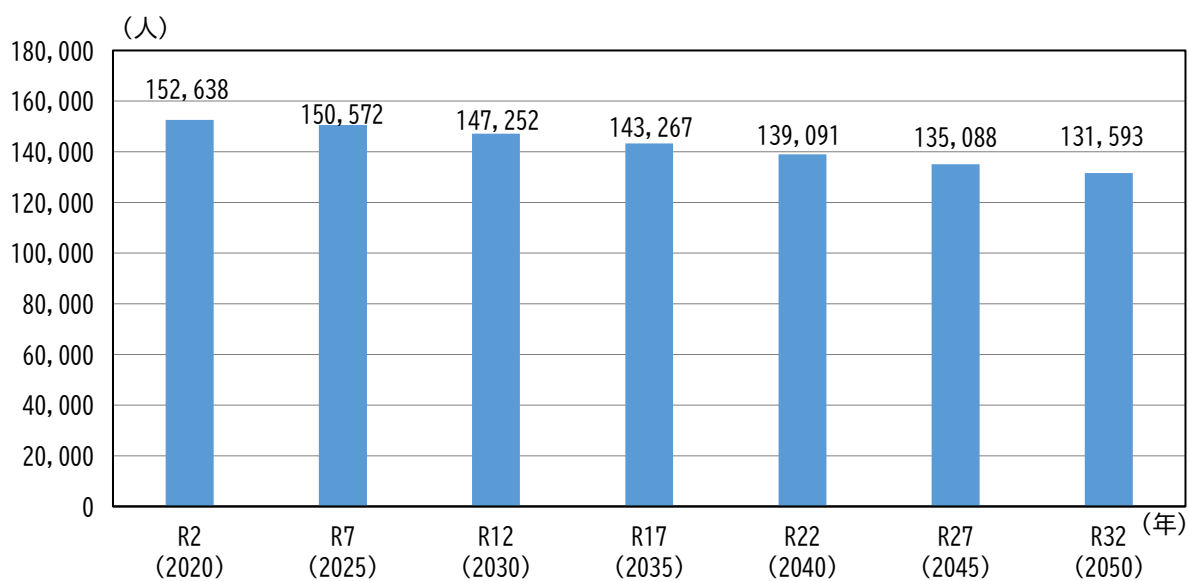
[出典：国勢調査]



2 将来人口の推移

将来人口の推移をみると、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計人口は、本計画の目標年である令和27年（2045年）には、135,088人と令和2年（2020年）の152,638人より、約1割の減少となることが推定されています。

■ 将来人口の推移



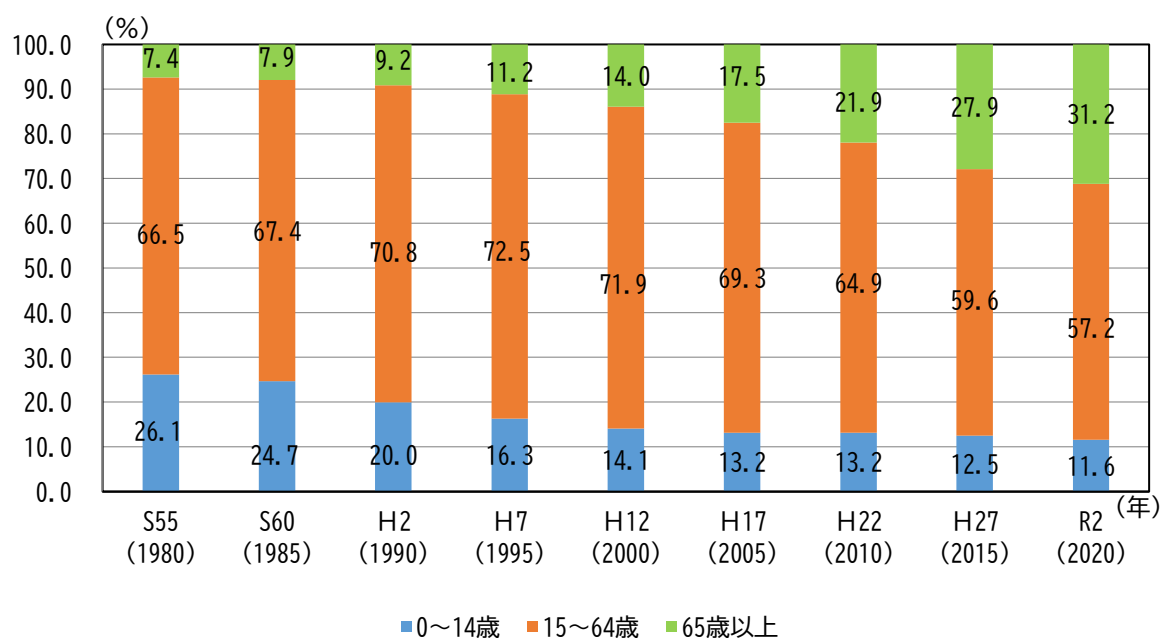
〔出典：日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）、社人研〕

3 年齢3区分別人口・将来人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上人口の割合は大きく増加しています。

昭和55年（1980年）の0～14歳人口の割合は26.1%、65歳以上人口の割合は7.4%であったのに対し、令和2年（2020年）の0～14歳人口の割合は11.6%、65歳以上人口の割合は31.2%であり、少子高齢化の進行が顕著です。

■ 年齢3区分別人口の推移

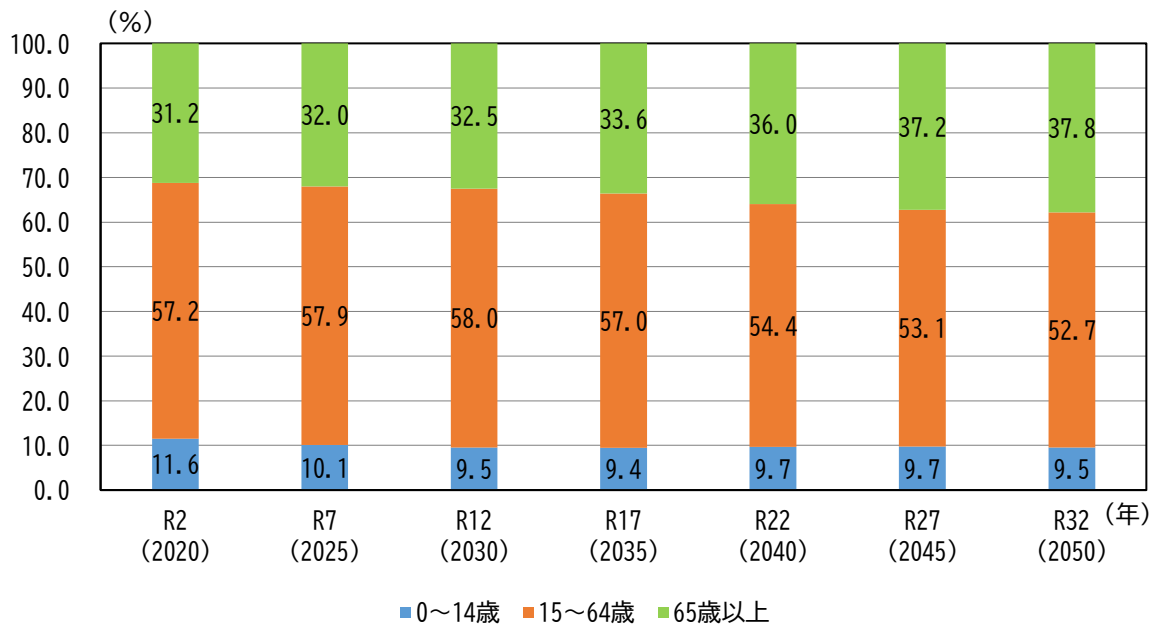


[出典：国勢調査]



年齢3区分別将来人口の推移をみると、令和2年（2020年）以降、0～14歳人口の割合は微減、15～64歳人口の割合は減少、65歳以上人口の割合は増加すると推定されています。

■ 年齢3区分別将来人口の推移

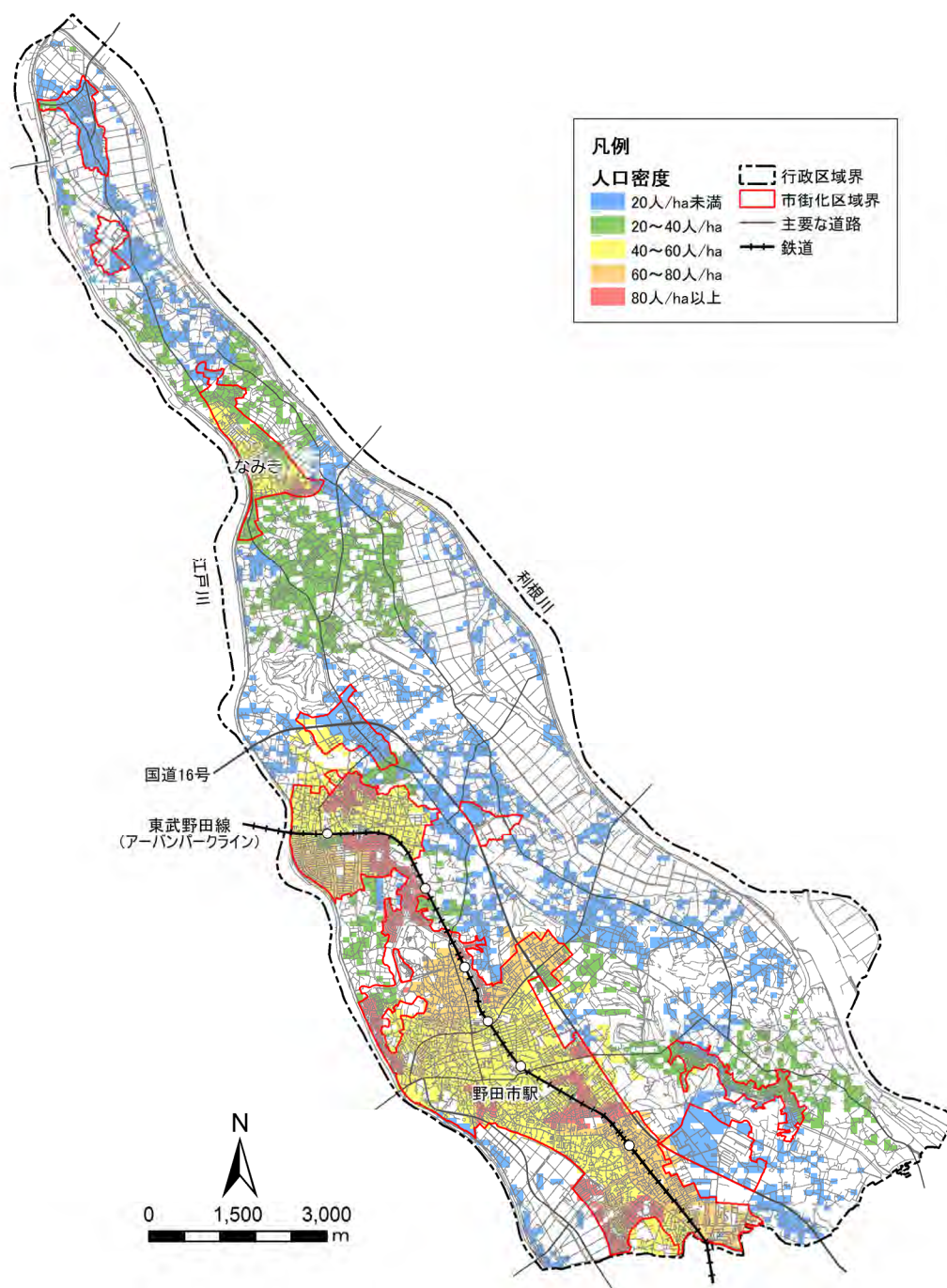


[出典：R2年は国勢調査、R7年以降は日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）、社人研]

4 人口分布

現況人口分布図をみると、鉄道沿線やなみき付近で人口密度が高くなっています。
なお、令和2年（2020年）の人口は152,638人となっています。

■ 現況人口分布図（令和2年（2020年））

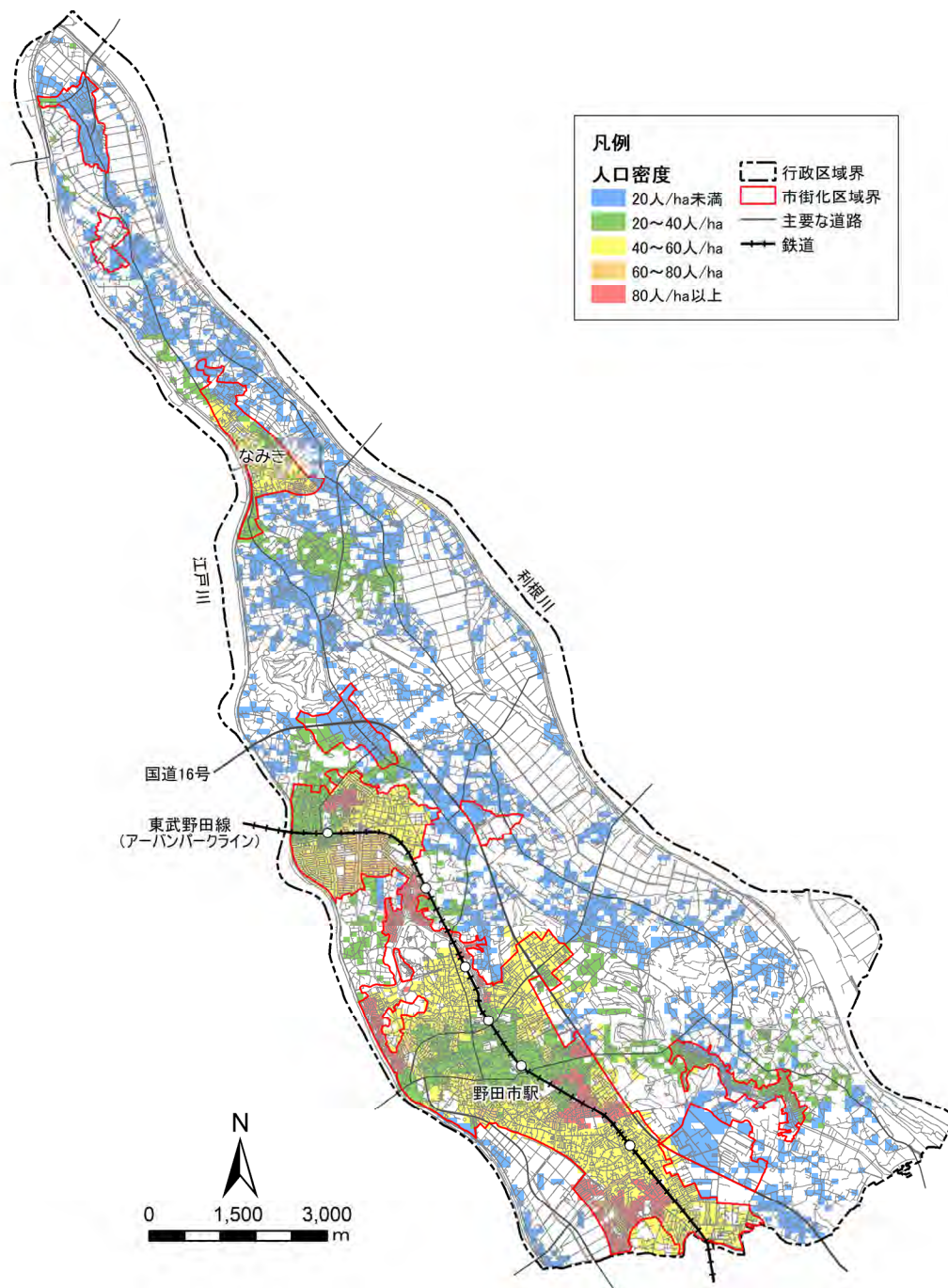




将来人口分布図をみると、現況と概ね同様の傾向となっています。

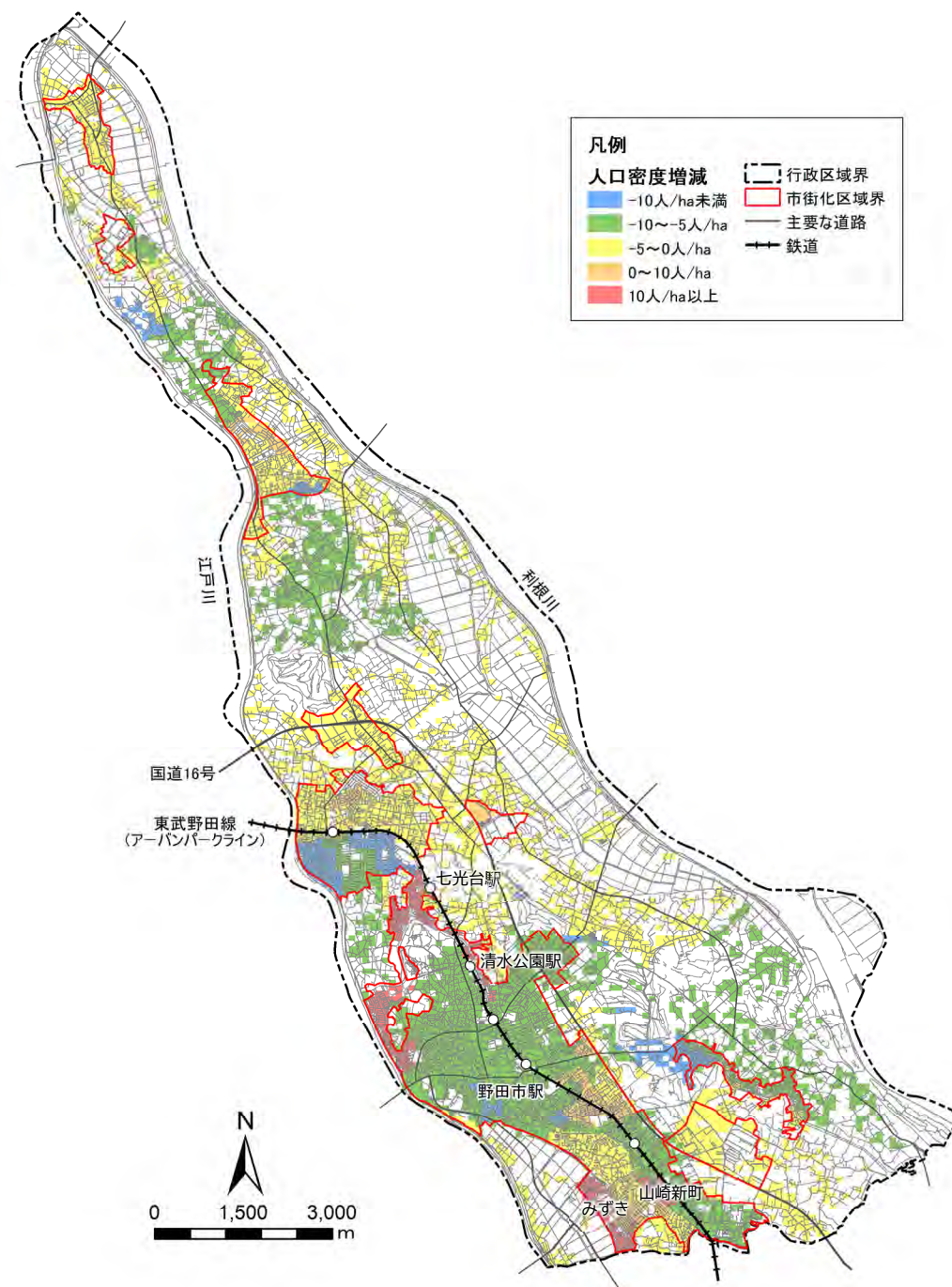
なお、令和27年（2045年）の人口は135,088人と推計されています。

■ 将来人口分布図（令和27年（2045年））



人口密度増減図をみると、七光台駅・清水公園駅周辺、桜の里・つつみ野・山崎新町・みずき付近など野田地域の一部では人口密度が増加しますが、それ以外の場所では概ね人口密度が減少することが推定されています。

■ 人口密度増減図（令和2年（2020年）→令和27年（2045年））





5 通勤・通学の状況

市内に常住する通勤・通学者は 81,768 人であり、そのうち市内への通勤・通学者は 43,282 人 (52.9%)、市外への通勤・通学者は 38,486 人 (47.1%) となっています。また、市内を従業地・通学地とする通勤・通学者は 67,881 人であり、そのうち市内からの通勤・通学者は 43,282 人 (63.8%)、市外からの通勤・通学者は 24,599 人 (36.2%) となっています。

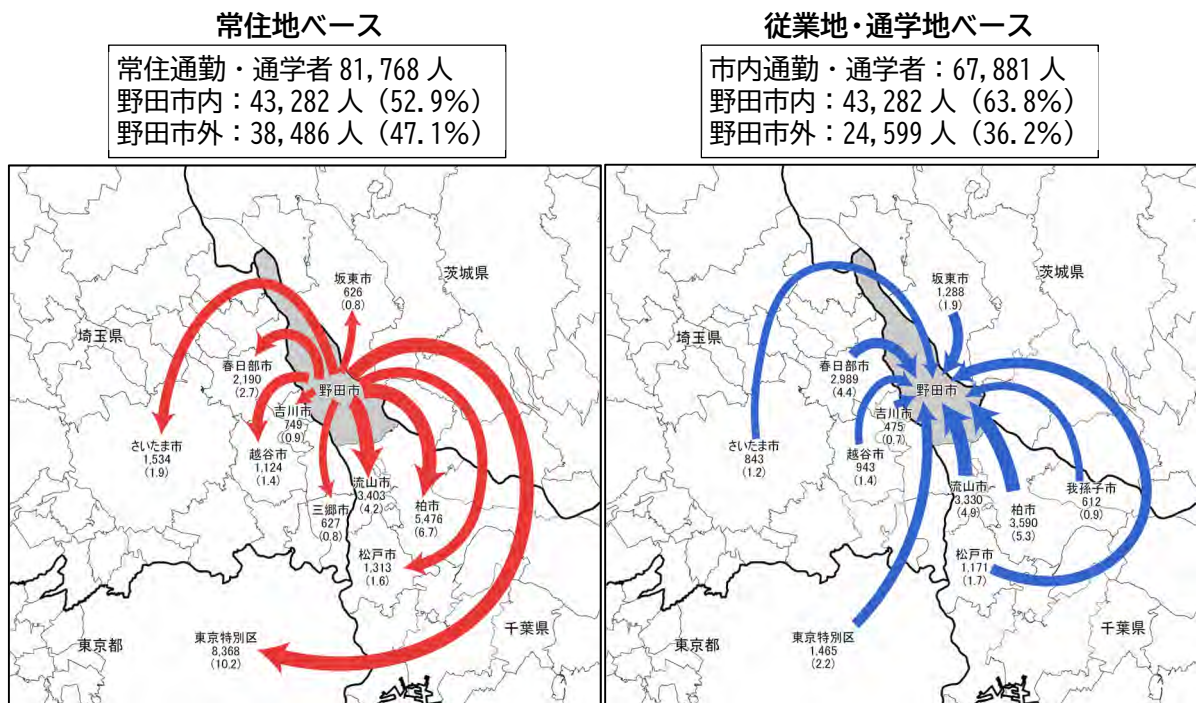
市内への通勤・通学者より市外への通勤・通学者が多く、約 14,000 人の流出超過となっています。

通勤・通学流動図をみると、市外への通勤・通学先 (常住地ベース) では、東京特別区が 8,368 人 (10.2%) と最も多く、次いで柏市が 5,476 人 (6.7%)、流山市が 3,403 人 (4.2%) となっています。市外からの通勤・通学元 (従業地・通学地ベース) では、柏市が 3,590 人 (5.3%) と最も多く、次いで流山市が 3,330 人 (4.9%)、春日部市が 2,989 人 (4.4%) となっています。

柏市、流山市とは流入・流出の両面で、東京特別区とは流出の面での結び付きが強いことがわかります。

■ 通勤・通学流動図 (令和2年 (2020年))

※数字：実数 [単位：人]、() 内は割合 [単位：%]
※通勤者：従業の場所が常住の場所 (自宅) と異なる就業者



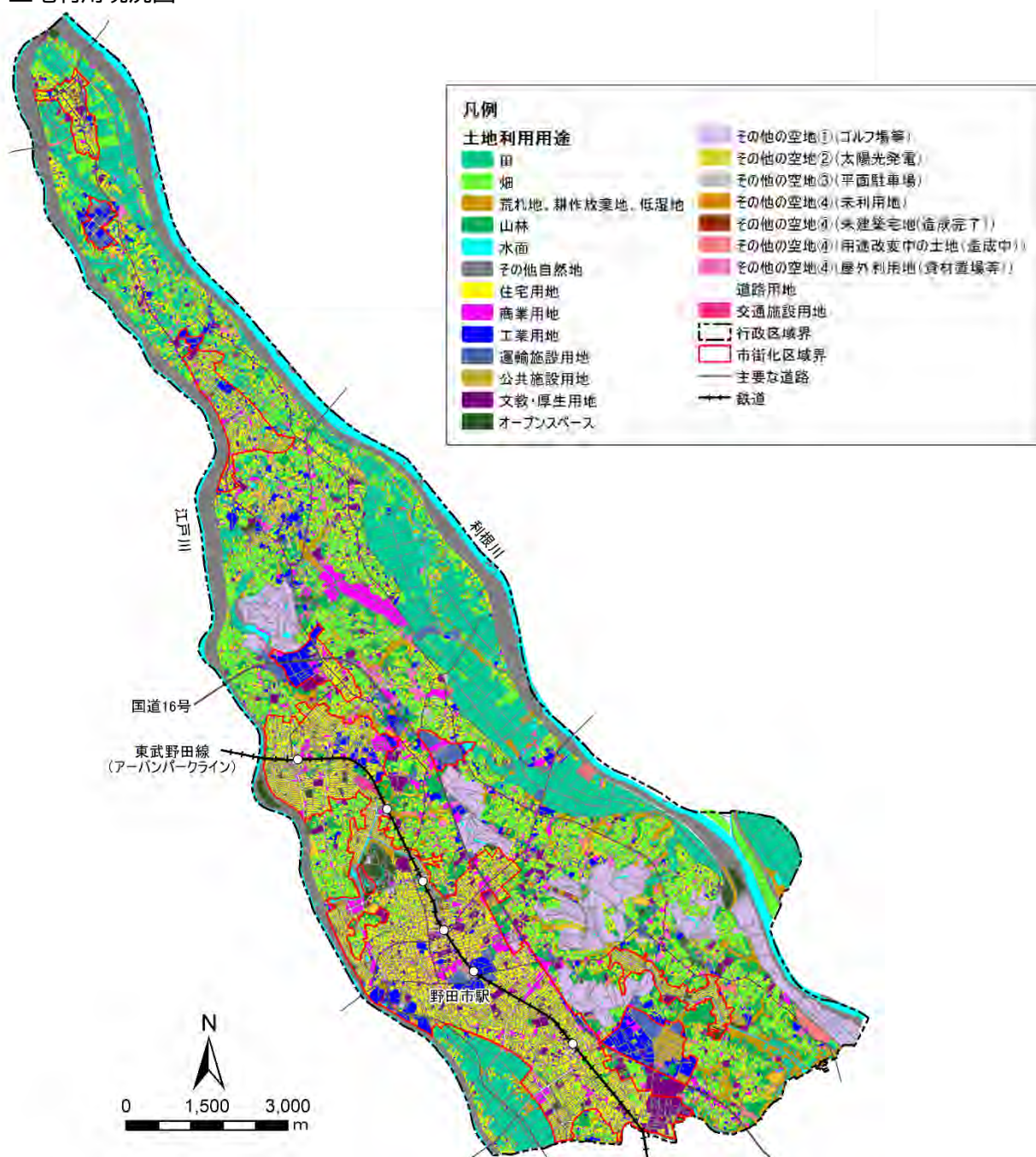
[出典：国勢調査]

(3) 土地利用等

1 土地利用現況

土地利用現況図をみると、市街化区域内では主に住宅用地が広がるほか、国道16号の沿道には、工業用地が集積しています。また、市街化調整区域内では田畑が多く広がるほか、市東南部ではゴルフ場が広く分布しています。

■ 土地利用現況図

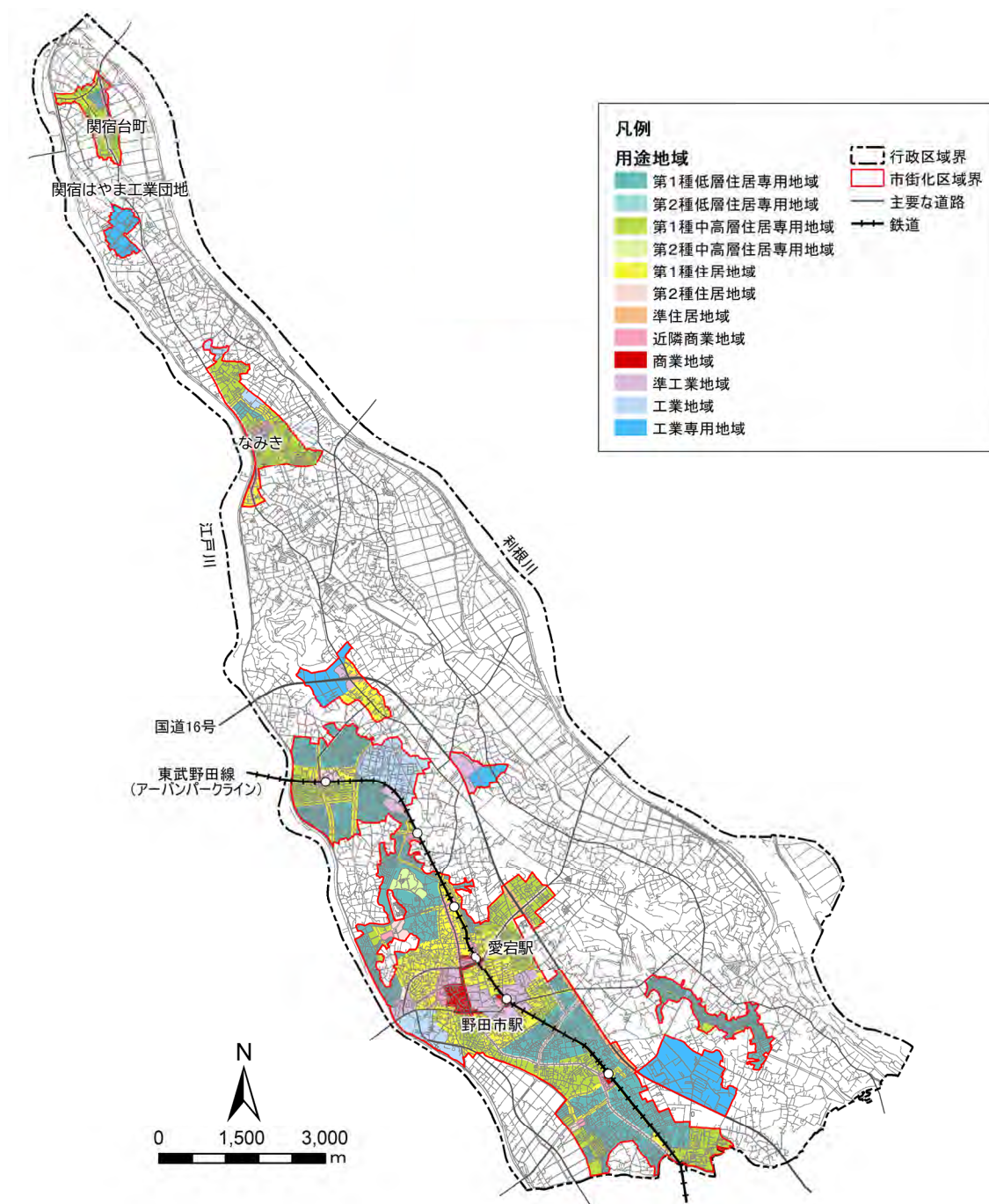




2 用途地域

住居系用途地域は関宿台町・なみき付近、鉄道沿線、商業系用途地域は愛宕駅・野田市駅の西側、工業系用途地域は関宿はやま工業団地や国道16号沿い、野田市駅周辺を中心に指定しています。

■ 用途地域指定状況図

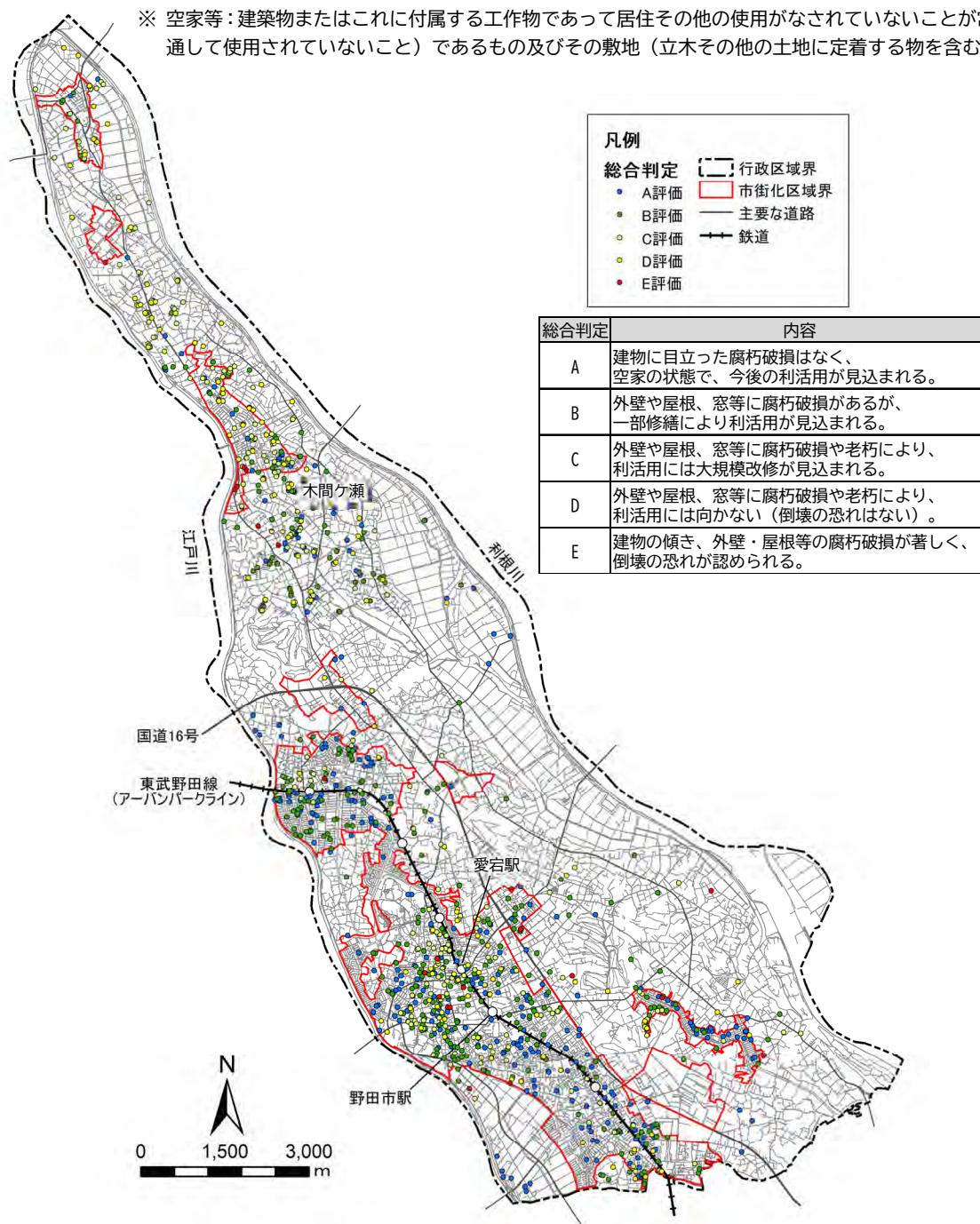


3 空家等の動向

空家等の分布図をみると、野田市駅・愛宕駅の西側、木間ヶ瀬付近を中心に空家等が多くみられます。また、腐朽破損や老朽化が著しい総合判定C～Eの空家等は、愛宕駅の西側に多いです。

■ 空家等の分布図

※ 空家等：建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態（年間を通して使用されていないこと）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）



[出典：野田市空家等対策計画]

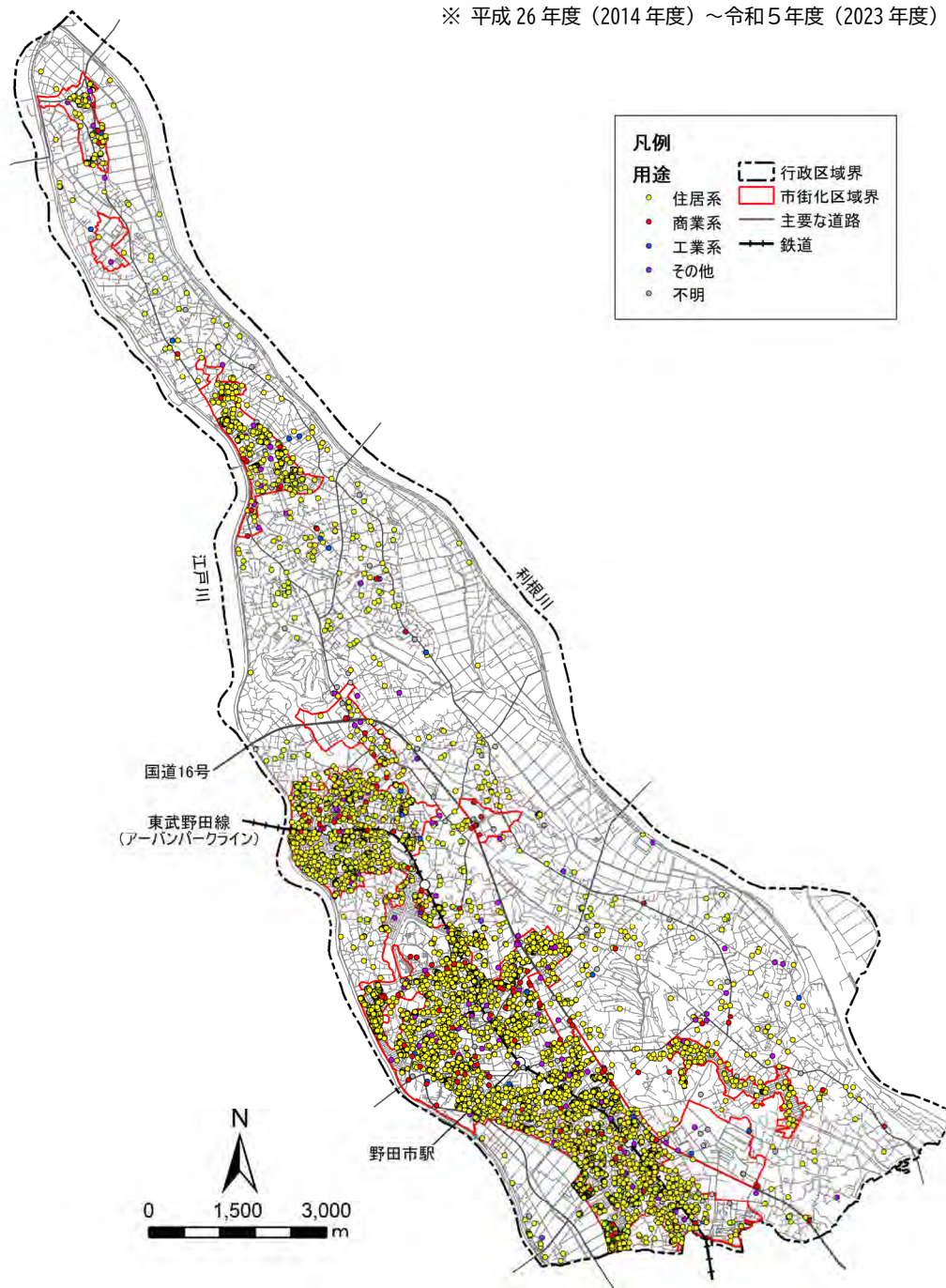


4 新築動向

新築の分布図をみると、全体として住居系が多くなっていますが、市街化調整区域内の幹線道路沿いには、商業系の新築が点在しています。

■ 新築の分布図

※ 平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度）までの新築位置を図示



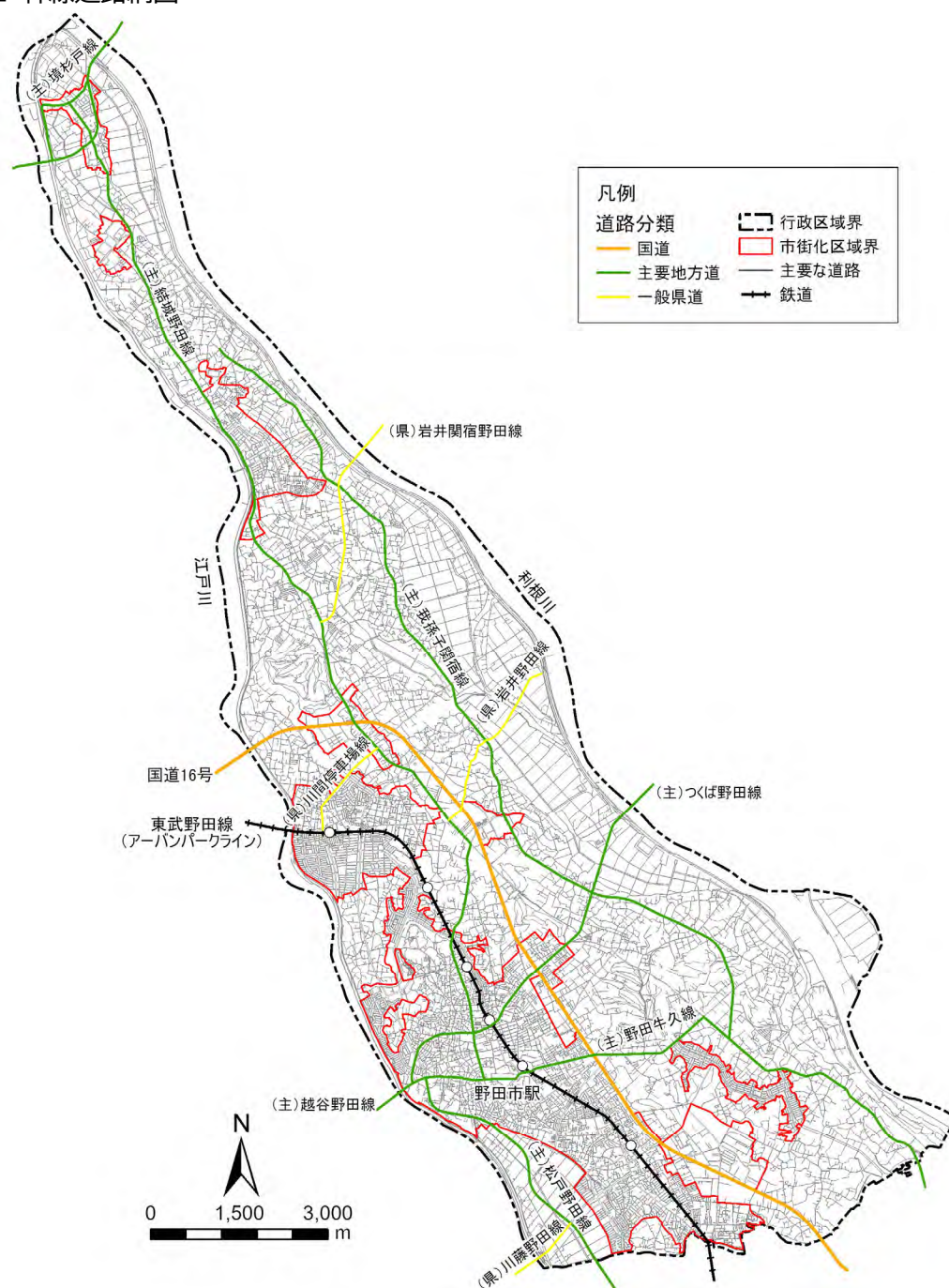
[出典：千葉県建築物動態調査]

(4) 道路・交通

1 道路ネットワーク

幹線道路網図をみると、国道 16 号、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線が市内を南北に通っています。その他、主要地方道つくば野田線、越谷野田線、野田牛久線が市内を東西に通っています。

■ 幹線道路網図





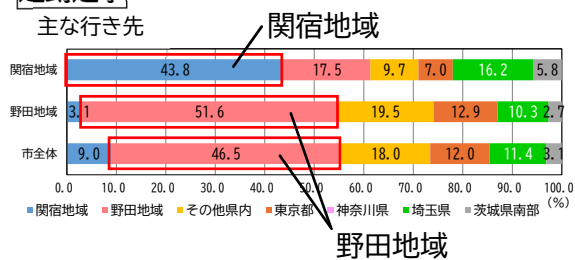
2 利用交通手段

関宿地域の主な行き先は「関宿地域」、「野田地域」、「埼玉県」、利用交通手段は、「自動車」が多い傾向にあり、野田地域の主な行き先は「野田地域」、「その他県内」、利用交通手段は、「自動車」、「鉄道」が多い傾向にあります。

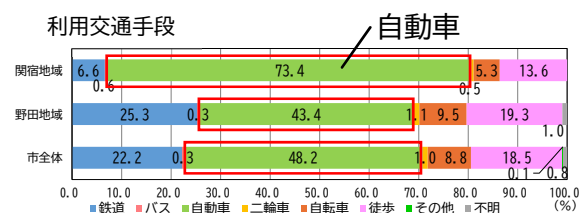
目的別の主な行き先と利用交通手段

※ 関宿地域：旧関宿町域、野田地域：旧野田市域

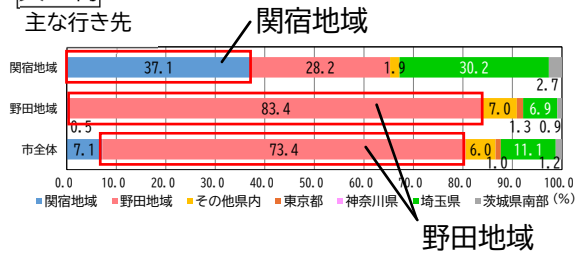
通勤通学



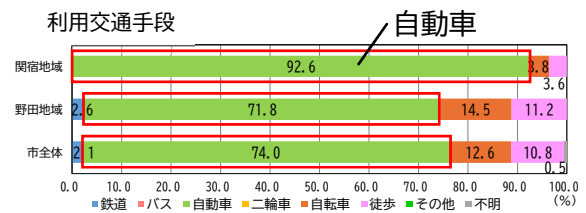
利用交通手段



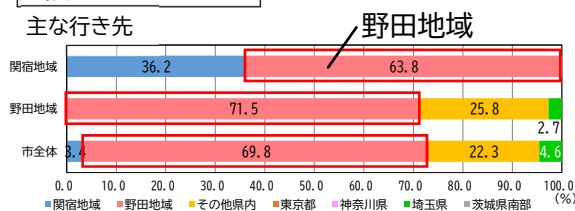
買い物



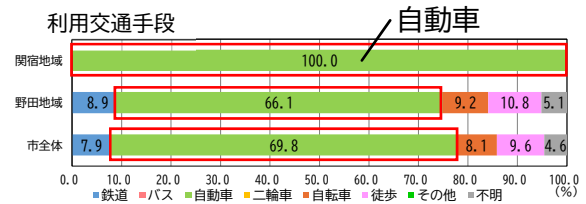
利用交通手段



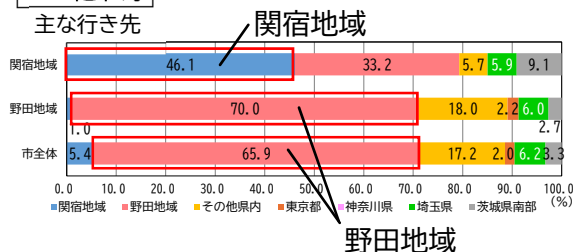
通院・デイサービス



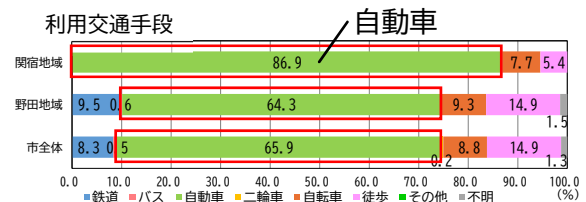
利用交通手段



その他私事



利用交通手段



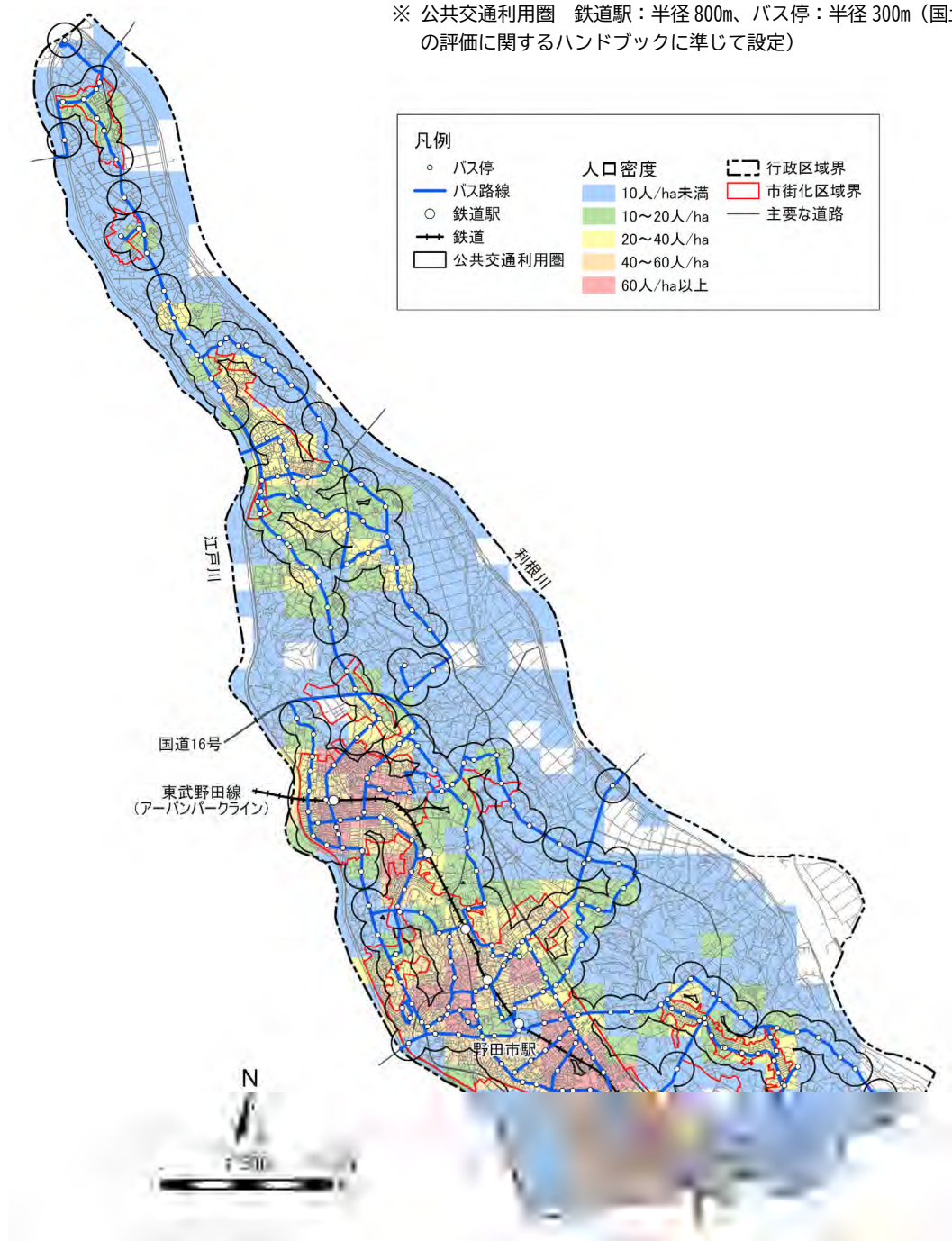
[出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査]

3 公共交通利用圏と人口分布

公共交通利用圏と人口分布図をみると、公共交通利用圏は市街化区域の大部分、市街化調整区域内で人口密度が10人/ha以上の地域の大部分をカバーしています。

■ 公共交通利用圏と人口分布図 [令和7年(2025年)2月確認]

※ 公共交通利用圏 鉄道駅：半径800m、バス停：半径300m（国土交通省 都市構造の評価に関するハンドブックに準じて設定）



[出典：国土数値情報、国勢調査]

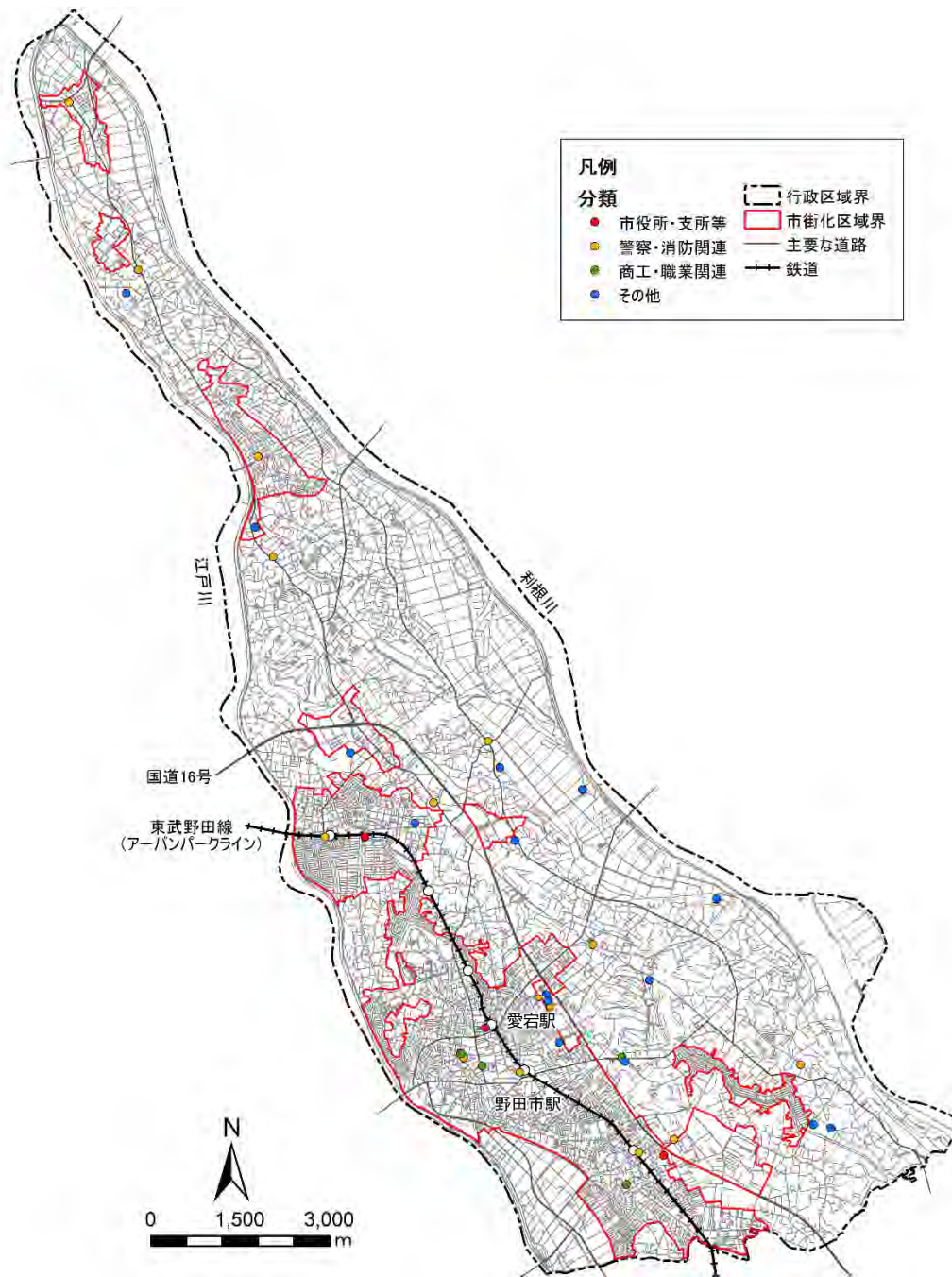


(5) 都市機能

1 行政施設

行政施設は、市役所・支所等 10 施設、消防・警察関連 15 施設、商工・職業関連 5 施設、その他 17 施設の計 47 施設が立地しています。行政施設は、市内に広く分布していますが、特に愛宕駅・野田市駅の周辺に集積しています。

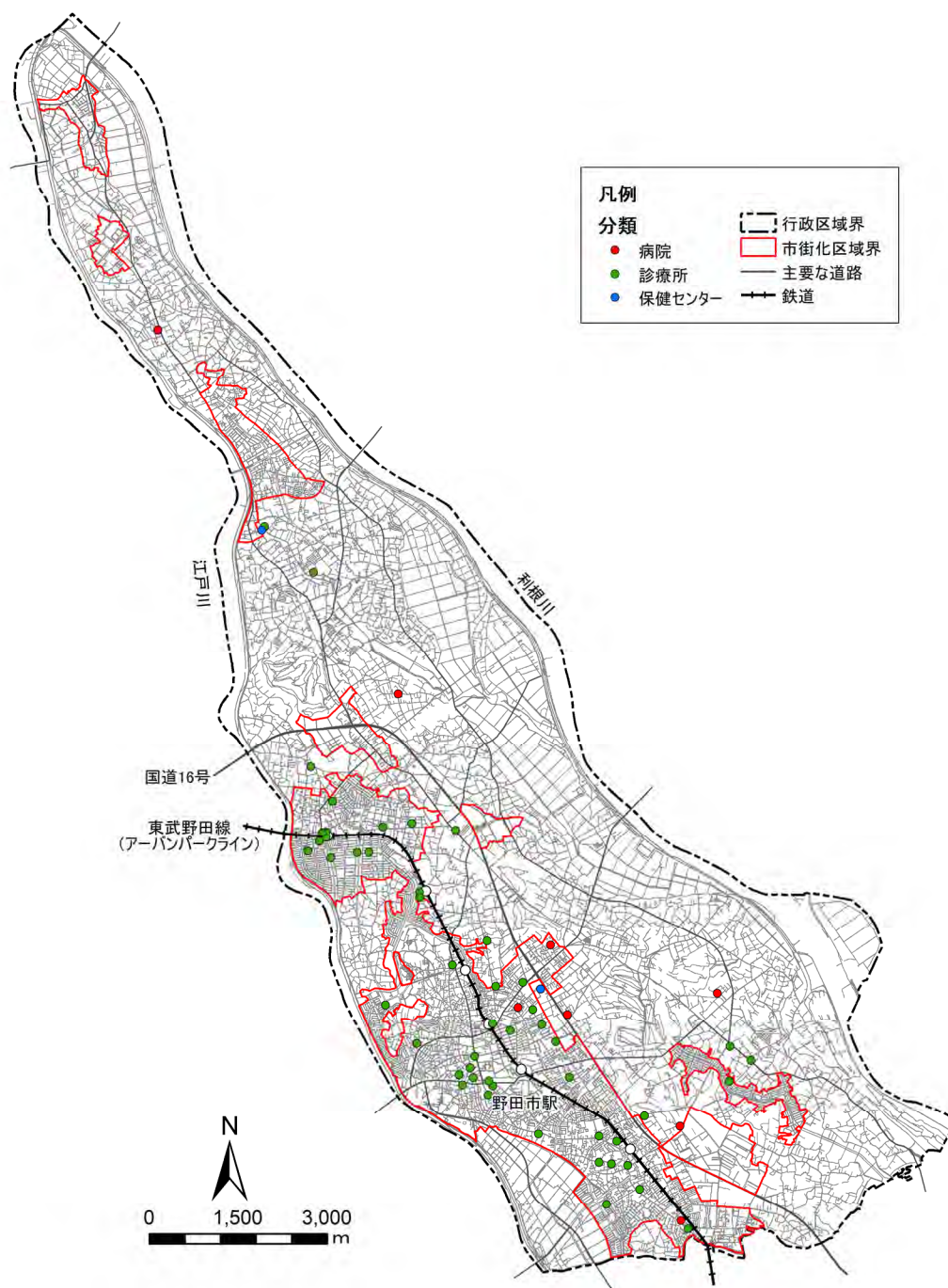
■ 行政施設位置図 [令和6年(2024年)6月確認]



2 医療施設

医療施設は、病院8施設、診療所56施設、保健センター2施設の66施設が立地しています。病院は市内に広く分布し、診療所は鉄道駅周辺を中心に分布しています。また、保健センターは関宿地域と野田地域に1施設ずつ立地しています。

■ 医療施設位置図 [令和6年（2024年）6月確認]



[出典：野田市医療機関マップ、野田市HP]

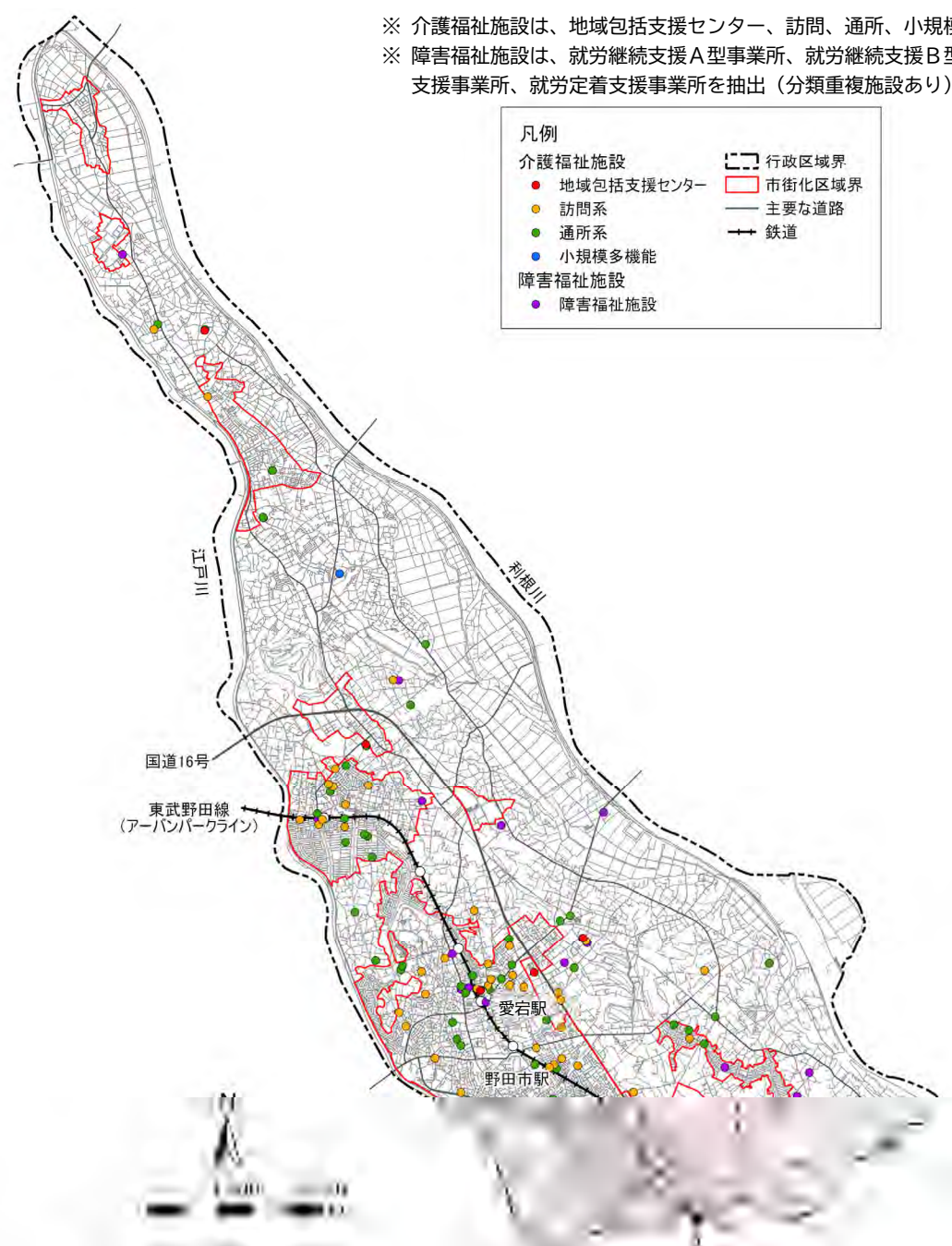


3 介護・障害福祉施設

介護福祉施設は、地域包括センター6施設、訪問系54施設、通所系63施設、小規模多機能2施設の計125施設が立地し、障害福祉施設は計18施設が立地しています。介護福祉施設は、主に野田地域の市街化区域内に集中し、特に愛宕駅周辺に集積しています。一方、その他の地域では施設数が少ない状況です。

■ 介護・障害福祉施設位置図 [令和7年(2025年)6月確認]

- ※ 介護福祉施設は、地域包括支援センター、訪問、通所、小規模多機能を抽出
- ※ 障害福祉施設は、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所を抽出（分類重複施設あり）

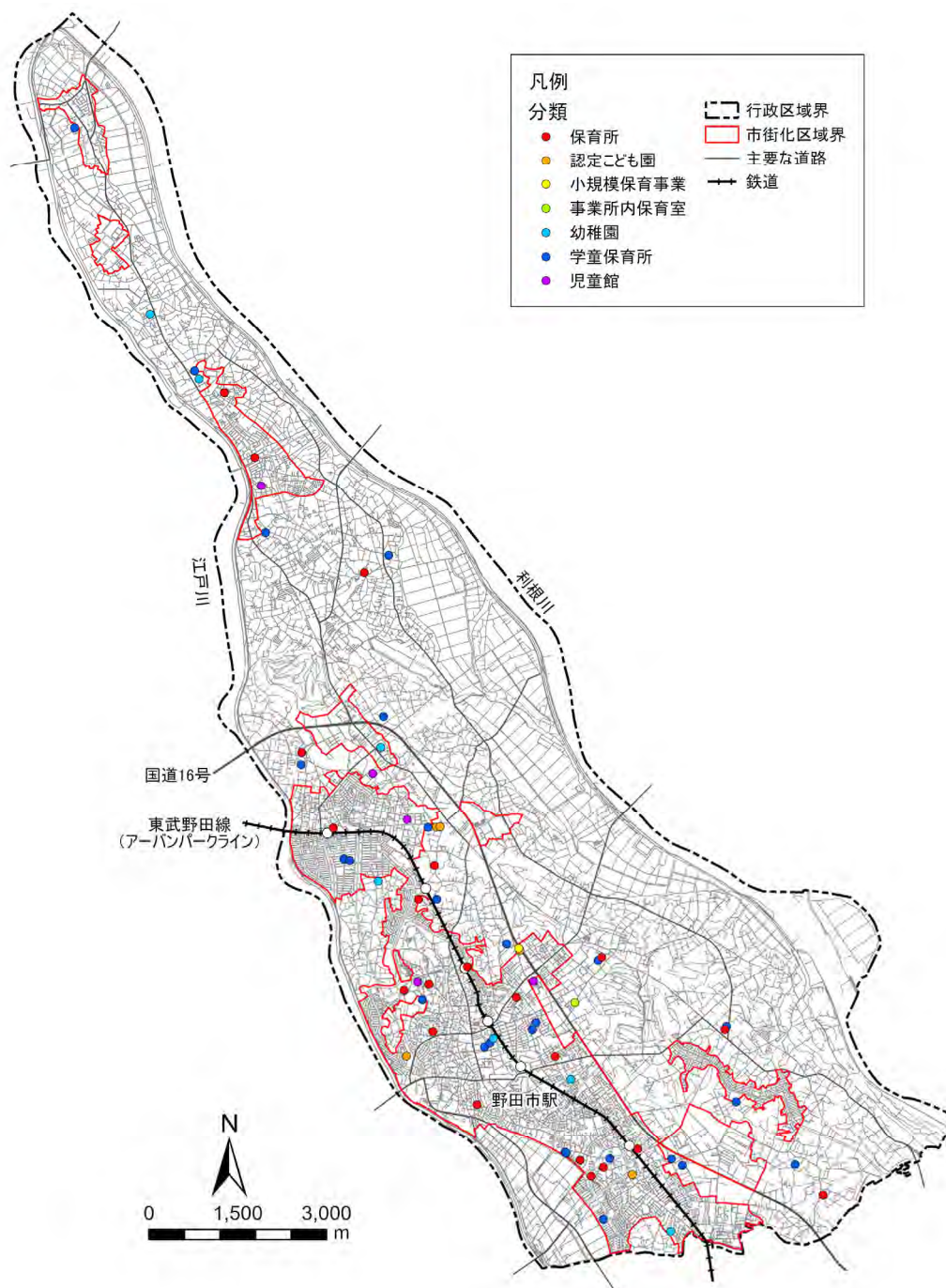


[出典：野田市HP、厚生労働省介護サービス情報公表システム、障がい福祉ガイドブック 令和7年度版]

4 子育て施設

子育て施設は、保育所 21 施設、認定こども園 5 施設、小規模保育事業 1 施設、事業所内保育室 1 施設、幼稚園 7 施設、学童保育所 28 施設、児童館 7 施設の計 77 施設が立地しており、主に野田地域の市街化区域内を中心に広い範囲に分布しています。

■ 子育て施設位置図 [令和7年(2025年)4月確認]



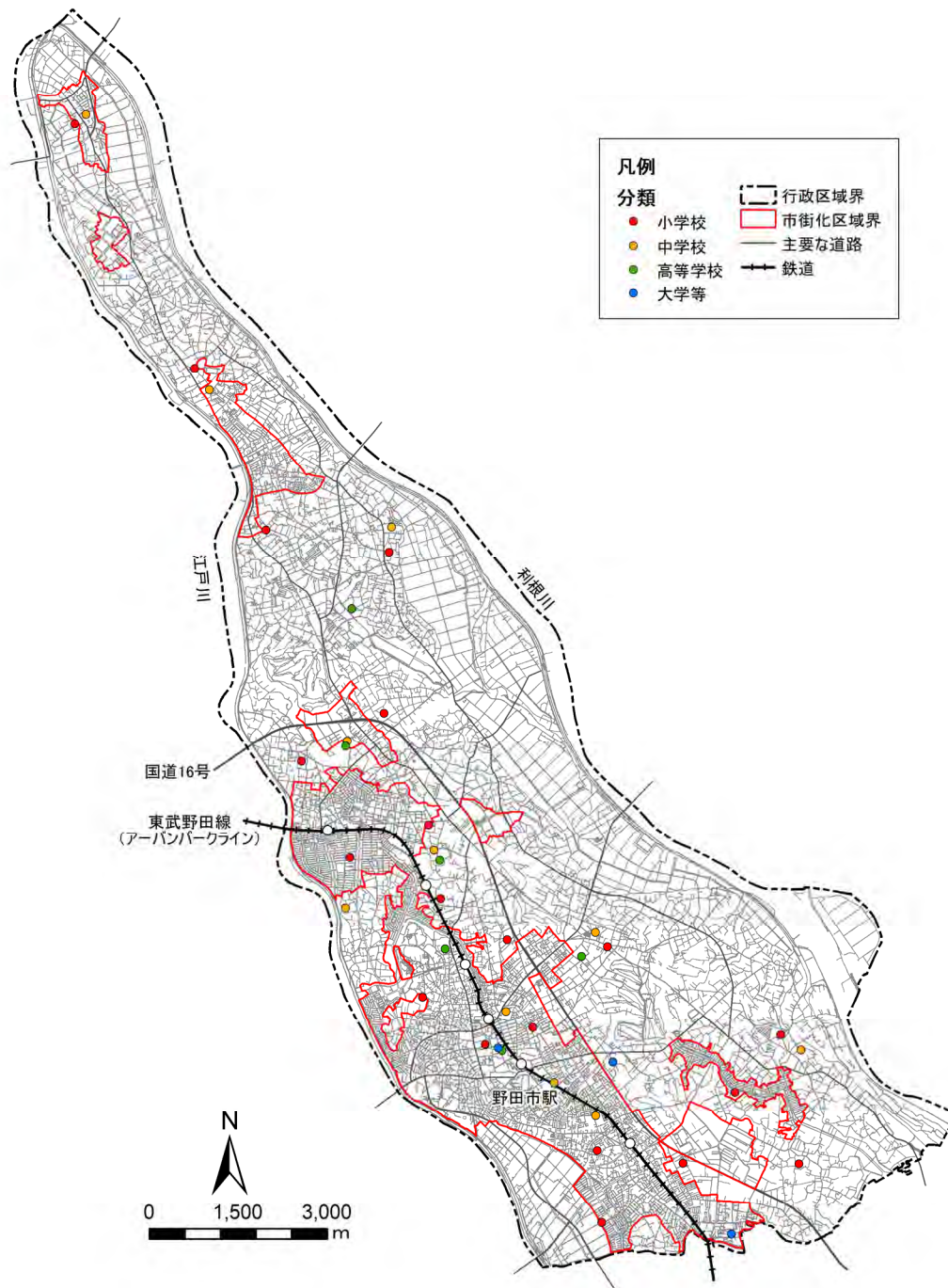
[出典：野田市HP]



5 教育施設

教育施設は、小学校 20 施設、中学校 12 施設、高等学校 6 施設、大学等 3 施設の計 41 施設が立地しています。小学校、中学校は市内に広く分布し、高等学校、大学等は野田地域に多く分布しています。

■ 教育施設位置図 [令和6年(2024年)6月確認]

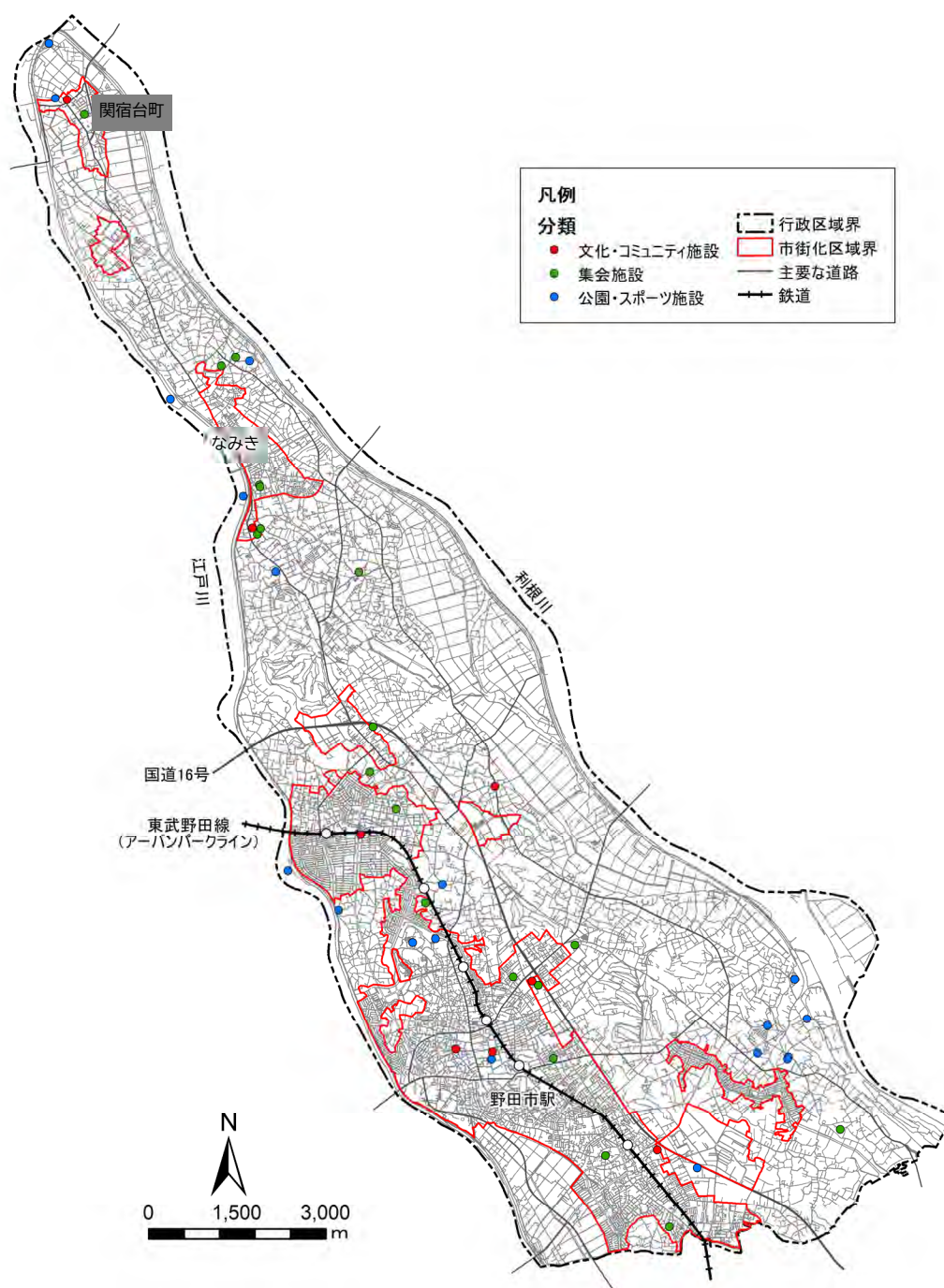


[出典：野田市HP]

6 文化施設

文化施設は、文化・コミュニティ施設 12 施設、集会施設 27 施設、公園・スポーツ施設 19 施設の計 58 施設が立地しています。文化施設は、市内に広く分布しています。

■ 文化施設位置図 [令和6年(2024年)9月確認]



[出典：野田市HP、野田市立図書館設置条例]

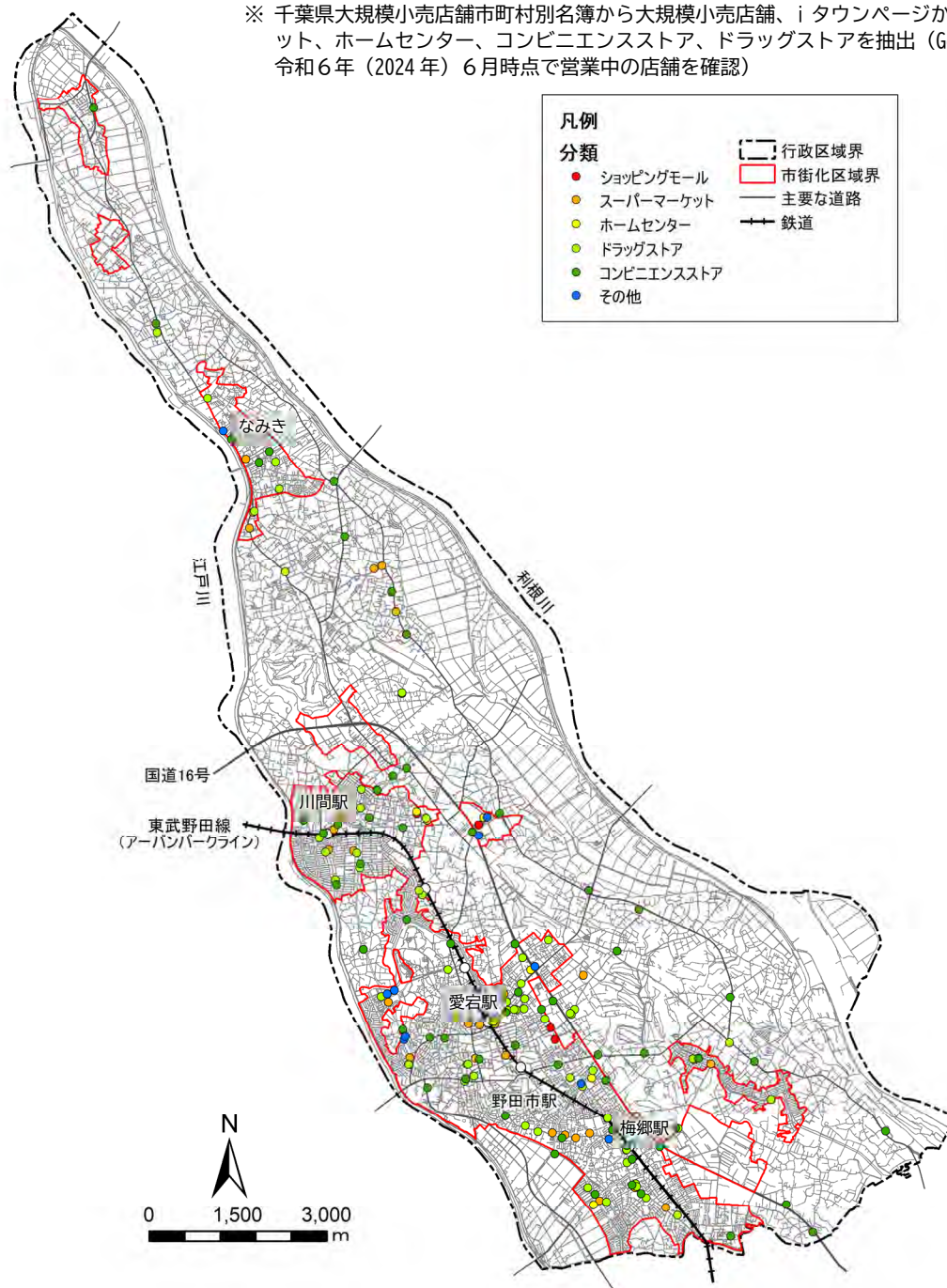


7 商業施設

商業施設は、ショッピングモール4店、スーパーマーケット33店、ホームセンター6店、ドラッグストア58店、コンビニエンスストア61店、その他10店の計172店が立地しています。商業施設は、市内に広く分布し、特になみき付近、川間駅・愛宕駅・梅郷駅周辺に集積しています。

■ 商業施設位置図 [令和6年(2024年)6月確認]

※ 千葉県大規模小売店舗市町村別名簿から大規模小売店舗、iタウンページから、スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアを抽出(Google マップを使用し令和6年(2024年)6月時点で営業中の店舗を確認)



[出典：iタウンページ、千葉県大規模小売店舗市町村別名簿]

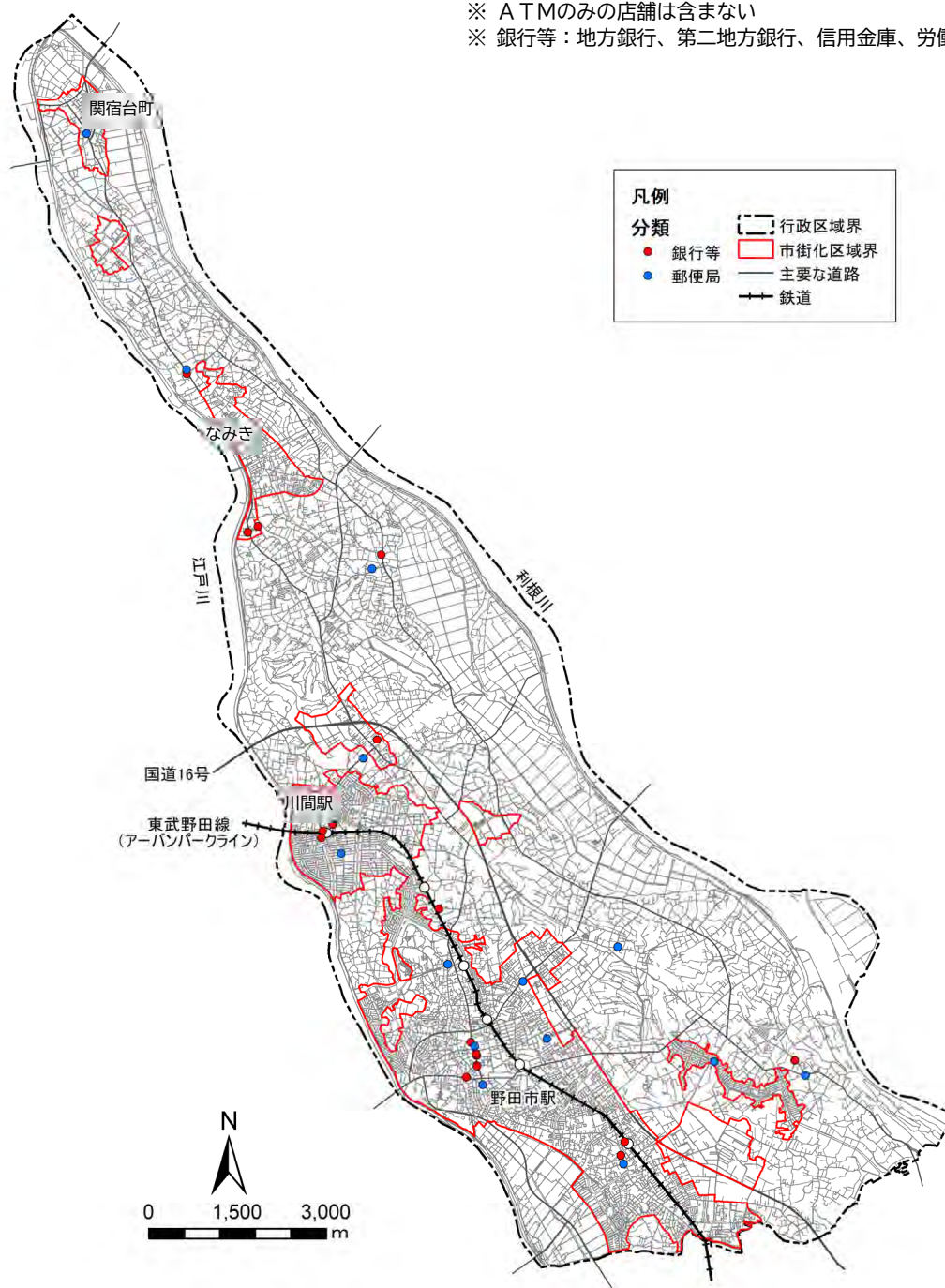
8 金融施設

金融機関は、銀行等 17 か所、郵便局 14 か所の計 31 か所が立地しています。金融機関は、川間駅周辺、野田市駅の西側に集積しています。

■ 金融機関位置図 [令和7年(2025年)1月確認]

※ ATMのみの店舗は含まない

※ 銀行等：地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合



[出典：各金融機関HP]



9 避難施設

避難施設は、指定避難所3か所、指定緊急避難場所17か所、指定緊急避難場所兼指定避難所59か所の計79か所が指定されています。

避難所・避難場所等位置図をみると、避難施設は市内に広く分布し、特に人口の多い市街化区域内に集積しています。

■ 避難施設位置図 [令和6年(2024年)9月確認]

- ※1：風水害（洪水）の際は指定緊急避難場所・指定避難所、地震・大規模事故の際は指定緊急避難場所であり、災害により指定区分が異なるが、ここでは指定緊急避難場所・指定避難所として分類
 ※2：指定緊急避難場所・指定避難所と指定緊急避難場所が重複



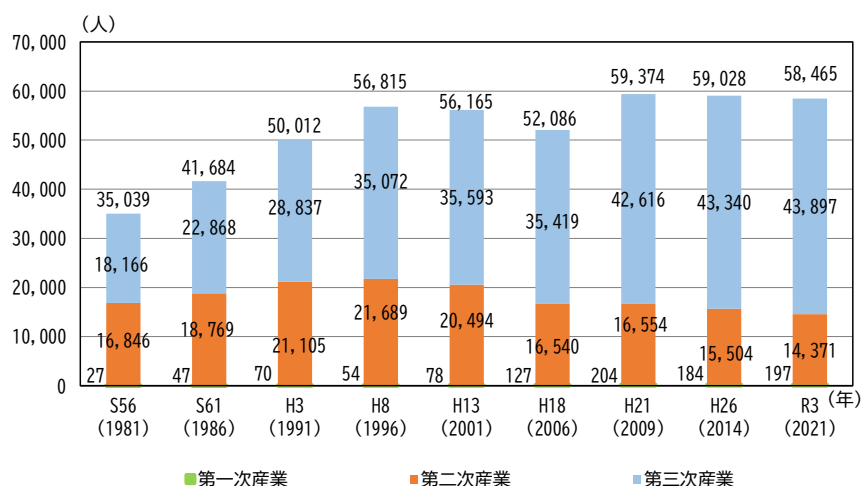
(6) 産業等

1 事業所・従業者

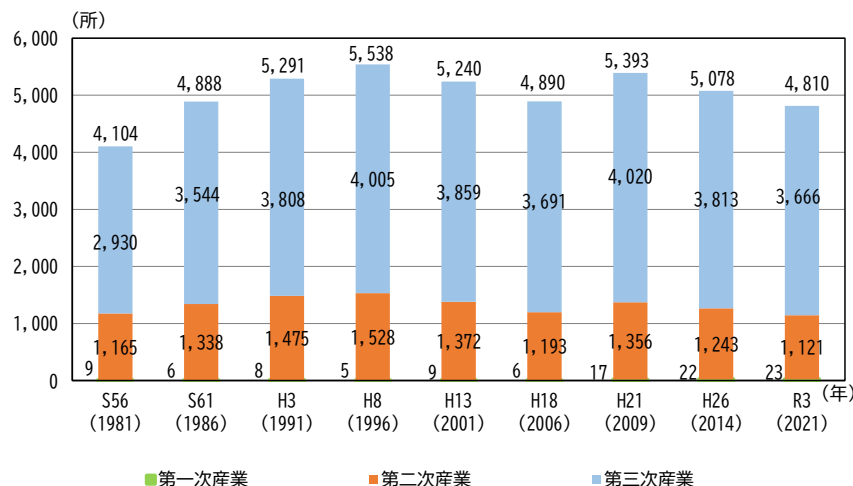
産業3部門別従業者数の推移をみると、従業者数は平成21年（2009年）をピークにほぼ横ばいで推移しています。令和3年（2021年）の従業者数は、第一次産業は197人（構成比0.3%）、第二次産業14,371人（構成比24.6%）、第三次産業43,897人（構成比75.1%）と第三次産業が主な産業となっています。

産業3部門別事業所数の推移をみると、事業所数は平成8年（1996年）まで増加し、ここ数年は減少傾向となっています。令和3年（2021年）の事業所数は、第一次産業23所（構成比0.5%）、第二次産業1,121所（構成比23.3%）、第三次産業3,666所（構成比76.2%）となっています。

■ 産業3部門別従業者数の推移



■ 産業3部門別事業所数の推移



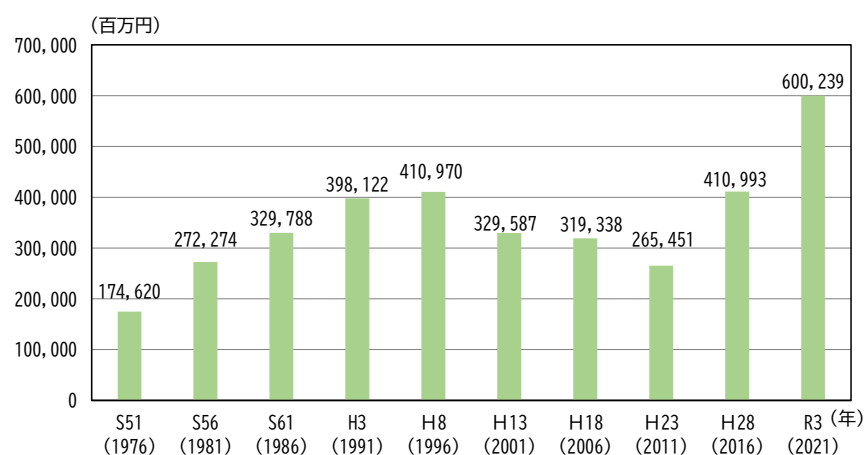
[出典：企業・事業所統計、経済センサス]



2 工業

工業の動向（製造品出荷額等）をみると、平成8年（1996年）の約4,110億円から減少傾向で推移していましたが、平成28年（2016年）以降大幅に増加し、令和3年（2021年）には約6,002億円となっています。

■ 工業の動向（製造品出荷額等）



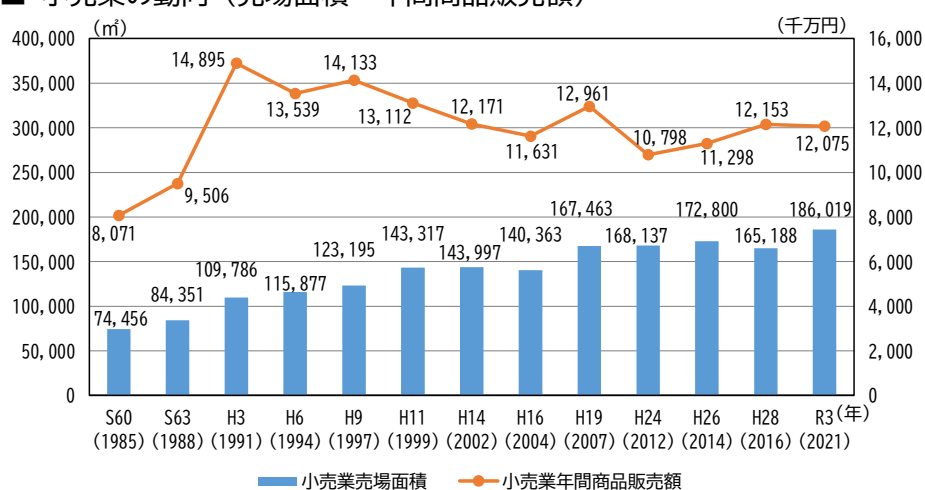
[出典：工業統計、経済センサス、経済構造実態調査]

3 小売業

小売業の動向（売場面積・年間商品販売額）をみると、売場面積は増加傾向で推移し、令和3年（2021年）には186,019㎡となっています。

年間商品販売額は、平成3年（1991年）の約1,490億円をピークにゆるやかな減少傾向で推移し、令和3年（2021年）には、約1,208億円と、平成3年（1991年）より約2割の減少となっています。

■ 小売業の動向（売場面積・年間商品販売額）



[出典：商業統計、経済センサス]



(7) 財政

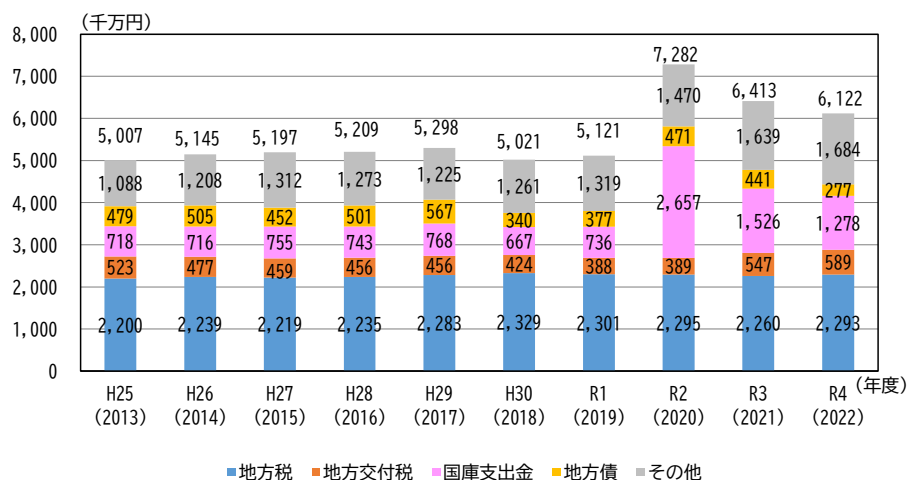
1 歳入・歳出

歳入額の推移（普通会計）をみると、令和元年度（2019年度）までは、地方税が約220～230億円、地方交付税が約40～50億円、国庫支出金が約70～75億円、地方債が約35～55億円の合計約500～530億円で推移しています。

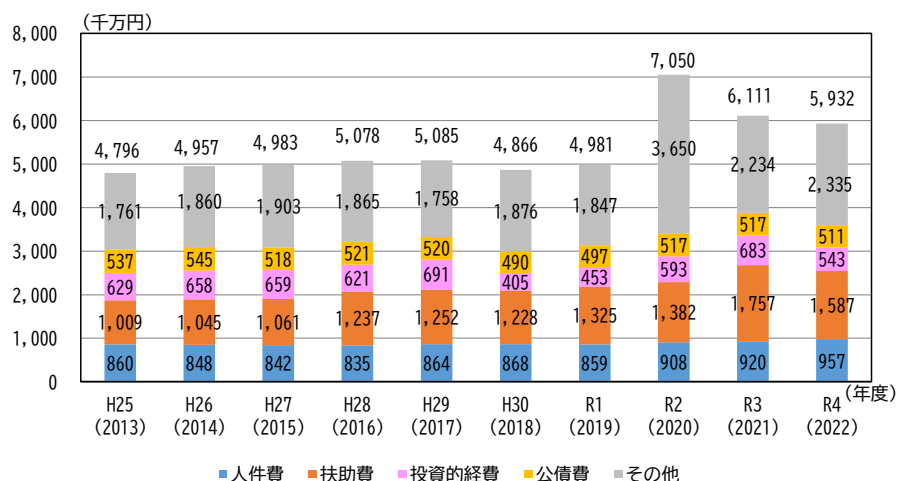
歳出額の推移（普通会計）をみると、令和元年度（2019年度）までは、人件費約85億円、扶助費100～130億円、投資的経費40～65億円、公債費約50億円の合計約480～500億円で推移しています。特に扶助費は年々増加傾向で推移しています。

なお、令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入では新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等、歳出では補助交付金等が膨らみ、歳入・歳出額が大幅に増加しています。

■ 歳入額の推移（普通会計）



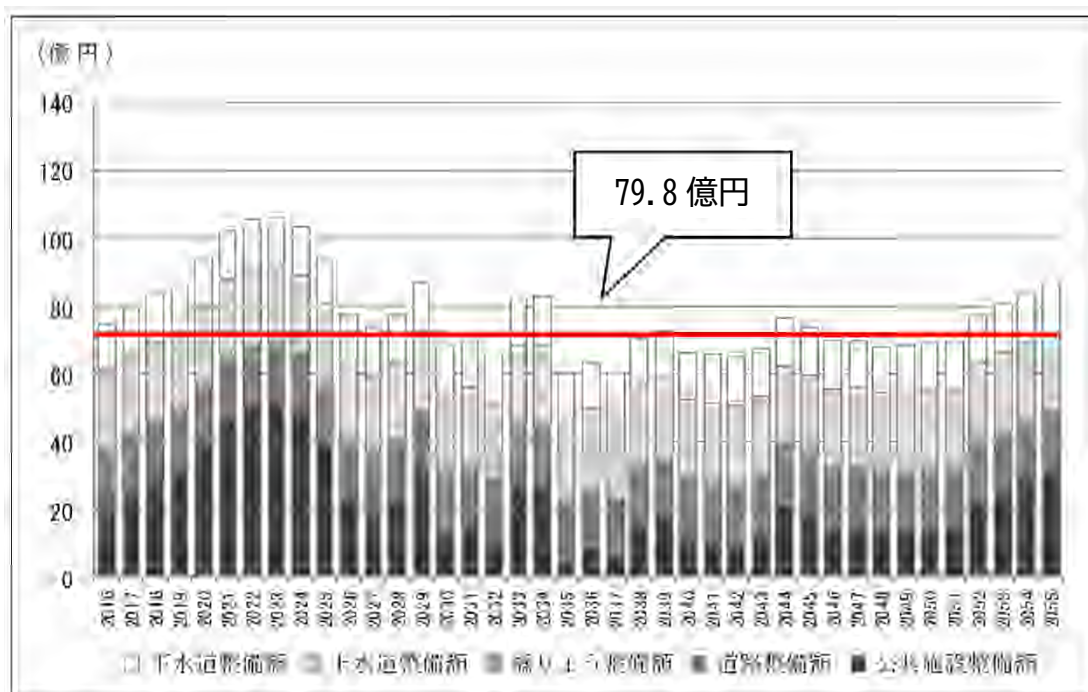
■ 歳出額の推移（普通会計）



2 公共施設

長寿命化による公共施設及びインフラ資産の将来更新費用推計をみると、平成 28 年（2016 年）から令和 37 年（2055 年）の 40 年間の 1 年当たりの平均更新費用は 79.8 億円と想定され、現在の公共施設に対する平均投資額を下回っています。しかし、将来更新費用には、今後整備されるインフラの新規整備や公共施設の日常の維持修繕等に係る費用は計上されないため、実質的な将来の更新費用は、推計結果より高額になることが予想されます。

■ 長寿命化による公共施設及びインフラ資産の将来更新費用推計



[出典：野田市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定（令和 4 年（2022 年）3 月一部改訂）
（令和 7 年（2025 年）1 月一部改訂）]



(8) 災害リスク

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。

そのため、以下に整理した災害ハザード情報について確認するとともに、本市において特に甚大な被害をもたらす恐れがある災害については、災害ハザード情報、避難施設、都市機能施設、人口分布等の都市情報を重ね合わせることで、本市における災害リスクの分析を行います。なお、避難施設の重ね合わせは、災害リスクのある地域から避難施設へ迅速な避難が可能か確認するため、避難施設の徒歩圏※（500m圏、800m圏）を重ね合わせます。

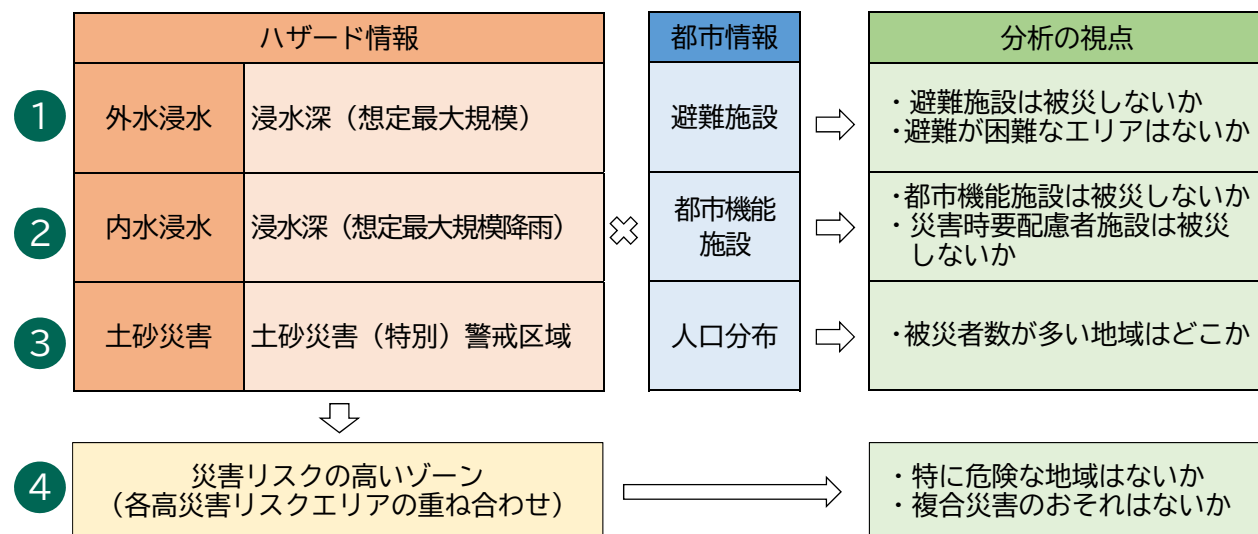
あわせて、高災害リスクエリアを設定し、災害リスクの高いゾーンの抽出及び課題の整理を行います。

■ 本市における主な災害ハザード情報

種別	災害ハザード情報	出典
外水浸水	浸水深（計画規模）	・江戸川、利根運河：国土数値情報 データ基準年度：令和5年度（2023年度）版 ・利根川：国土数値情報 データ基準年度：令和元年度（2019年度）版
	浸水深（想定最大規模）	・江戸川、利根川、利根運河：国土数値情報 データ基準年度：令和5年度（2023年度）版 ・座生川・座生川支川：ちば情報マップ 推計年：令和4年（2022年）3月
	家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）	・江戸川、利根川、利根運河：国土数値情報 データ基準年度：令和5年度（2023年度）版
	浸水継続時間（想定最大規模）	・江戸川、利根川、利根運河：国土数値情報 データ基準年度：令和5年度（2023年度）版
内水浸水	浸水深（計画降雨）	・内水浸水想定区域図（案） 作成年：令和5年（2023年）
	浸水深（既往最大降雨）	・内水浸水想定区域図（案） 作成年：令和5年（2023年）
	浸水深（想定最大規模降雨）	・内水浸水想定区域図（案） 作成年：令和5年（2023年）
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域	・野田市
大規模盛土造成地	大規模盛土造成地（谷埋め型、腹付け型）	・国土数値情報 データ基準年度：令和5年度（2023年度）版
地震	揺れやすさマップ	・野田市地震ハザードマップ 更新年：令和6年11月

：本市において特に甚大な被害をもたらす恐れがある災害

■ 重ね合わせイメージと分析の視点



※ 徒歩圏の根拠

徒歩圏	根拠
500m圏	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁、平成 25 年（2013 年）3 月）から、「避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度」を使用
800m圏	都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省、平成 26 年（2014 年）8 月）から、「一般的な徒歩圏である 800m」を使用



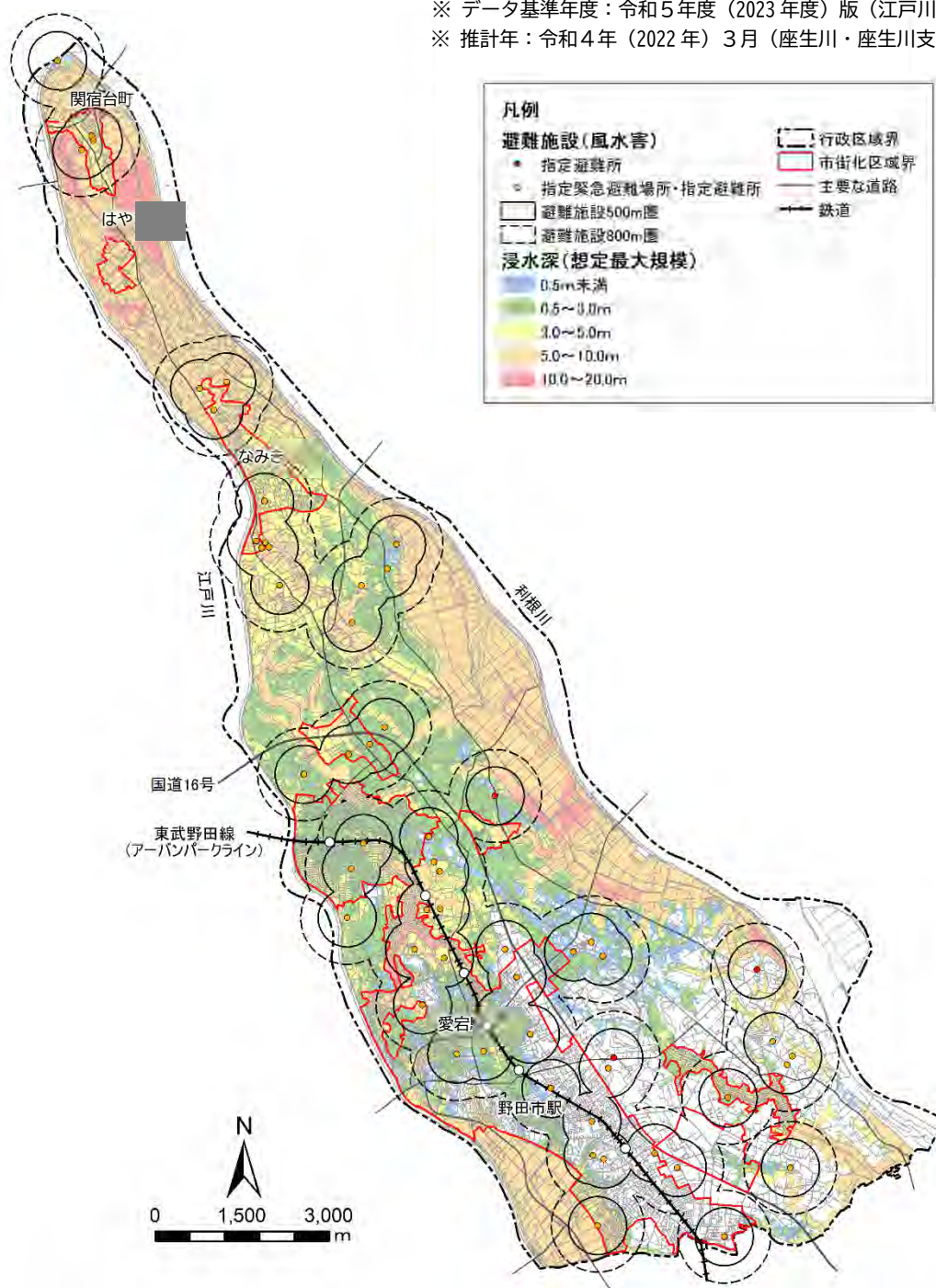
1 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市情報の重ね合わせ

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と避難施設の重ね合わせをみると、多くの避難施設が洪水浸水想定区域（想定最大規模）に立地しています。特に市街化区域の清水公園駅周辺・関宿台町・なみき付近では浸水深 3.0m以上の区域に避難施設が立地しています。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と避難施設 【令和6年（2024年）9月確認】

※ データ基準年度：令和5年度（2023年度）版（江戸川・利根川・利根運河）

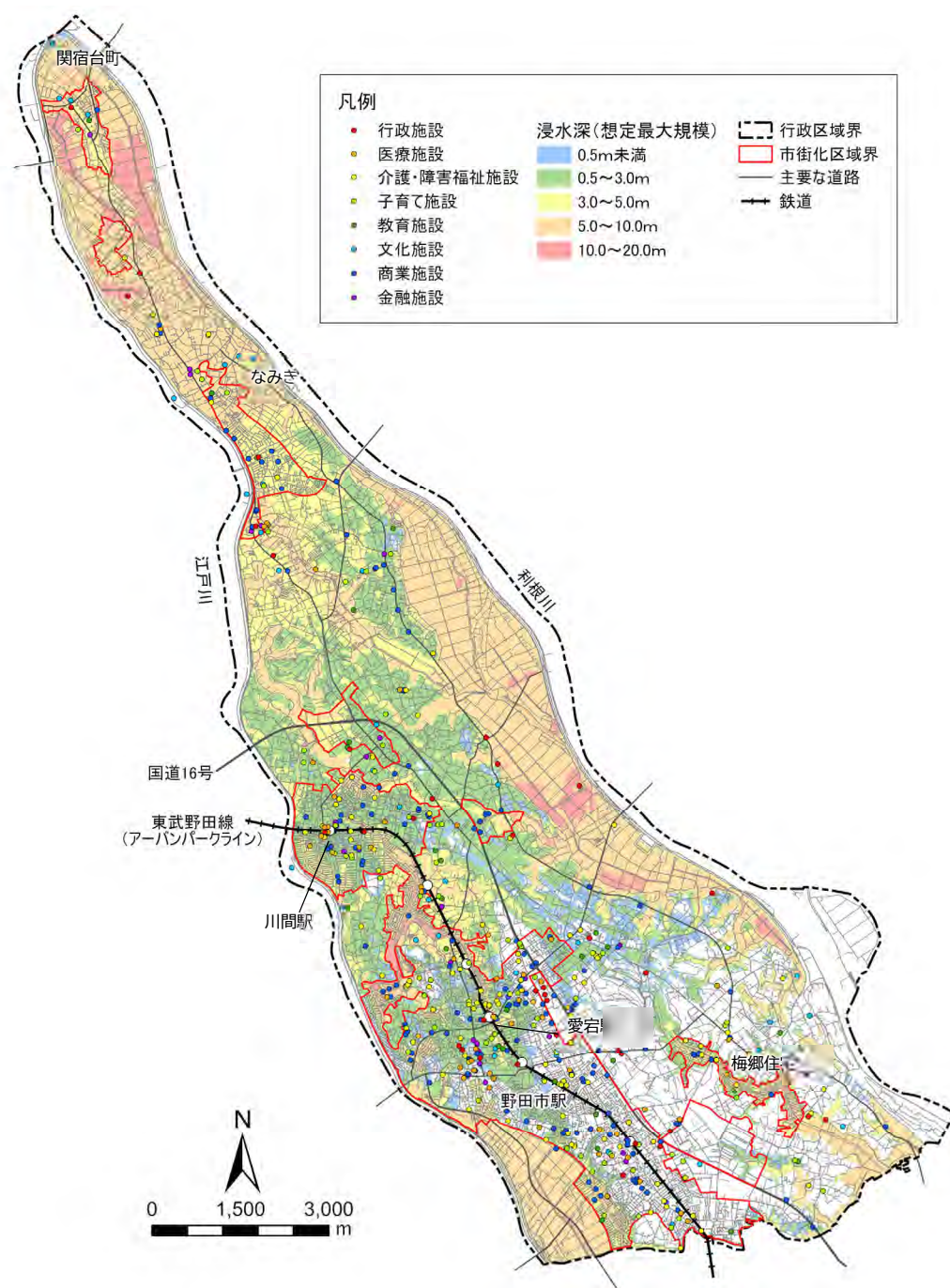
※ 推計年：令和4年（2022年）3月（座生川・座生川支川）



【出典：国土数値情報、ちば情報マップ】

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市機能施設の重ね合わせをみると、多くの都市機能施設が洪水浸水想定区域（想定最大規模）に立地しています。特に、市街化区域の関宿台町・なみぎ付近では浸水深 3.0m 以上、七光台駅周辺付近では浸水深 5.0m 以上の区域に都市機能施設が立地しています。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市機能施設 [令和6年（2024年）9月確認]

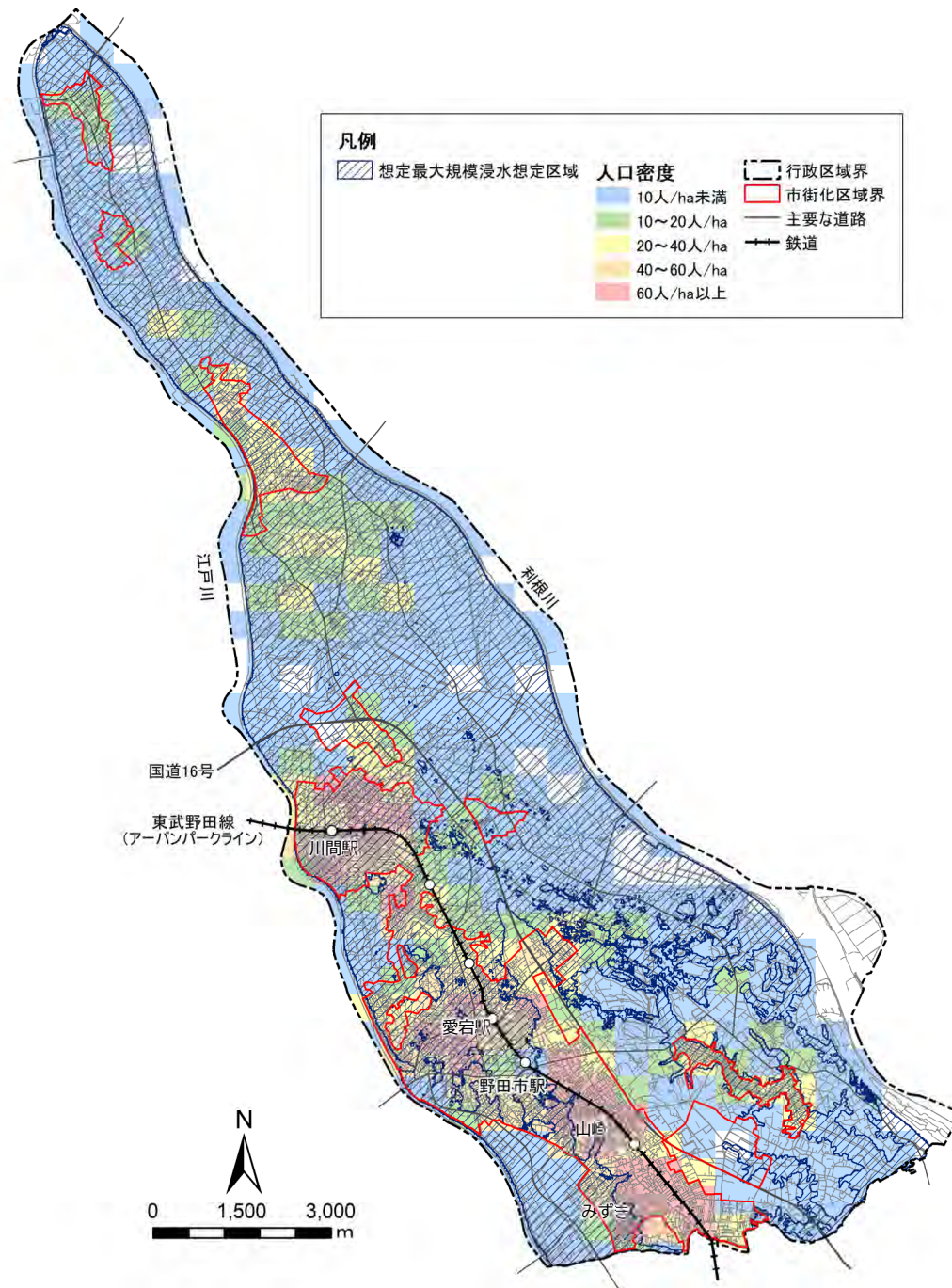




洪水浸水想定区域（想定最大規模）と人口分布の重ね合わせをみると、60 人/ha 以上の浸水想定区域は、市街化区域の川間駅・愛宕駅・野田市駅周辺や山崎・みずき付近に分布しています。

市街化調整区域には、60 人/ha 以上の浸水想定区域は分布していません。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と人口分布

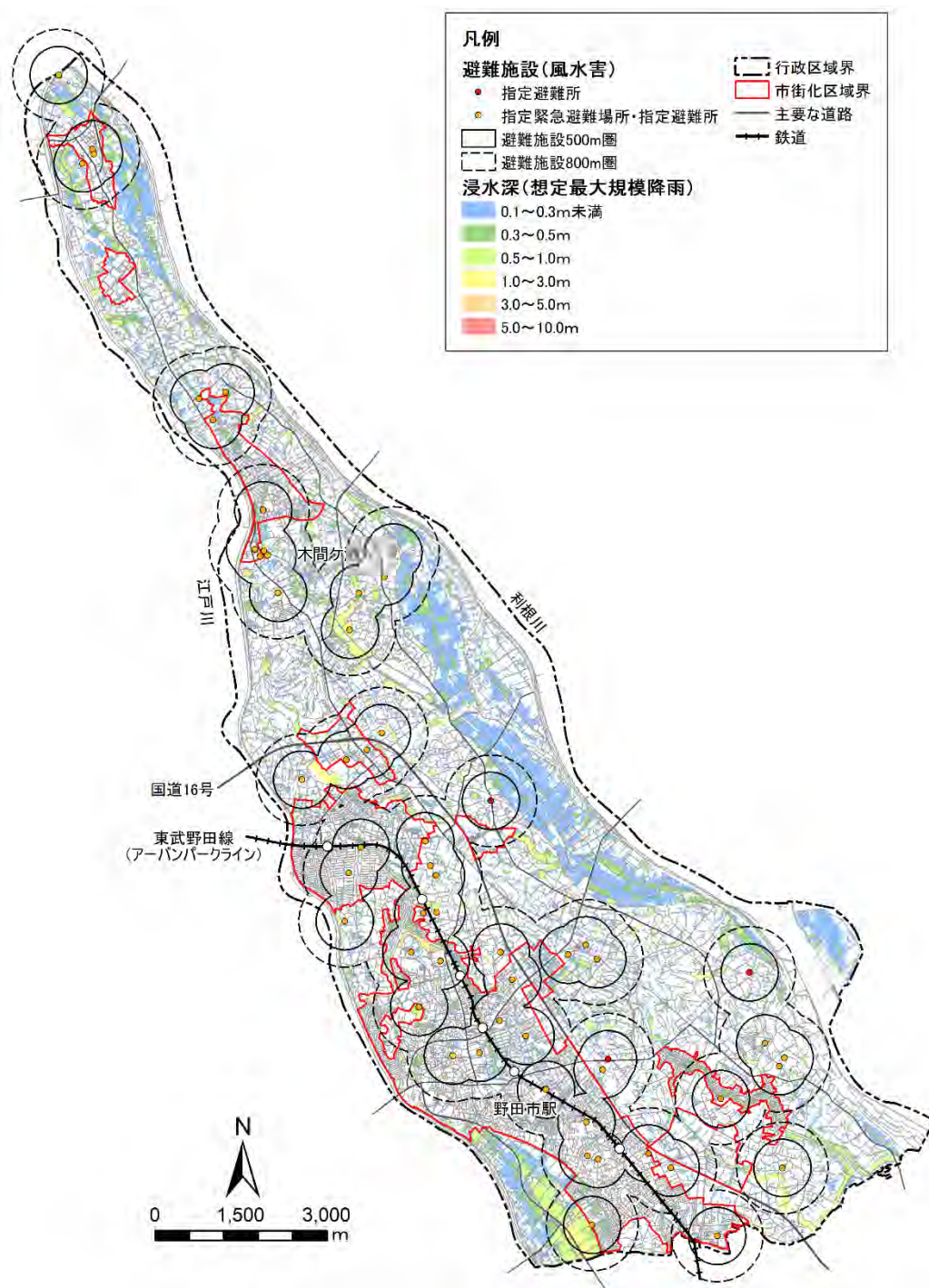


2 内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と都市情報の重ね合わせ

内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と避難施設の重ね合わせをみると、市街化区域では避難施設は概ね浸水想定区域外に立地しています。

市街化調整区域では木間ヶ瀬付近などで一部の避難施設が浸水想定区域に立地しています。

■ 内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と避難施設

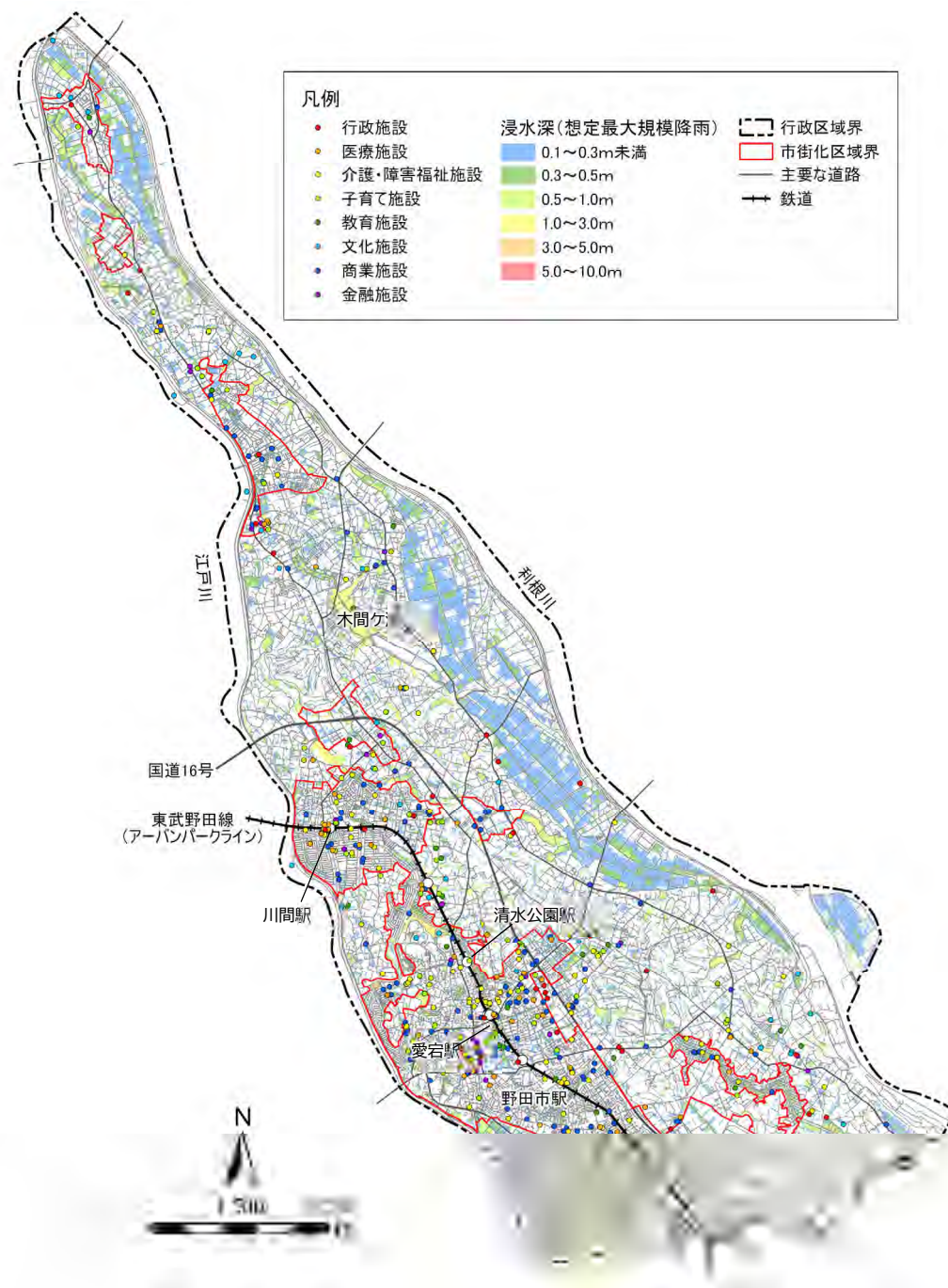




内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と都市機能施設の重ね合わせをみると、市街化区域では川間駅・清水公園駅・愛宕駅・野田市駅の周辺で一部の都市機能施設が浸水想定区域に立地しています。

市街化調整区域では木間ヶ瀬付近や利根川沿いの低地部で一部の都市機能施設が浸水想定区域に立地しています。

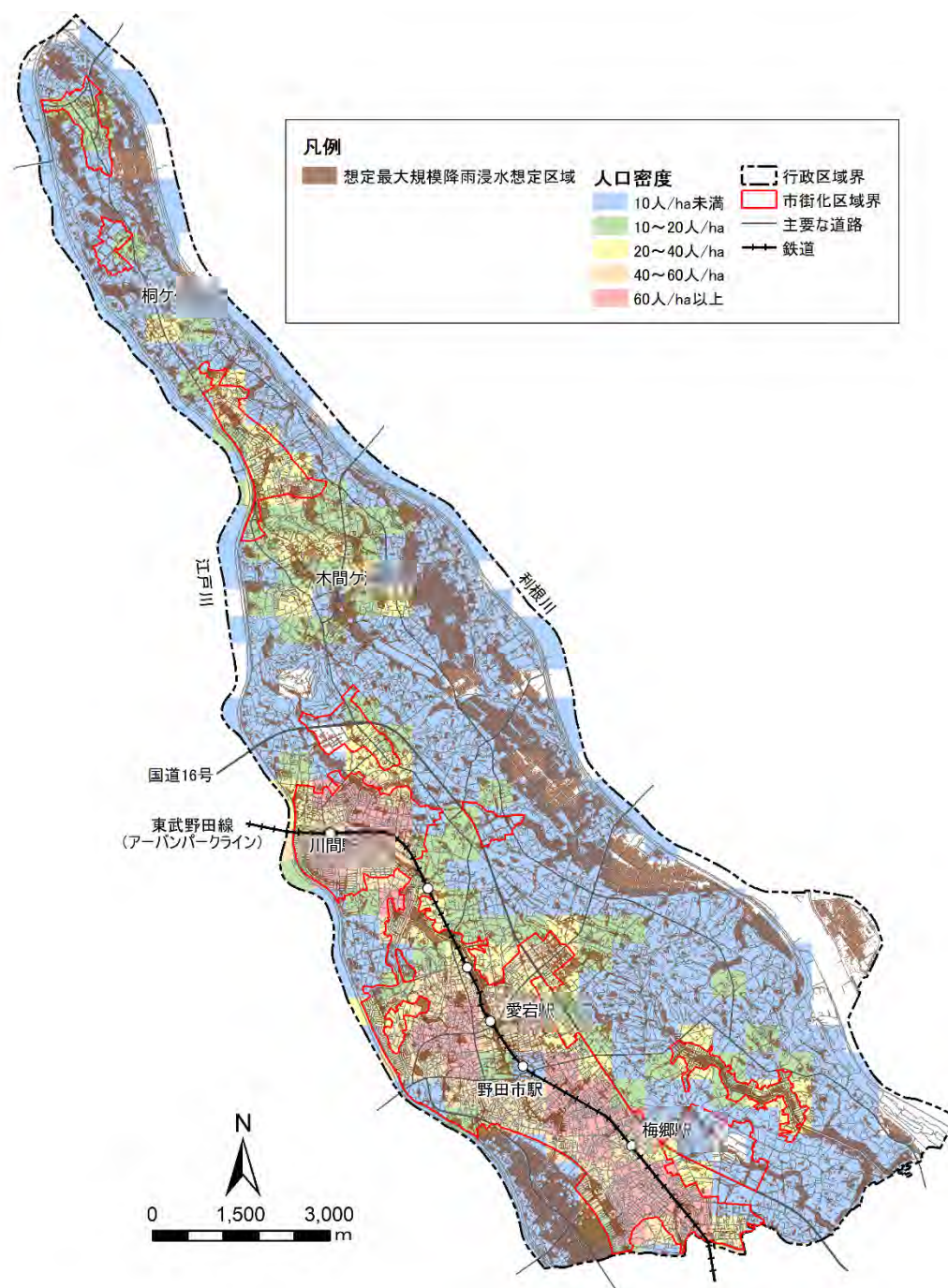
■ 内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と都市機能施設



内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と人口分布の重ね合わせをみると、60 人/ha 以上の浸水想定区域は、市街化区域の川間駅北東部・愛宕駅西部・野田市駅南東部周辺やみずき付近に分布しています。

市街化調整区域には、60 人/ha 以上の浸水想定区域は分布していません。

■ 内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と人口分布



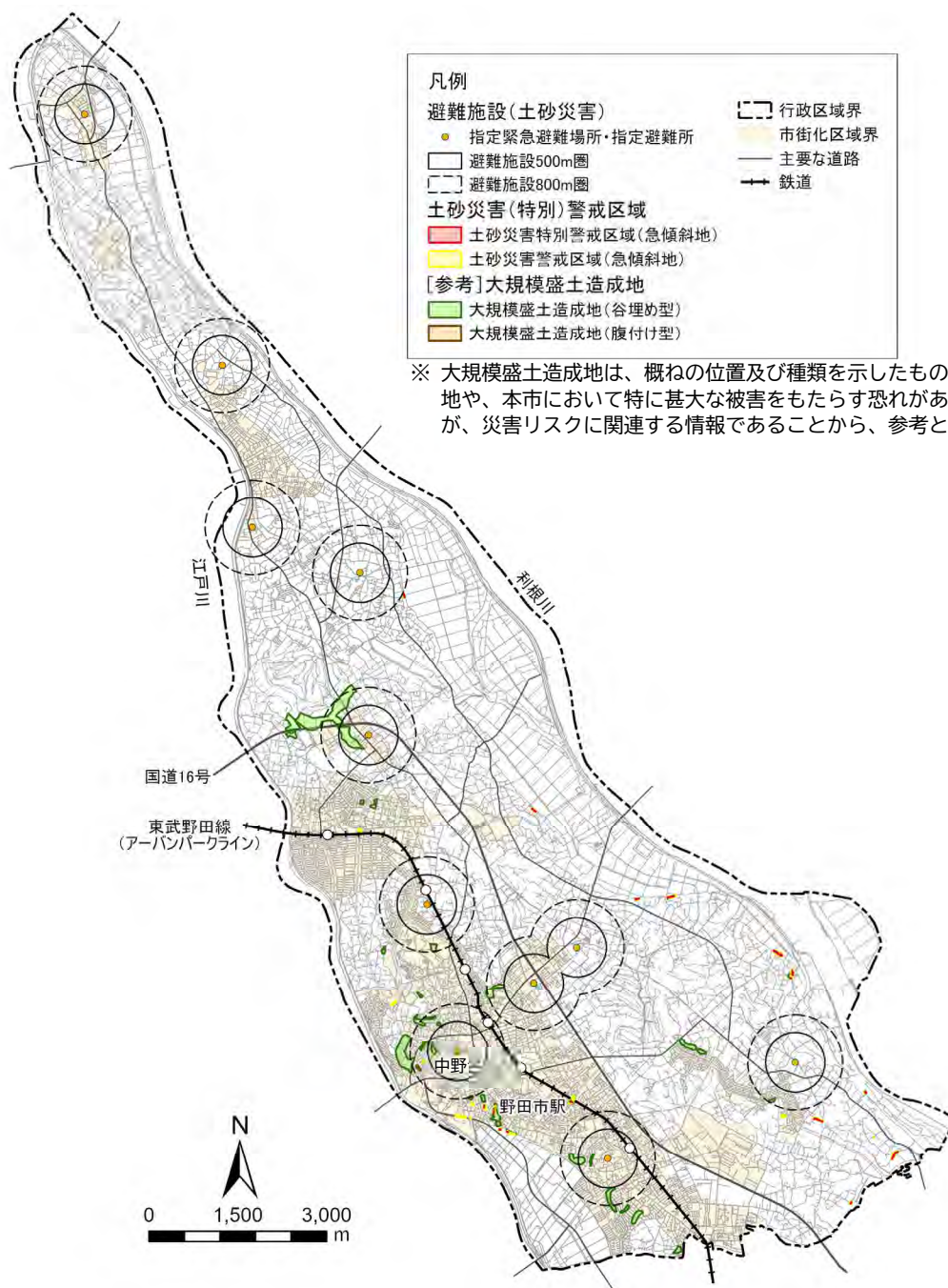


3 土砂災害（特別）警戒区域と都市情報の重ね合わせ

土砂災害（特別）警戒区域と避難施設の重ね合わせをみると、全ての避難施設が土砂災害（特別）警戒区域外に立地しています。

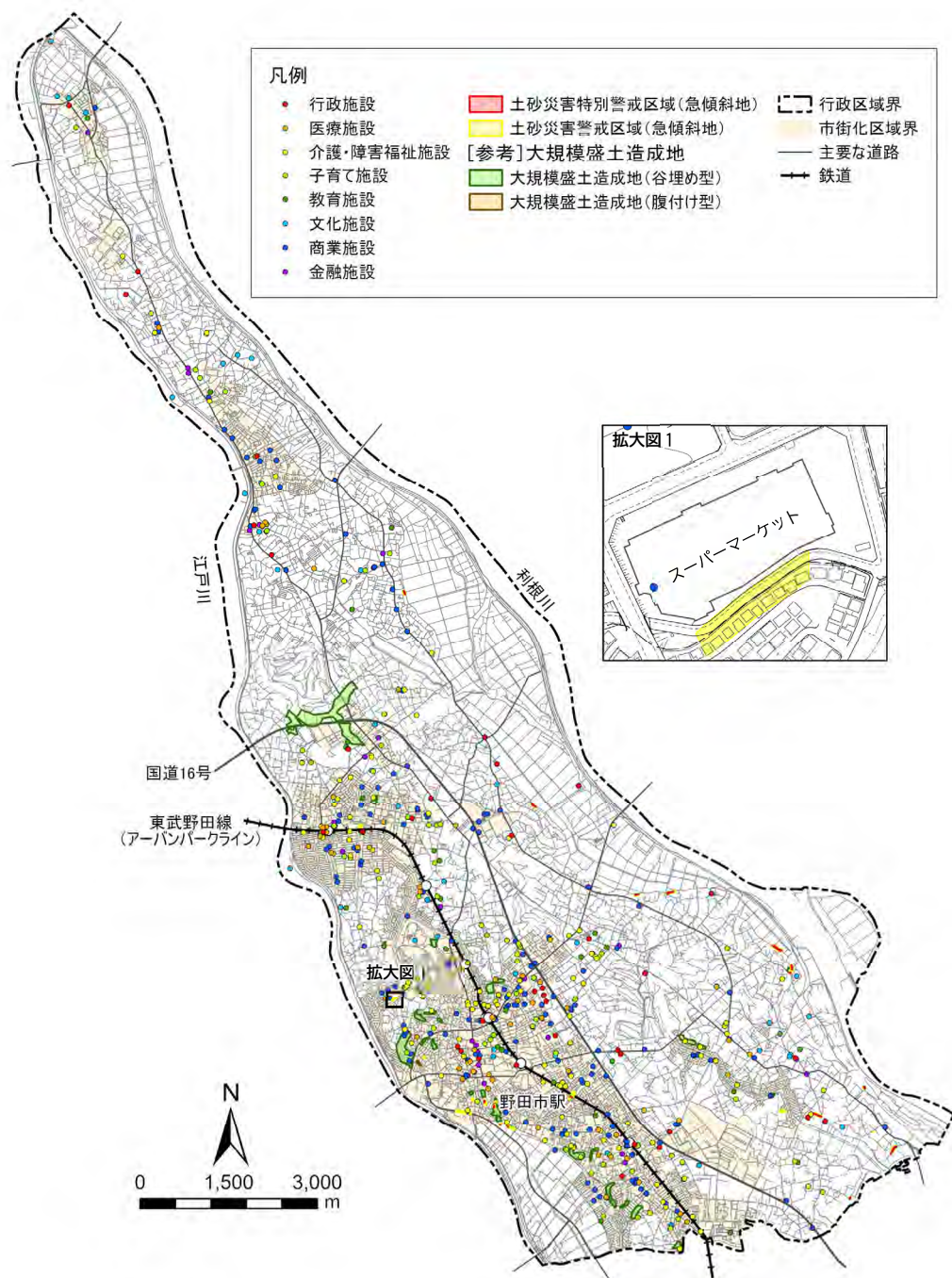
また、中野台付近を除き、全ての土砂災害（特別）警戒区域は避難施設の800m圏外に分布しています。

■ 土砂災害（特別）警戒区域と避難施設



土砂災害（特別）警戒区域と都市機能施設の重ね合わせをみると、野田地域の市街化区域に立地する一部の都市機能施設（スーパーマーケット）は土砂災害警戒区域付近に立地しているが、それ以外の施設は土砂災害（特別）警戒区域外に立地しています。

■ 土砂災害（特別）警戒区域と都市機能施設

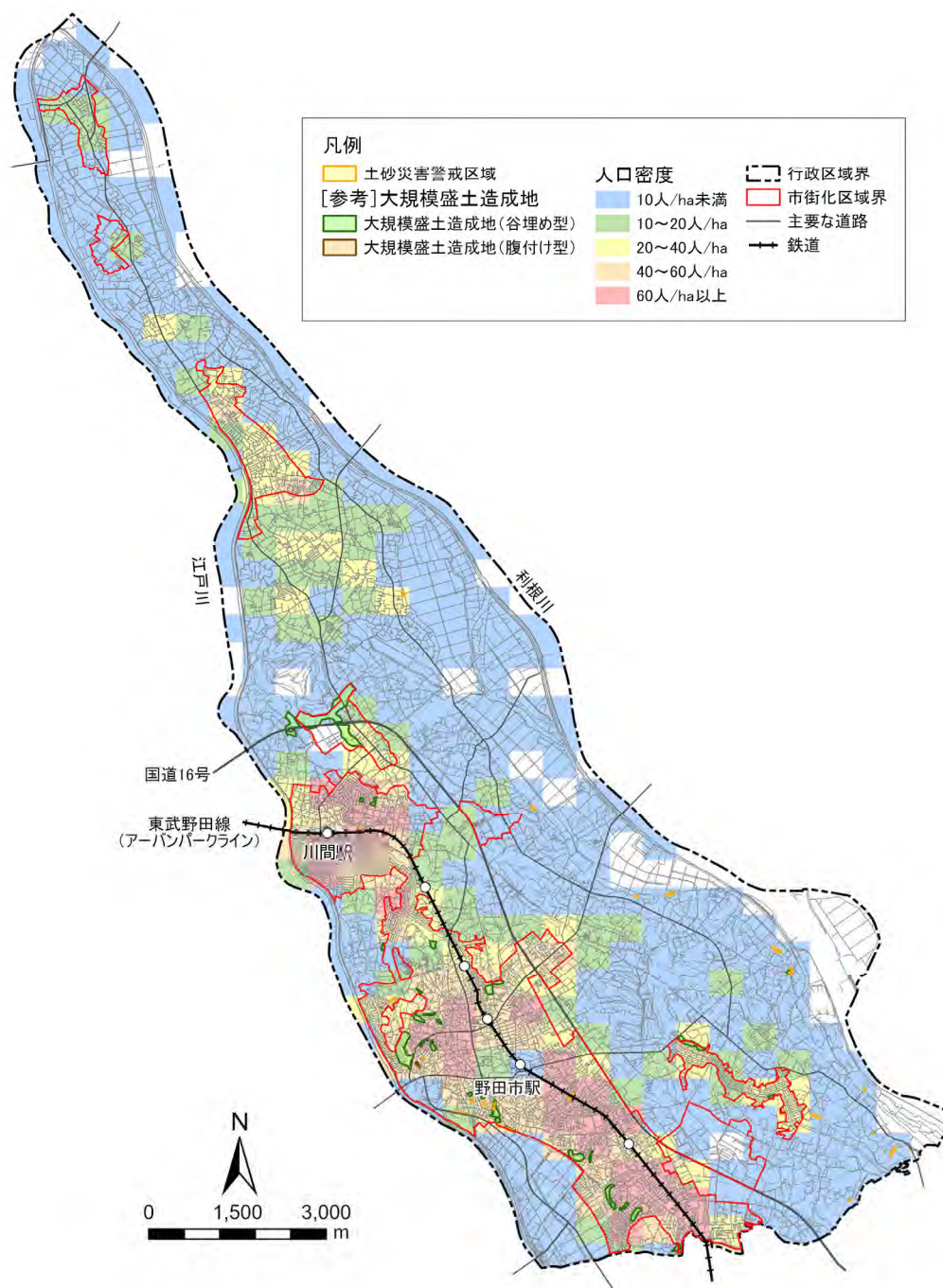




土砂災害警戒区域と人口分布の重ね合わせをみると、60 人/ha 以上の土砂災害警戒区域は市街化区域の川間駅や野田市駅の東側に分布しています。

市街化調整区域には、60 人/ha 以上の土砂災害警戒区域は分布していません。

■ 土砂災害警戒区域と人口分布



4 災害リスクの高いゾーン（各高災害リスクエリアの重ね合わせ）

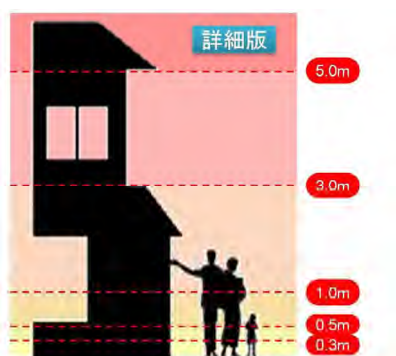
災害時に特に危険性の高いエリアを把握するため、各災害の「高リスクエリア」を設定するとともに、災害は単独ではなく複数のものが同時に発生することも想定されるため、各災害を重ね合わせて、「災害リスクが高いゾーン」の抽出を行います。

「高災害リスクエリア」の設定基準は下表のとおりです。

■ 高災害リスクエリアの設定基準

災害種別	高災害リスクエリアの基準	根拠
外水浸水	想定最大規模の洪水発生時の浸水深 3 m 以上	二階の床上まで浸水する浸水深（※下図参照）
	浸水継続時間 72 時間以上区域	浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間（※下図参照）
	家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
内水浸水	想定最大規模降雨時の浸水深 3 m 以上	二階の床上まで浸水する浸水深（※下図参照）
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域

■ 洪水浸水深の目安



〔出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（平成27（2015）年7月）〕

■ 各家庭における食料・飲料水の備蓄の状況

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



〔出典：平成19年度東海地震についての県民意識調査（平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室）、平成20年度第37回県政に関する世論調査（平成21年3月、千葉県総合企画部報道広報課広報室）※「水害の被害指標分析の手引」（H25 試行版）国土交通省より引用〕

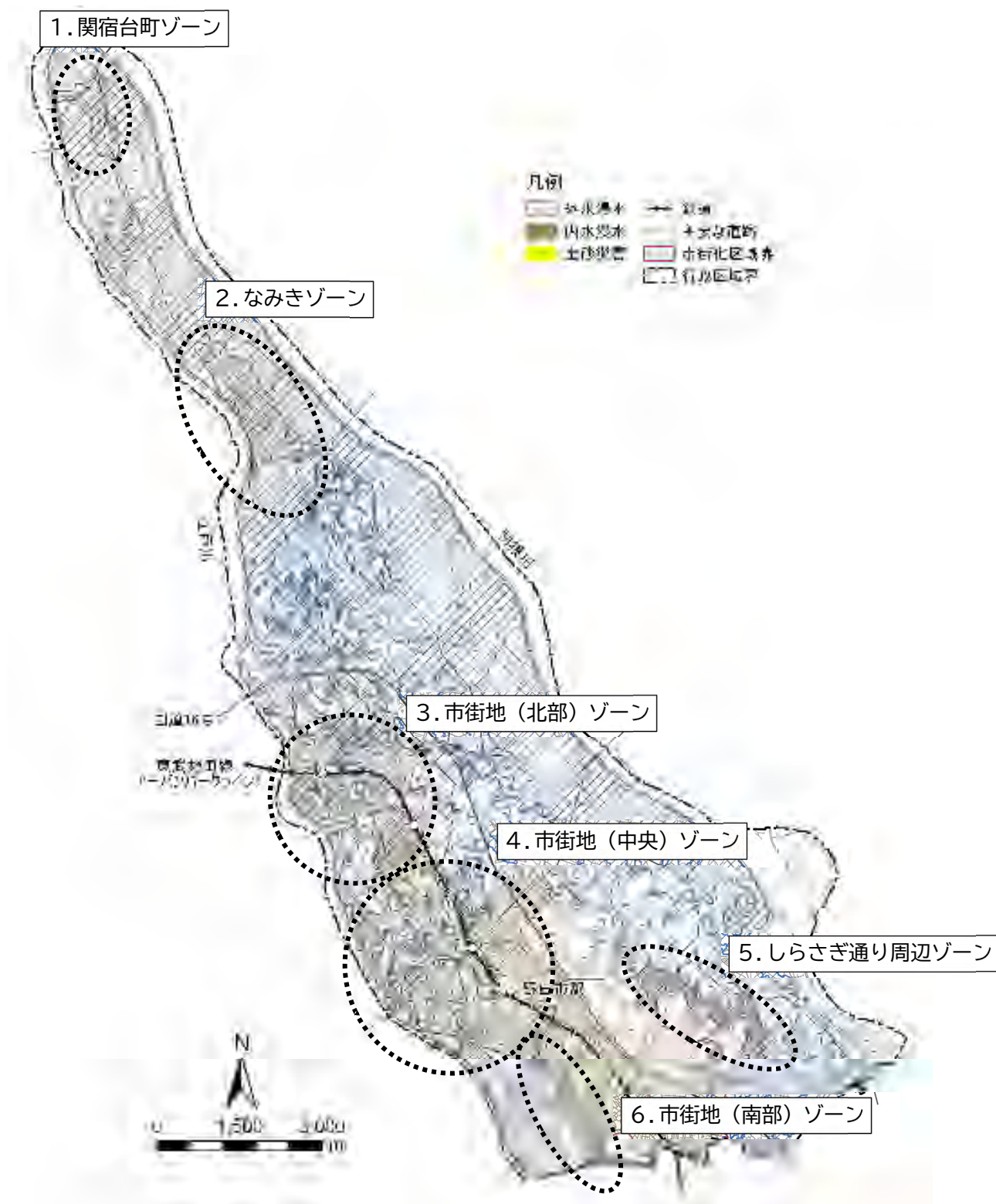


前頁で設定した各災害の高災害リスクエリアを重ね合わせ、市街化区域内(居住誘導区域に原則設定されない工業専用地域を除く)で「災害リスクの高いゾーン」を抽出し、各ゾーンの特徴と課題を結果は以下のとおりです。

■ 災害リスクの高いゾーンの特徴及び課題

NO	ゾーン名	ゾーンの特徴及び課題
1	関宿台町ゾーン	・関宿地域の住宅地で、外水浸水の高災害リスクが存在する。 ・ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性がある。 ・中学校に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。
2	なみきゾーン	・関宿支所が立地する関宿地域の中心部で、住宅や工場が多数立地し外水浸水の高災害リスクが存在する。 ・ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性がある。 ・中学校や介護施設に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。
3	市街地（北部）ゾーン	・各種都市機能施設、住宅、工場などが集積する本市の中心市街地の北部で、外水浸水の高災害リスクが存在する。 ・市街地ゾーンの北部では、小学校、介護施設、医療施設に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。 ・市街地ゾーン北部では、避難施設800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要である。
4	市街地（中央）ゾーン	・市役所をはじめとする各種都市機能施設、住宅、工場などが集積する本市の中心市街地で、外水浸水、内水浸水、土砂災害の高災害リスクが存在する。 ・市街地ゾーンの南部では、介護施設、教育施設に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。 ・市街地ゾーンの南部では、避難施設800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要である。
5	しらさぎ通り周辺ゾーン	・野田地域の低地に位置する大規模な住宅団地で、外水浸水の高災害リスクが存在する。 ・ゾーン内の小学校、医療施設、介護福祉施設に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。 ・避難施設800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要である。
6	市街地（南部）ゾーン	・野田地域の低地に位置する大規模な住宅団地で、外水浸水の高災害リスクが存在する。 ・ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性がある。 ・医療施設と小学校に浸水深3m以上の外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要である。

■ 災害リスクの高いゾーン（高災害リスクエリアの重ね合わせ）





2-2 野田市の課題

本市におけるこれまでの現況を踏まえた課題は以下のとおりです

■ 現況の概要と課題

分類	現況の概要	課題
(1) 人口等	●人口・世帯数 ・人口は平成2年(1990年)以降横ばいで推移していますが、将来的には令和27年(2045年)までに令和2年(2020年)より約1割減少することが想定されています。 ●人口構成 ・0～14歳人口をみると、昭和55年(1980年)は約26%、令和2年(2020年)は約12%、令和27年(2045年)は約10%、65歳以上人口をみると、昭和55年(1980年)は約7%、令和2年(2020年)は約31%、令和27年(2045年)は約37%であり、さらなる少子高齢化の進行が想定されます。 ●人口分布 ・人口は鉄道沿線をはじめとした市街化区域内に多く分布しています。 ・将来的には、七光台駅・清水公園駅周辺、山崎新町・みずき付近などでは人口が増加し、それ以外の地域では人口が減少すると推定されています。 ●通勤・通学 ・市内への通勤・通学者より市外への通勤・通学者が多く、市外への流出超過の状態となっています。 ・市外への通勤・通学先としては東京特別区が多いです。	・子どもや高齢者を含めた多様な人にとって暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。 ・東京都心部などへの通勤・通学に便利な住宅の確保など、若者世代の定住を促進し、世代構成のバランスを改善する必要があります。 ・市内に働く場所や住む場所、子育て支援施設等が確保された拠点の形成を図り、職住近接及び育住近接に対応したまちづくりを進める必要があります。
(2) 土地利用等	●土地利用現況 ・市街化区域内には主に住宅用地が広がり、国道16号沿道には工業用地が集積しています。 ●空家 ・空家等は野田市駅・愛宕駅の西側や木間ヶ瀬付近を中心に多数分布しています。 ●市街化の動向 ・新築は、全体として住居系用途が多く、市街化調整区域内の幹線道路沿いでは商業系用途が複数分布しています。	・人口減少や空家の増加に伴い、中心市街地の空洞化や生活環境の悪化が懸念されるため、中心市街地へにぎわいのある商業や住宅などを誘導し、中心市街地の魅力を維持・向上させるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

分類	現況の概要	課題
(3) 道路・交通	●利用交通手段 ・主な行き先は、関宿地域からは関宿地域と野田地域、野田地域からは野田地域やその他県内が多くなっています。 ・利用交通手段は自動車が多いですが、野田地域からは鉄道の利用も一定数みられます。 ●公共交通 ・市内のバス路線は人口の多い地域をほぼカバーしています。	・高齢化の進行に伴い、交通弱者が増加するため、公共交通の必要性が高まることが予想されます。 ・既存のバス路線、特に鉄道駅がなく施設が少ない関宿地域と野田地域の鉄道駅・中心市街地を結ぶコミュニティバス路線を維持・強化するとともに、交通不便地域における移動手段の確保を進める必要があります。
(4) 都市機能	●都市機能施設 ・介護福祉施設や子育て施設は野田地域の市街化区域内に集中し、その他の地域では施設数が少ない傾向にあります。その他の施設は市内に広く分布しています。 ●避難施設 ・避難施設は市街化区域内を中心に概ね市全体に広く分布しています。	・人口減少により施設利用者が減少し、施設の維持や管理が困難になることが予想されます。 ・交通利便性のよい鉄道駅周辺やバスターミナル周辺において都市機能施設の機能向上や維持を進める必要があります。
(5) 財政	●財政 ・平成28年（2016）年からの40年間に年当たり79.8億円の公共施設やインフラの更新費用がかかり、さらにインフラの新規整備や日常の維持修繕等に係る費用が追加されることで実質的な将来の更新費用は更に高額になることが想定されています。	・公共施設やインフラを持続的に維持管理していくため、施設の集約化・多機能化と維持管理費の効率化を進める必要があります。
(6) 産業等	●産業 ・事業所数は減少傾向、従業者数はほぼ横ばいで推移しています。 ・製造品出荷額等は平成28年（2016）以降、増加傾向にあります。 ・小売業の売場面積は増加傾向、年間商品販売額は減少傾向にあります。	・少子高齢化や人口減少の進行により将来的に産業の活力低下が懸念されるため、日本有数の規模である醤油産業、充実した商業施設、地域の歴史を伝える観光施設など既存の資源や高速道路のICに近接する立地を生かした産業の活性化により、働く場所の確保を進める必要があります。



分類	現況の概要	課題
(7) 災害リスク	●災害リスク - 洪水浸水想定区域（想定最大規模）では、市南部の台地を除く大部分で浸水が想定されています。また、多くの避難施設や都市機能施設が立地しており、特に市街化区域の清水公園駅周辺・関宿台町・なみき付近では浸水深3.0m以上の区域に避難施設が立地しています。 - 内水浸水想定区域（想定最大規模降雨）では、利根川と野田地域の江戸川沿いの低地部で浸水想定区域が見られ、市街化区域では一部で内水浸水が想定されています。また、一部の避難施設、都市機能施設が浸水想定区域に立地しています。 - 土砂災害（特別）警戒区域は、市街化区域内を含む野田地域で土砂災害（特別）警戒区域が多数分布しています。	- 市内の低地では外水浸水や内水浸水による浸水リスク、台地の縁辺部などでは土砂災害のリスクが分布するため、それぞれの災害に応じた発災時の被害最小化や災害リスクの回避を進める必要があります。 - 特に災害リスクが高い地域では、遊水地となる農地の開発規制などにより、スプロールを抑制し、リスクの低い地域へ居住を誘導する必要があります。

第3章 立地適正化の目指す将来の姿

3-1 まちづくりの方針

本市では、上位計画の将来都市像や基本目標、第2章で整理した現況と立地適正化に向けた課題を踏まえ、本計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）と、課題解決のための誘導方針（ストーリー）を以下のように定めます。

(1) まちづくりの方針（ターゲット）

本計画のまちづくりの方針（ターゲット）は、野田市総合計画及び野田市都市計画マスタープランを踏襲し、「(案) ～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」とします。

まちづくりの方針（ターゲット）

～人のつながりがまちを変える～
みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち



(2) 誘導方針（ストーリー）

本計画の誘導方針（ストーリー）は、立地適正化計画の手引きや上位計画、本市の現況と課題を踏まえ、「居住誘導」「都市機能誘導」「公共交通」「防災」の4つの視点で定めます。

居住誘導

誘導方針1 居住の誘導による地域の持続性の向上

誰もが便利で暮らしやすい野田市の実現に向けて、都市機能が集積し、それらの施設に徒歩や公共交通等で移動できる交通利便性の高い区域へ、居住を緩やかに誘導します。

既に都市機能が集積し、交通利便性が高い地域においては、人口密度を維持するため、若者世代の定住の促進や良好な住環境の維持・充実等を図り、地域の持続性を向上させます。

都市機能誘導

誘導方針2 市街地における都市機能の維持・充実によるにぎわいの創出

居住誘導区域の人口密度を維持するため、商業施設や福祉施設、子育て施設、教育施設、文化施設などの都市機能の維持・充実を図り、市民の生活利便性を向上させます。これにより、中心市街地のにぎわいを創出させ、魅力の維持・向上につなげます。

公共交通

誘導方針3 交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上

誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指し、中心市街地と居住地、その他の拠点等を結ぶため、広域的かつ日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備を推進し、公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図ります。

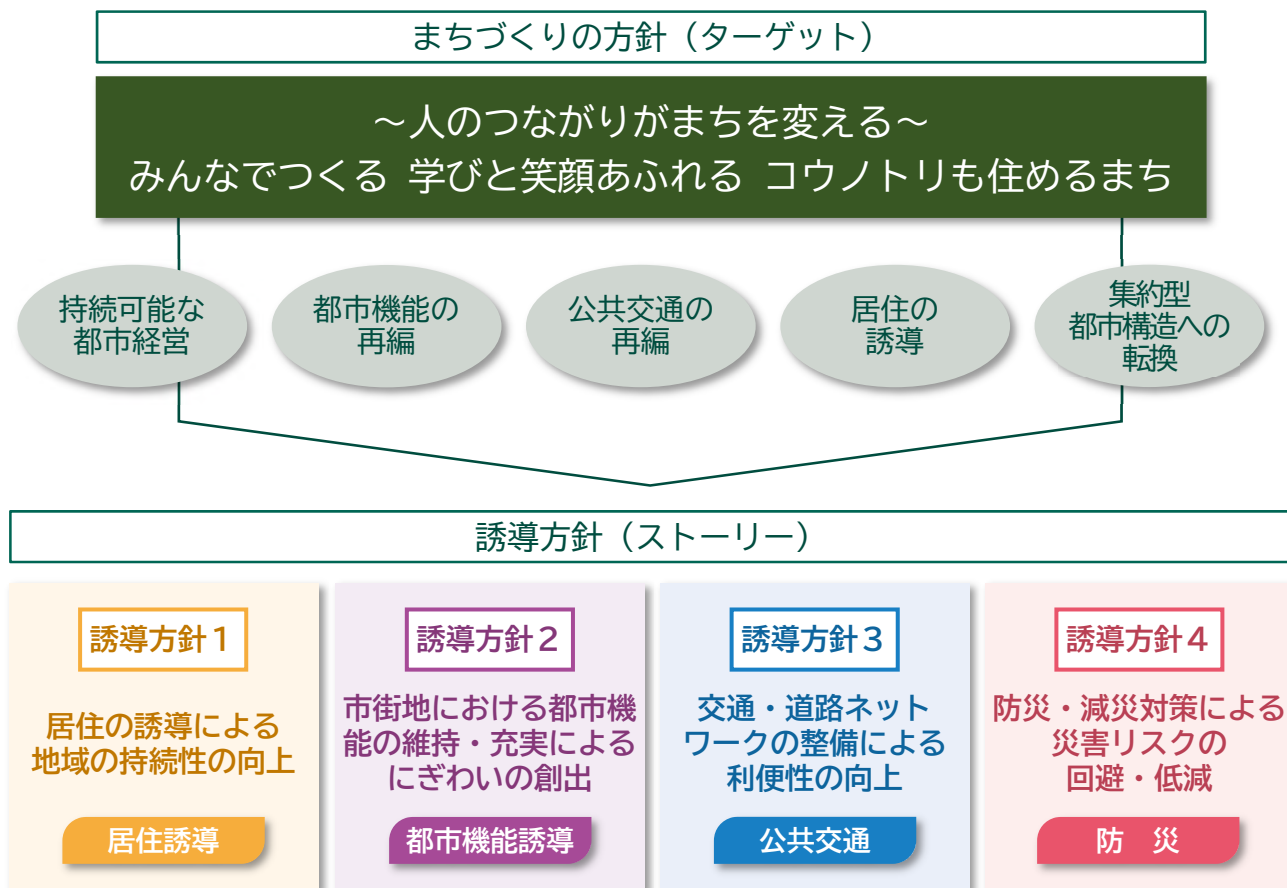
防災

誘導方針4 防災・減災対策による災害リスクの回避・低減

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、居住や都市機能を災害リスクの低い地域への誘導を図るとともに、地域ごとに想定される災害に応じた対策を講じ、被害の最小化や災害リスクの回避・低減を図ります。

また、災害に強い安全なまちづくりを目指すため、ソフト面においても地域の防災力の向上を図ります。

■ まちづくりの方針（ターゲット）と誘導方針（ストーリー）の体系図





3-2 目指すべき都市の骨格構造

本計画における目指すべき都市の骨格構造は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方及び本市の上位計画を踏まえ、市民生活に密接に関わる拠点や軸を「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「基幹的な公共交通軸」として位置付けます。

(1) 目指すべき都市の骨格構造の基本的な考え方

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「基幹的な公共交通軸」の考え方が以下のとおり示されています。これらを基に拠点及び軸の位置付けを設定します。

■ 各拠点地区のイメージ（地区の特性）

● 「中心拠点」

市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点

● 「地域・生活拠点」

地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点

■ 基幹的な公共交通軸のイメージ（公共交通軸の特性）

- 中心拠点や地域・生活拠点等の居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]

(2) 拠点及び軸の設定

拠点及び軸は、本市の上位計画である「野田市総合計画（令和5年3月）」の将来都市構造・土地利用イメージに位置付けられたゾーンや拠点及び「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」の将来都市構造に位置付けられたゾーン、拠点及び軸を踏襲し、本計画における目指すべき都市の骨格構造の「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「基幹的な公共交通軸」を定めます。

本計画では、都市計画マスタープランの位置付けを踏まえて、「広域拠点」を「中心拠点」、「地域拠点」を「地域拠点」として定めます。

■ 本計画での拠点及び軸の位置付け

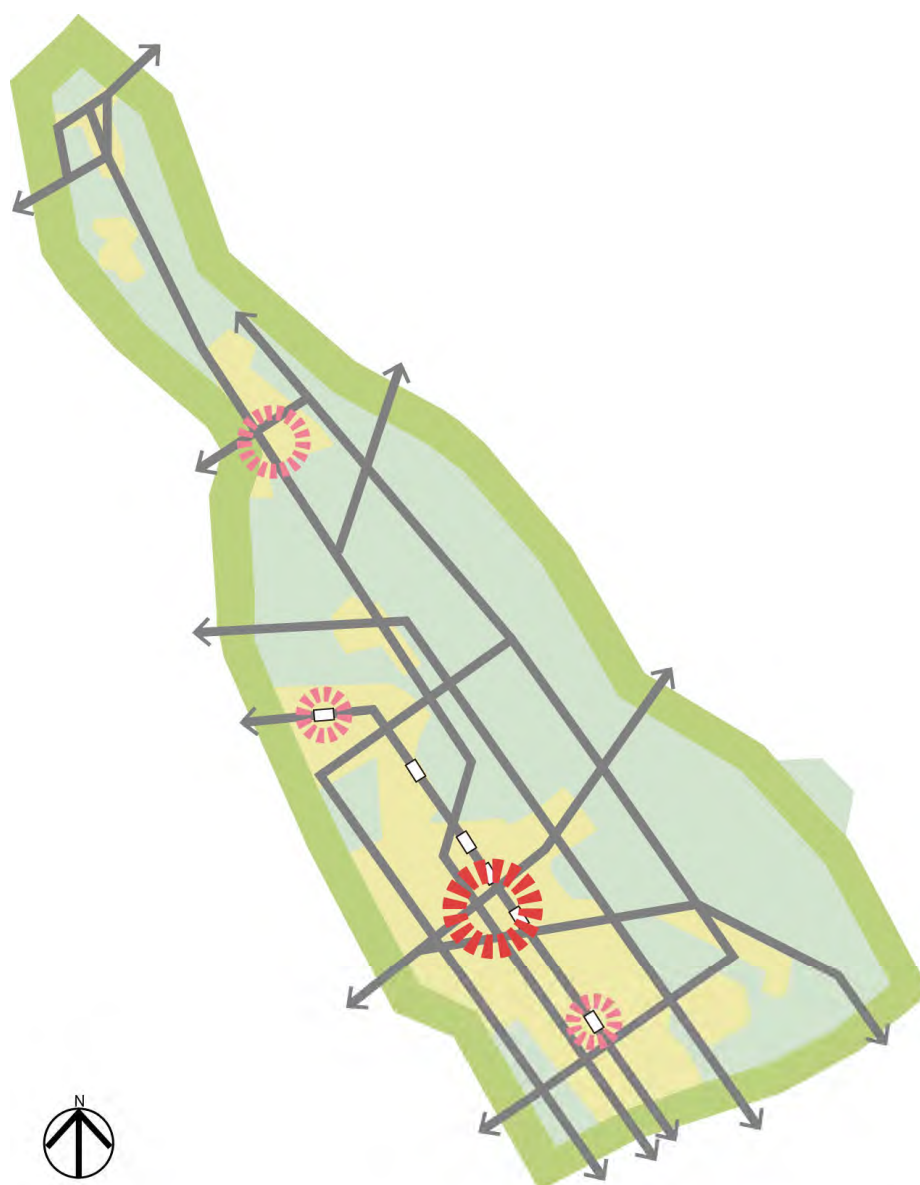
分類	上位計画の位置付け		立地適正化計画の位置付け
	総合計画 （将来都市構造・土地利用イメージ図）	都市計画マスタープラン （将来都市構造図）	
ゾーン	市街地ゾーン	市街地ゾーン	市街地ゾーン
	農業振興ゾーン	農業振興ゾーン	農業振興ゾーン
	緑地・レクリエーションゾーン	緑地・レクリエーションゾーン	緑地・レクリエーションゾーン
拠点	サービス核	広域拠点	中心拠点
	サービス核	地域拠点	地域拠点
	－	産業拠点	－
	緑地・レクリエーション拠点	緑地・レクリエーション拠点	－
軸	－	南北軸	基幹的な公共交通軸
	－	東西軸	基幹的な公共交通軸
	－	環状軸	基幹的な公共交通軸
	－	公共交通軸	基幹的な公共交通軸
	－	水の軸	－
	－	みどりの軸	－



(3) 目指すべき都市の骨格構造

立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版としての意味合いを持つことから、本市における目指すべき都市の骨格構造は、野田市都市計画マスタープランの将来都市構造を踏襲し、以下のとおり定めます。

■ 目指すべき都市の骨格構造



凡 例

市街地ゾーン

農業振興ゾーン

緑地レクリエーションゾーン

基幹的な公共交通軸

中心拠点

地域拠点

4-1 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(1) 居住誘導区域の望ましい区域像

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、居住誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

望ましい区域像

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

i) 生活利便性が確保される区域

- ・都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩、自転車利用圏

ii) 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

iii) 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- ・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]



(2) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

国土交通省の「都市計画運用指針」では、居住誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

定めることが考えられる区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

〔出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）〕

(3) 居住誘導区域に含めない区域

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、居住誘導区域に含めてはならない区域及び含まないこととすべき区域が以下のとおり示されています。

含めてはならない区域（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）

- ・市街化調整区域
- ・建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地や採草放牧地の区域
- ・自然公園法第 20 条第 1 項に規定する特別地域
- ・森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の区域
- ・自然環境保全法第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域、同法第 25 条第 1 項に規定する特別地区
- ・森林法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区、同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域

〔出典：立地適正化計画の手引き 令和 6 年（2024 年）4 月改訂（国土交通省）〕

**含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）**

- 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・ 津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
 - ・ 災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）
- 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
 - ・ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
 - ・ 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

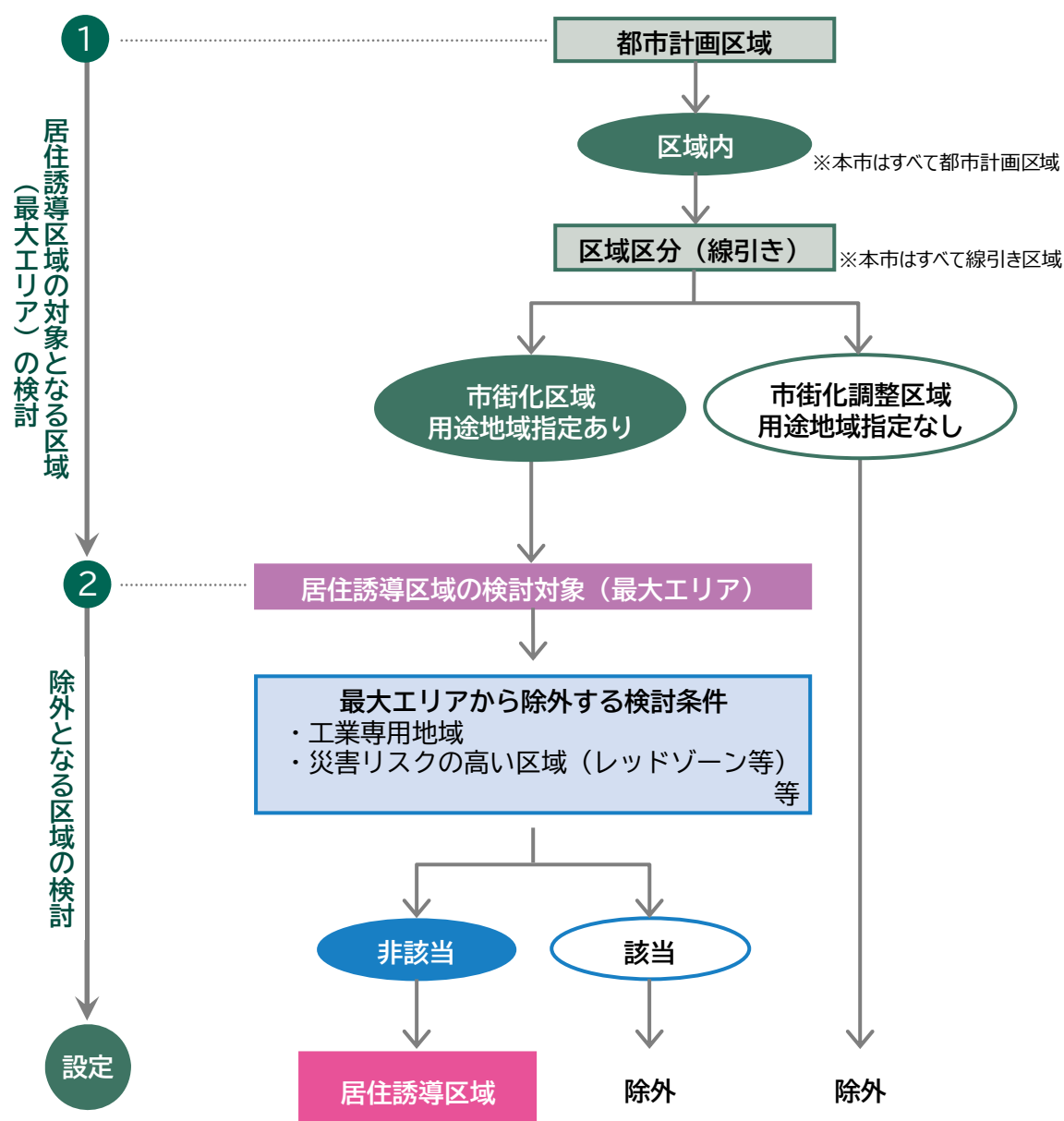
〔出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）〕

4-2 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定方法

居住誘導区域の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 居住誘導区域の設定に向けた検討フロー図

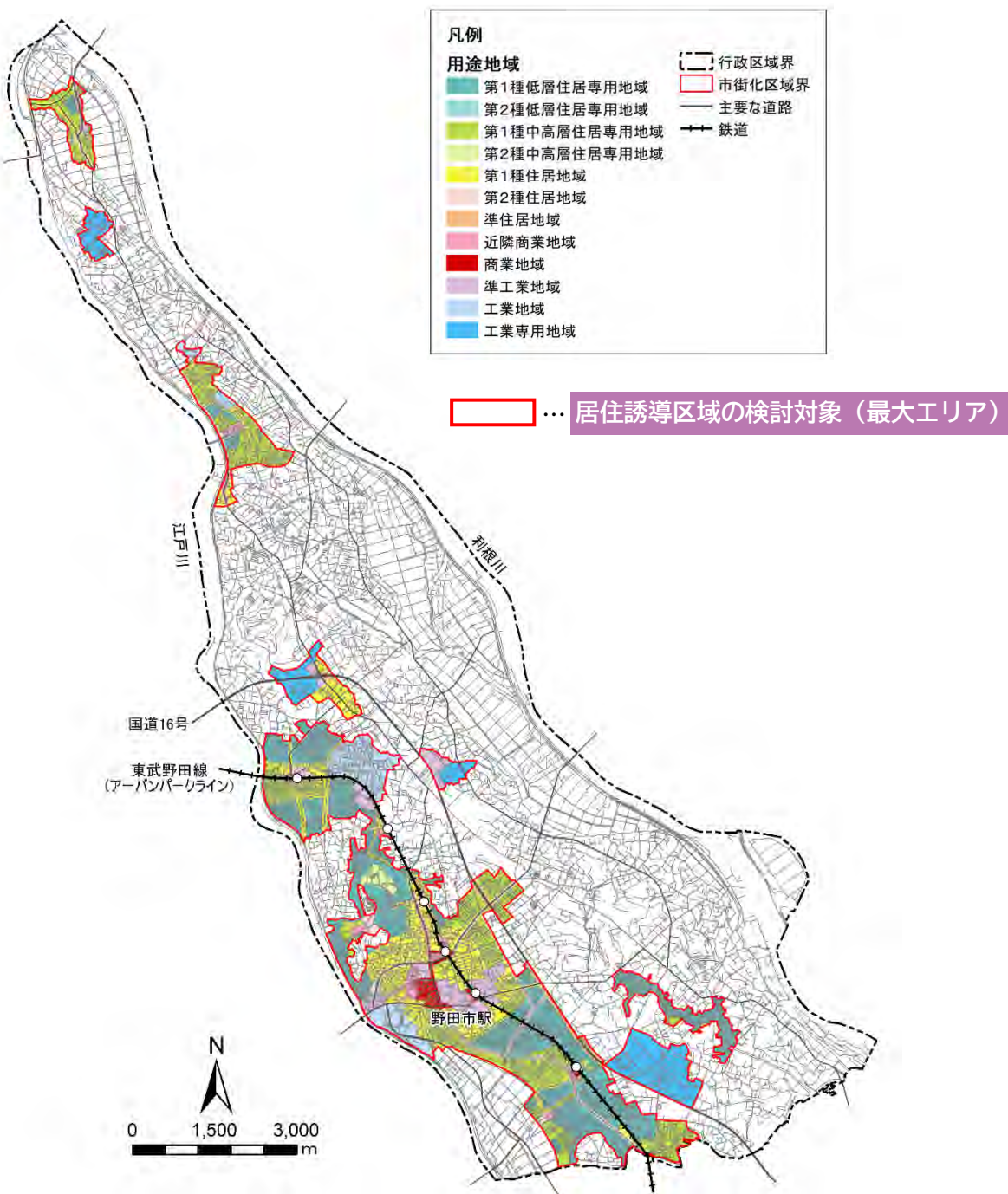




1 居住誘導区域の対象となる区域（最大エリア）の検討

本市における居住誘導区域の設定に当たり、市街化区域（用途地域の指定があるエリア）を居住誘導区域の対象となる区域（最大エリア）とします。

■ 居住誘導区域の検討対象（最大エリア）図



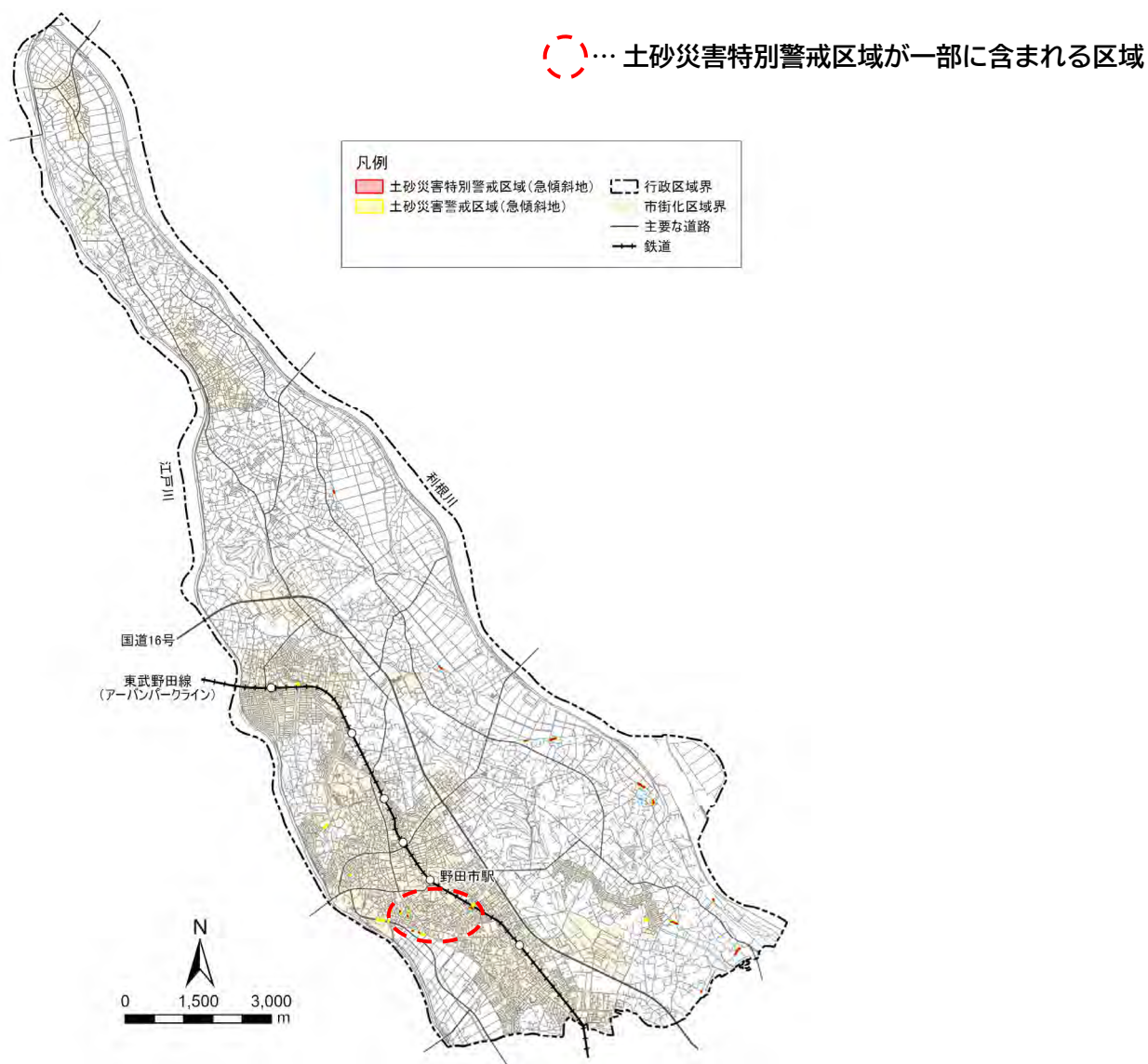
2 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から除外となる区域の検討

法令により居住誘導区域に含めない区域や居住に適さない区域、災害リスク等を踏まえて、居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から居住誘導区域として除外する区域を検討します。

法令により居住誘導区域に含めない区域とする土砂災害特別警戒区域を除外します。

また、住宅の建築が制限されている区域である工業専用地域と、地区計画の「建築物等の用途の制限」により住宅等の建築を制限している区域を除外するとともに、工業地域のうち住居の誘導にふさわしくないと判断されるなみき地区の市街地の北側、居住が見込めない座生川の調節池及び特別用途地区を除外します。

■ 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）の土砂災害特別警戒区域図





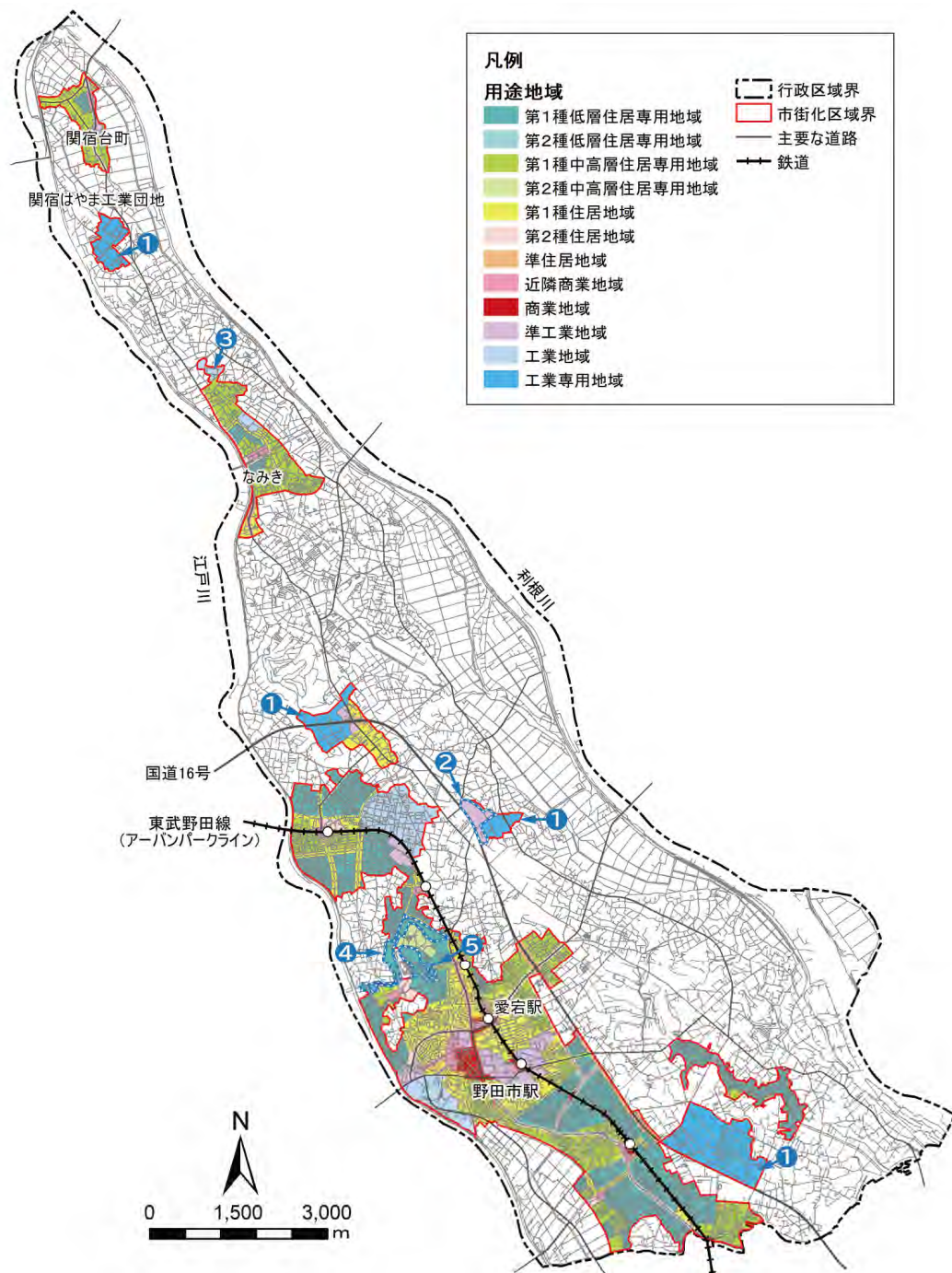
- 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から除外する住宅の建築が制限されている区域及び居住の誘導がふさわしくない区域図

<住宅の建築が制限されている区域>

- ① 工業専用地域
- ② 地区計画の「建築物等の用途の制限」により住宅等の建築を制限している区域

<住宅の建築は制限されていないが、居住の誘導にふさわしくない区域>

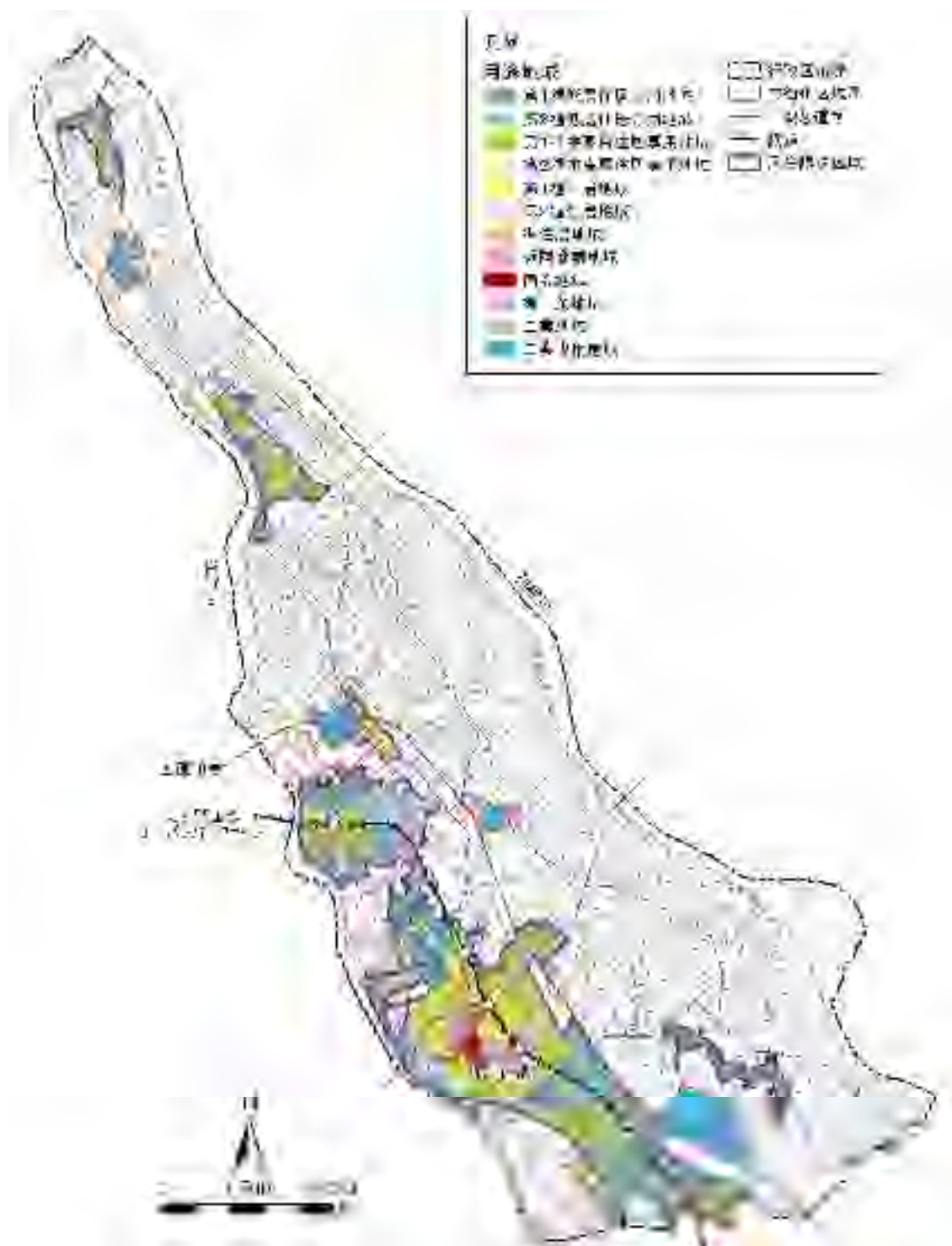
- ③ 工業地域の一部
- ④ 座生川の調節池
- ⑤ 特別用途地区



(2) 居住誘導区域の設定

本市の居住誘導区域は、前項の「(1) 居住誘導区域の設定方法」を踏まえ、以下のとおり設定します。原則として、用途地域界・地区計画区域界、地形・地物等を境界とします。

■ 居住誘導区域





都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

(1) 都市機能誘導区域の望ましい区域像

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

望ましい区域像

都市機能誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

- ・各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

〔出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）〕

(2) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

国土交通省の「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域が以下のとおり示されています。

定めることが考えられる区域

- 基本的な考え方
 - ・一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの
 - ・原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの
 - ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき
- 定めることが考えられる区域
 - ・鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 都市機能誘導区域の規模
 - ・一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

本市では、都市計画運用指針の「定めることが考えられる区域」である、都市機能が一定程度充実している区域及び、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域を「生活拠点」として定めます。

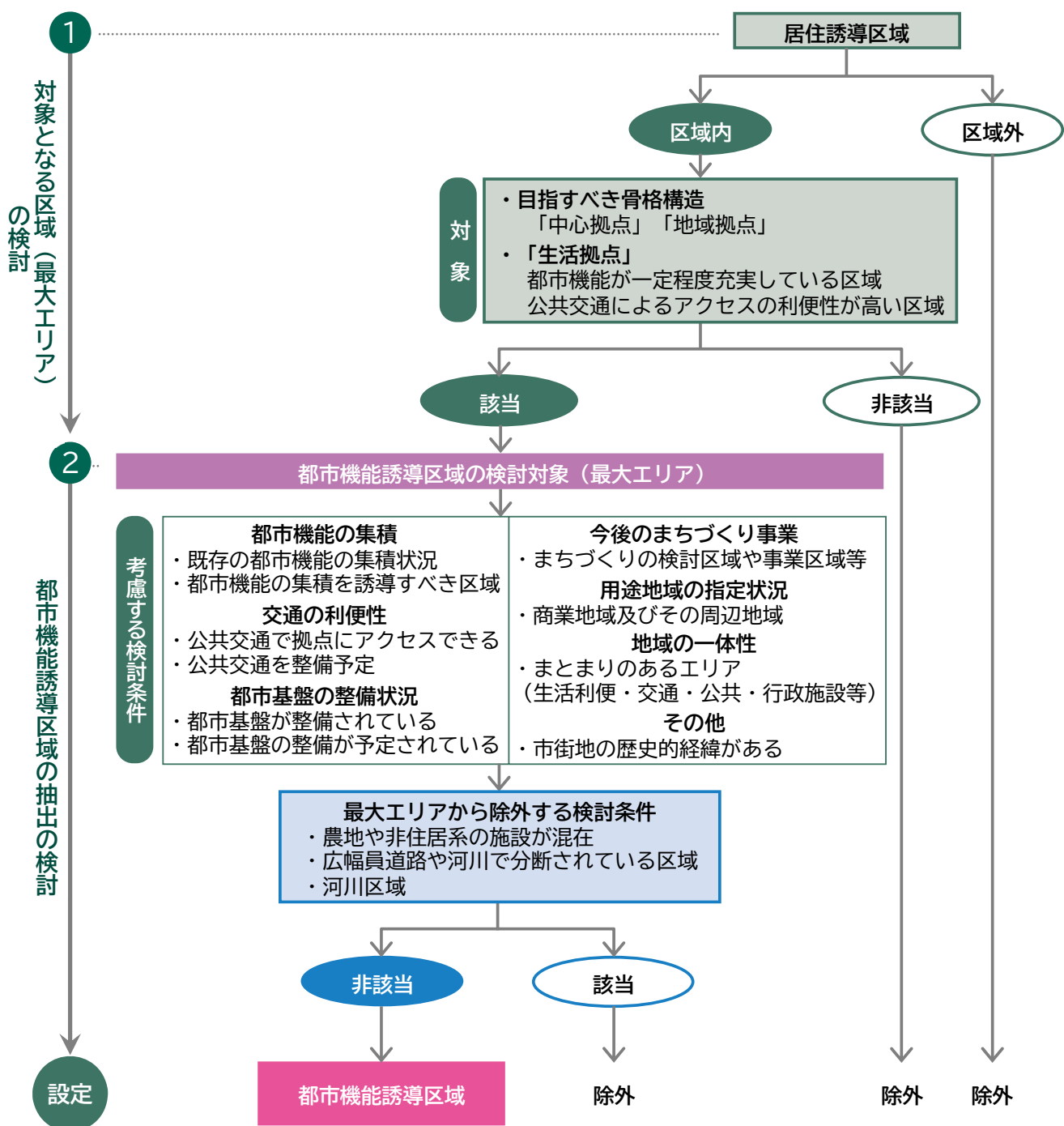


5-2 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定方法

都市機能誘導区域の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 都市機能誘導区域の設定に向けた検討フロー図



1 都市機能誘導区域の対象となる区域（最大エリア）の検討

本市における都市機能誘導区域の設定に当たり、居住誘導区域のうち目指すべき骨格構造の「中心拠点」「地域拠点」と、都市機能が一定程度充実している区域及び、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域である「生活拠点」を都市機能誘導区域の対象となる区域（最大エリア）とします。

■ 都市機能誘導区域の検討対象（最大エリア）図





2 都市機能誘導区域の抽出の検討

都市機能誘導区域の検討対象（最大エリア）を対象に、本市で定める圏域を基準とし、都市機能の集積や交通の利便性、都市基盤の整備状況、今後のまちづくり事業や用途地域の指定状況、地域の一体性等を考慮しつつ、用途地域界や道路、河川等の地形地物を境界として都市機能誘導区域を抽出します。

なお、本市の都市機能誘導区域の圏域※の考え方は、以下のとおり設定します。

圏域の考え方

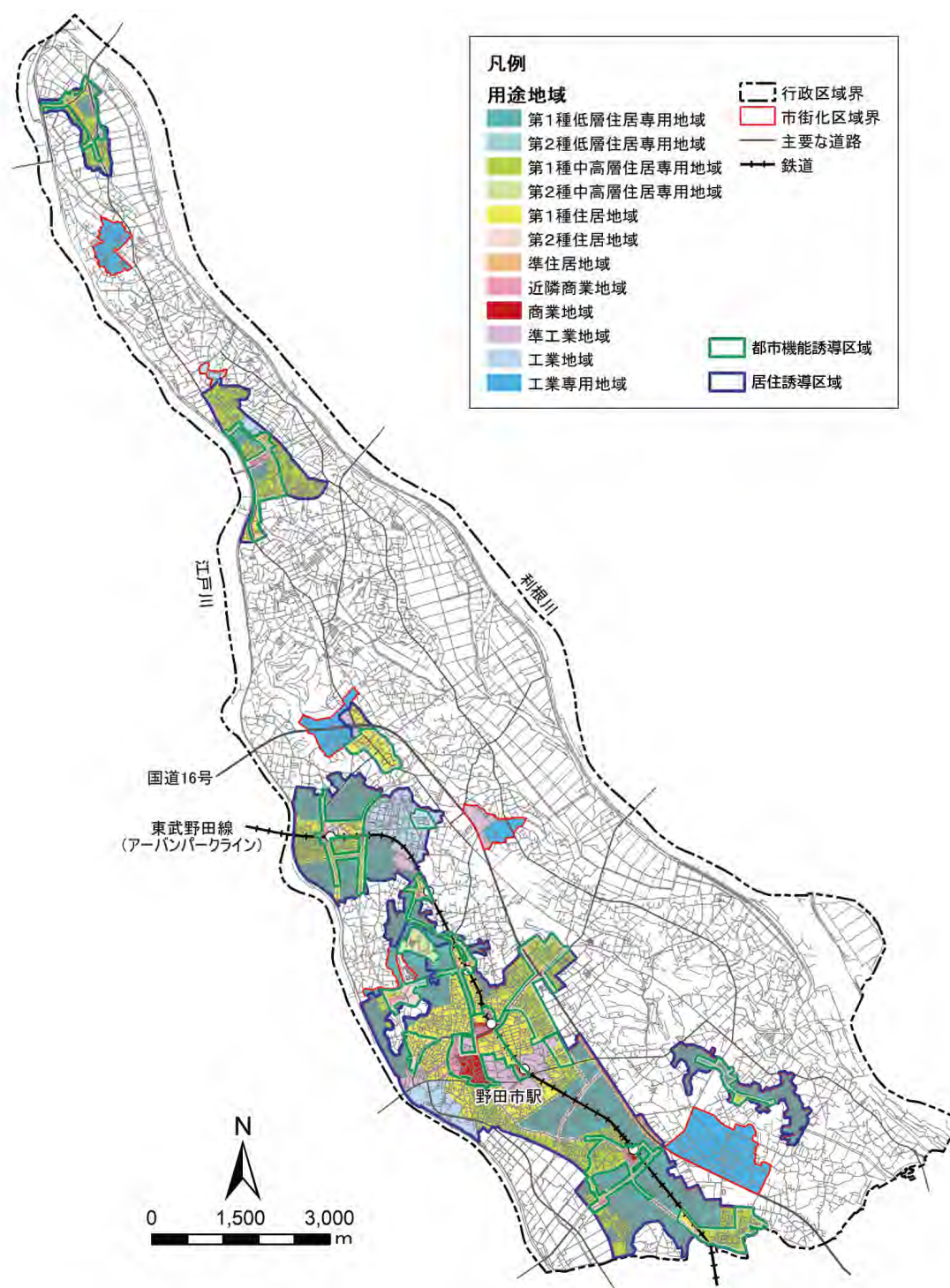
- | | |
|----------------|-----------|
| ・駅の徒歩圏 | ：半径 800m圏 |
| ・バスターミナルの徒歩圏 | ：半径 800m圏 |
| ・役所の徒歩圏 | ：半径 800m圏 |
| ・役所以外の公共施設の徒歩圏 | ：半径 500m圏 |
| ・バス停の徒歩圏 | ：半径 300m圏 |

※ 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 30 年（2018 年）7 月）」の一般的な徒歩圏 半径 800m、バス停の徒歩圏 半径 300m、高齢者の一般的な徒歩圏 半径 500mを基に設定。

(2) 都市機能誘導区域の設定

本市の都市機能誘導区域は、前項の「(1) 都市機能誘導区域の設定方法」を踏まえ、以下のとおり設定します。

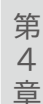
■ 都市機能誘導区域



第1章

第2章

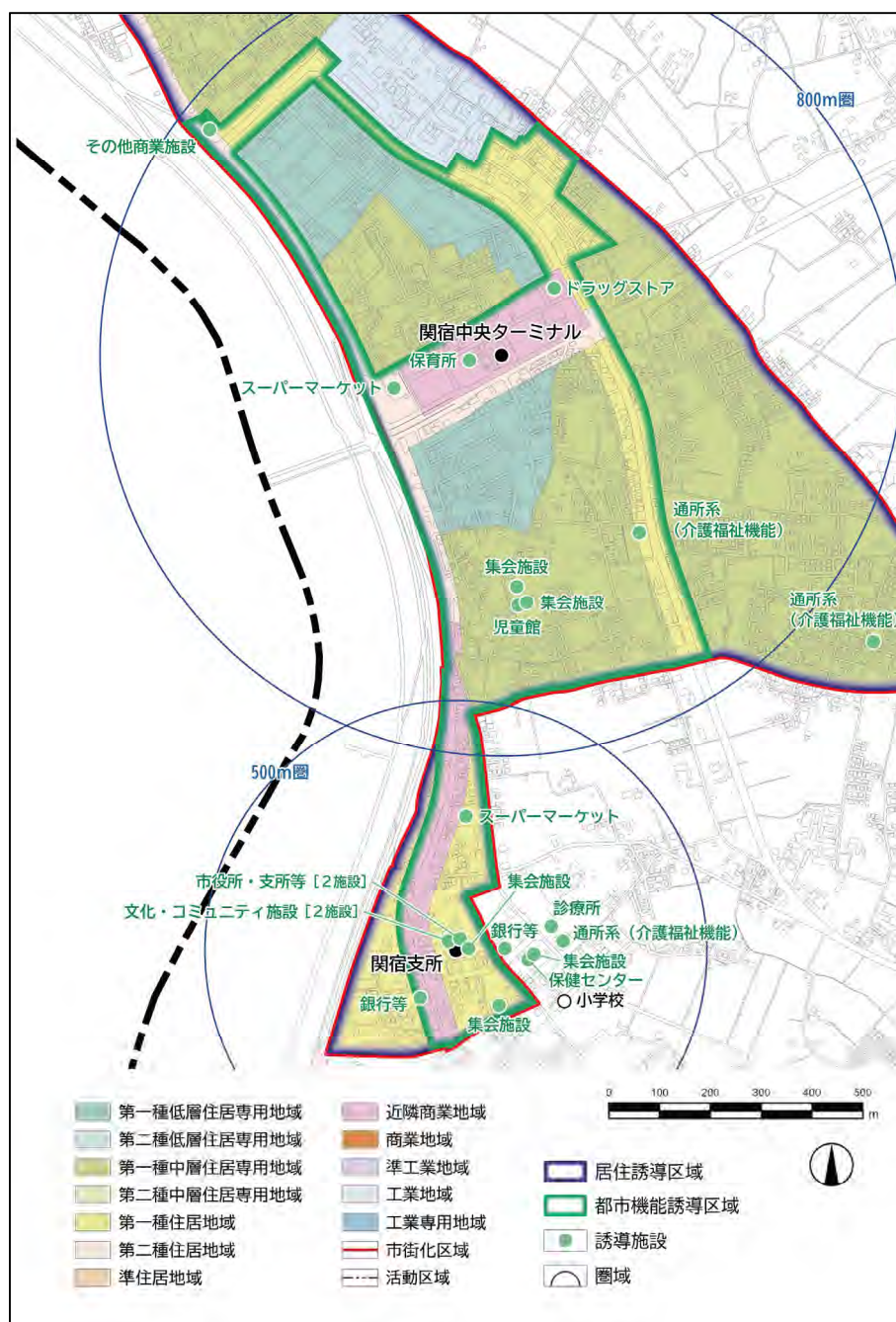
第3章



2 関宿支所・なみき周辺エリア

関宿支所周辺エリアは、古くは江戸川水運の拠点として栄え、旧関宿町役場を中心に行政、文化、金融機能が集積しています。また、なみき周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、子育て、商業機能が立地しています。それぞれのエリアは隣接し、互いに不足する機能を補っていることから、今後も連携を強化しつつ、都市機能の維持・誘導が必要となります。そのため、関宿支所周辺となみき周辺を一定的に都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（関宿支所・なみき周辺エリア）



第1章

第2章

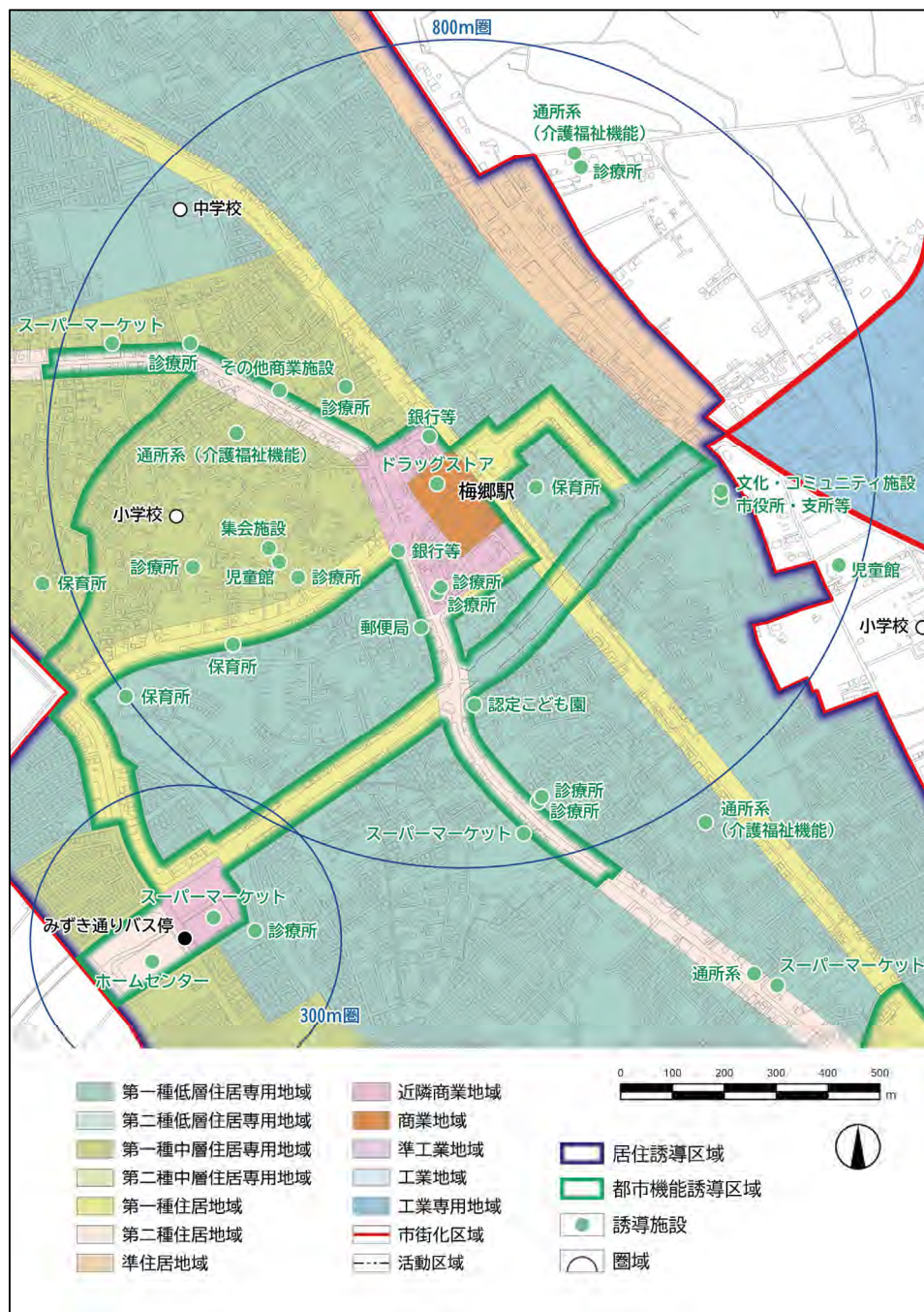
第3章



4 梅郷駅周辺エリア

梅郷駅周辺エリアは、古くは日光街道東往還道の宿場町として形成され、現在は梅郷駅や幹線道路沿道に医療、介護福祉、子育て、商業、金融等の都市機能が立地しています。一方で、土地区画整理事業によって一体的に開発されたみずき周辺に商業機能が集積しており、みずき周辺の都市機能と連携しつつ、梅郷駅前への都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、梅郷駅周辺とみずき周辺を一体的に都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（梅郷駅周辺エリア）

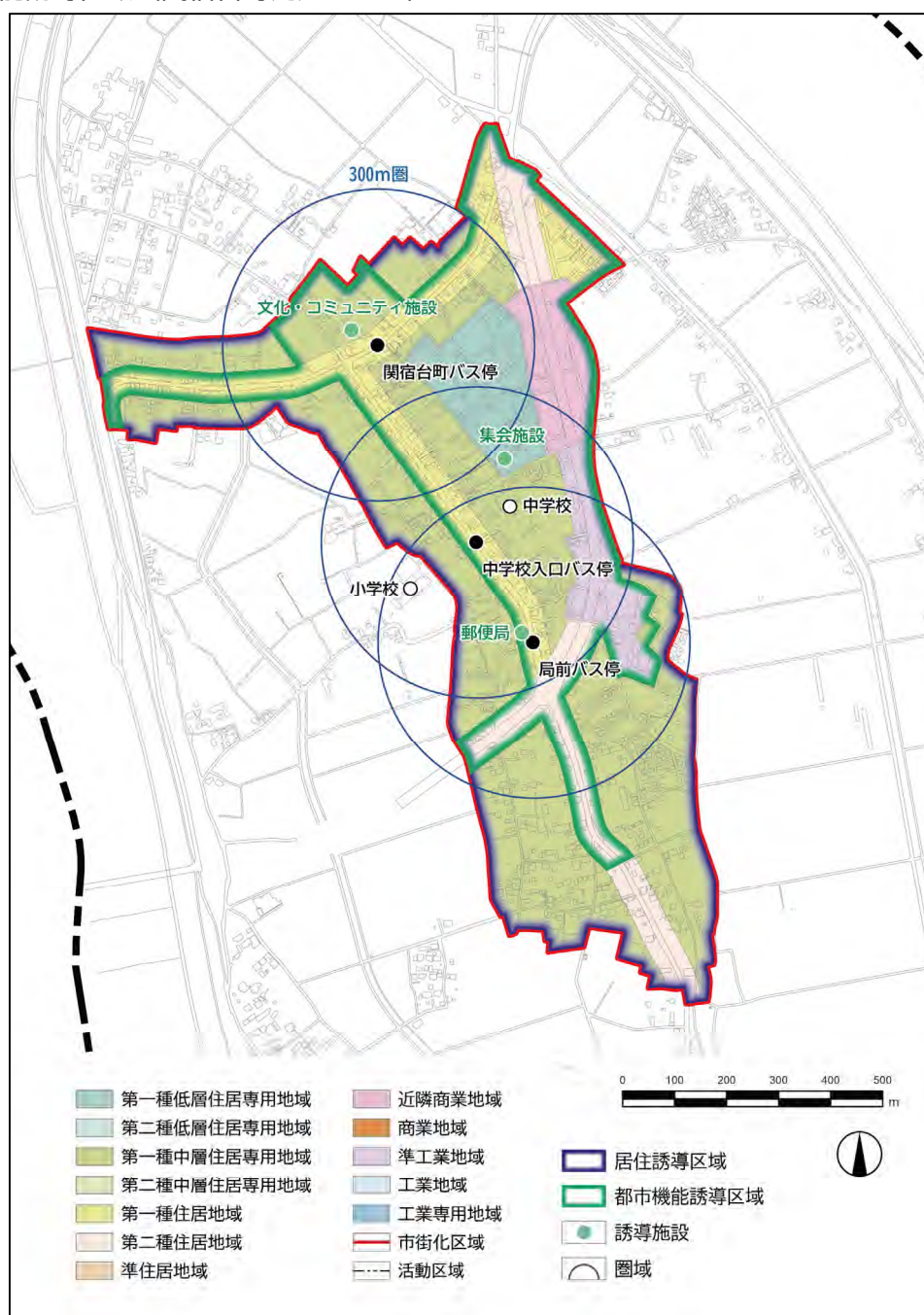




5 関宿台町周辺エリア

関宿台町周辺エリアは、古くは関宿城の城下町や江戸川水運の河港町として栄え、現在では文化、金融機能が立地しています。一方で、生活に必要な医療、介護福祉、子育て、商業機能が不足していることから、鈴木貫太郎記念館を活用した都市機能の誘導やバス路線のサービス水準の維持・向上が必要となっています。そのため、関宿台町周辺を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（関宿台町周辺エリア）

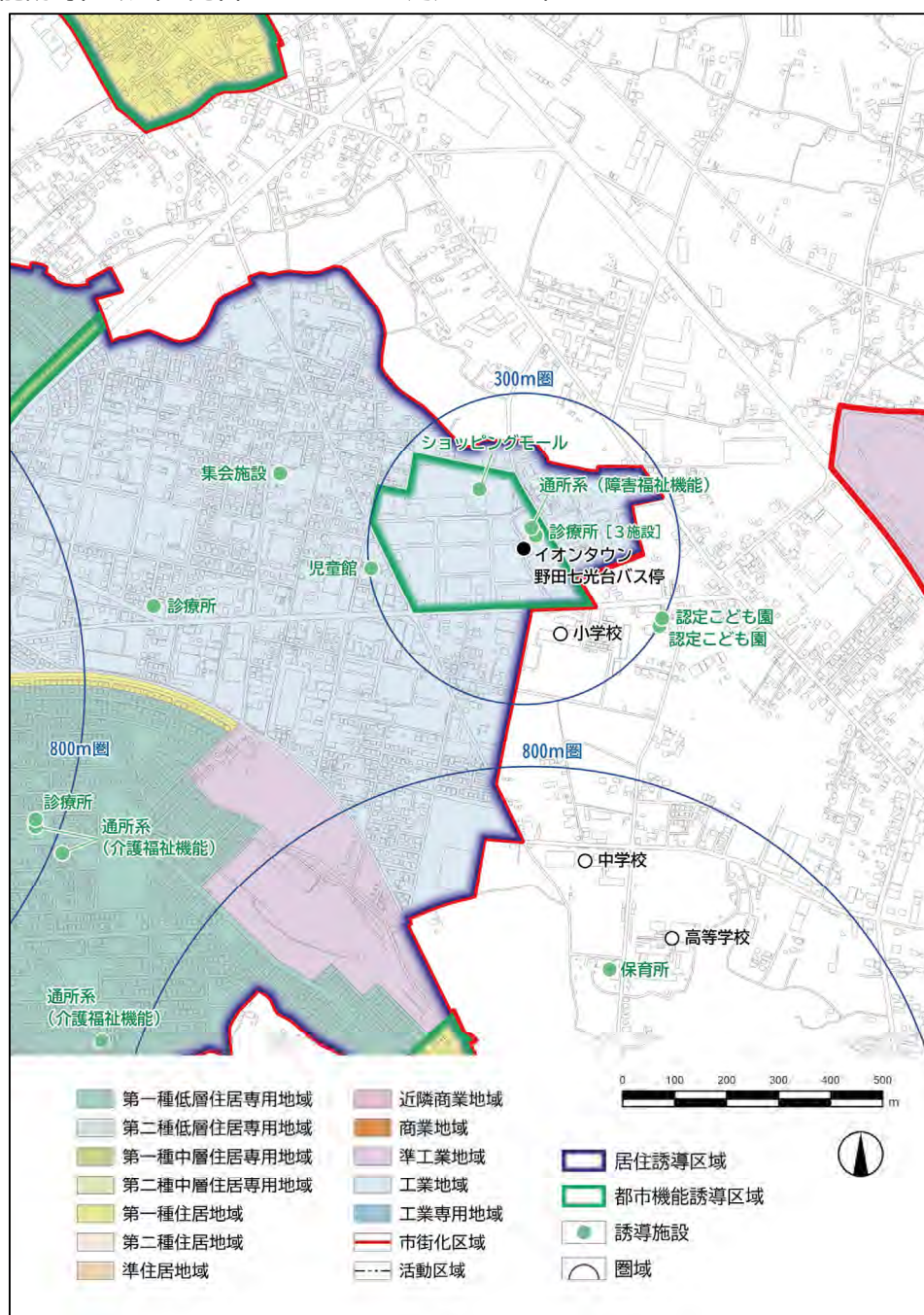




7 七光台イオンタウン周辺エリア

七光台イオンタウン周辺エリアは、大規模商業施設用地として一体的に開発され、医療、商業機能が立地するとともに、周辺には子育て機能が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、七光台イオンタウン周辺を都市機能誘導区域として設定します。

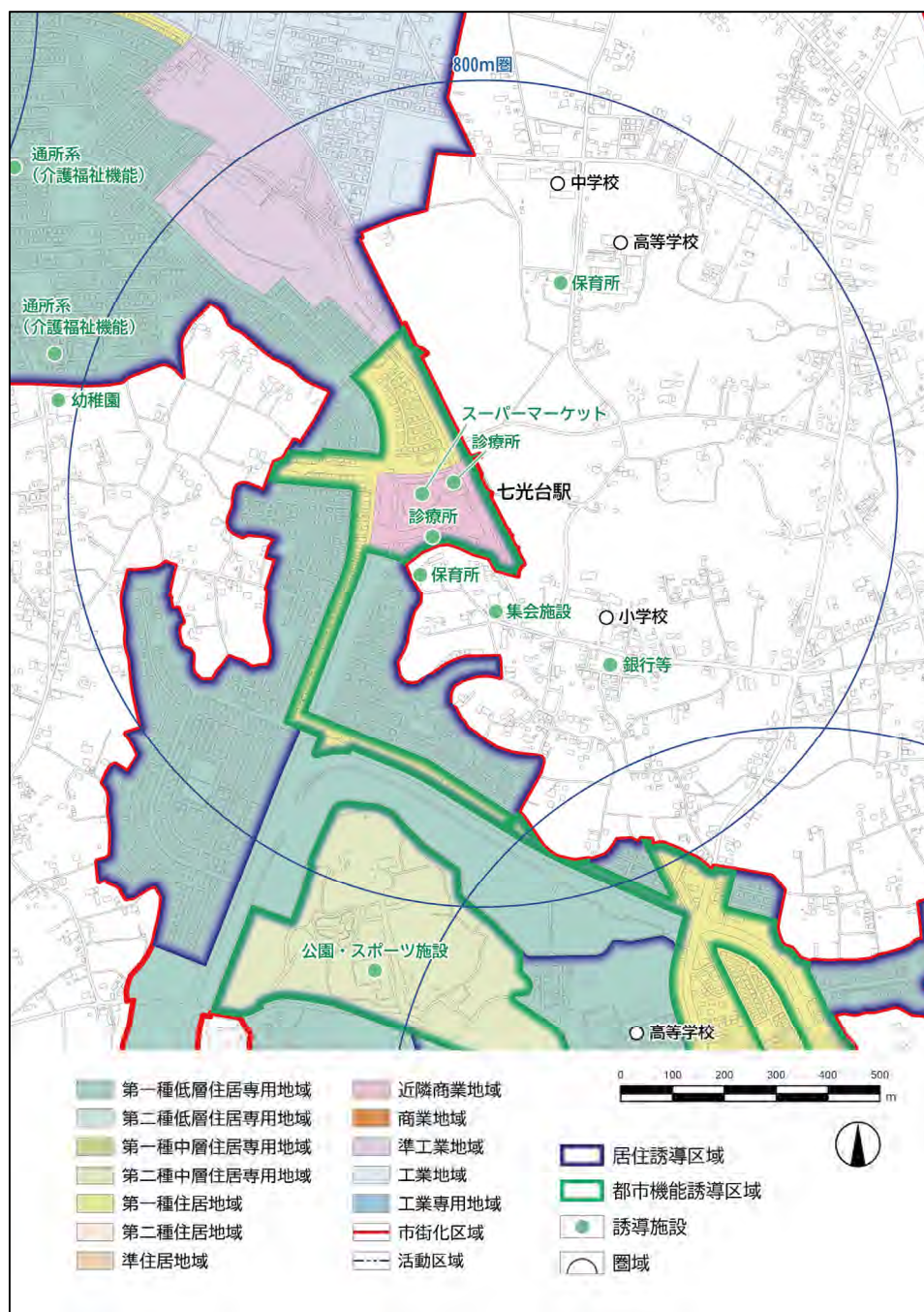
■ 都市機能誘導区域（七光台イオンタウン周辺エリア）



8 七光台駅周辺エリア

七光台駅周辺エリアは、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されるとともに、駅前に医療、商業機能等が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、七光台駅周辺や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（七光台駅周辺エリア）

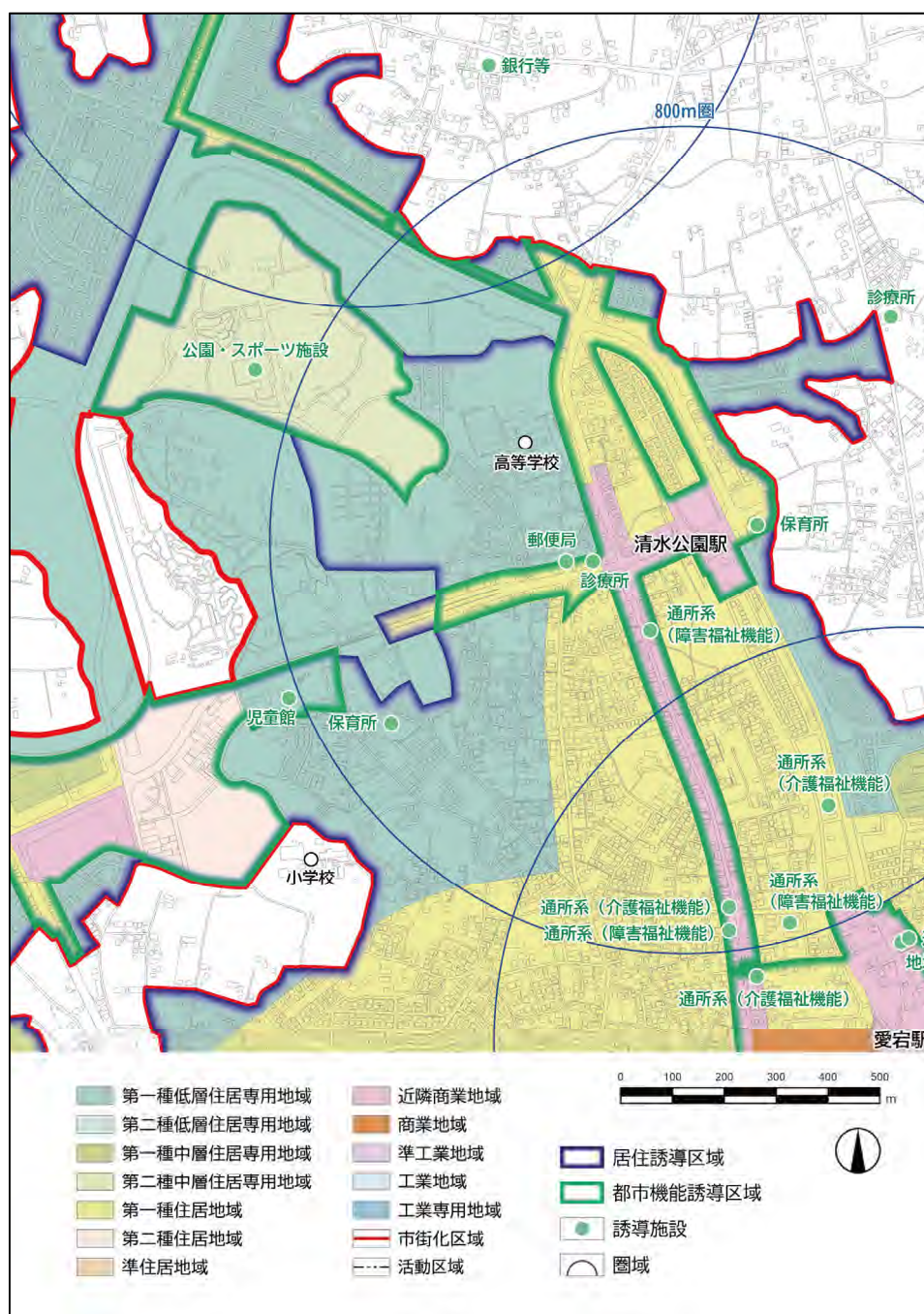




9 清水公園駅周辺エリア

清水公園駅周辺エリアは、野田市総合公園や清水公園の玄関口となっており、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の運動・スポーツ施設を活用しつつ、清水公園駅の周辺や幹線道路沿道への新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、清水公園駅周辺と運動・スポーツ施設を一体的に都市機能誘導区域として設定します。

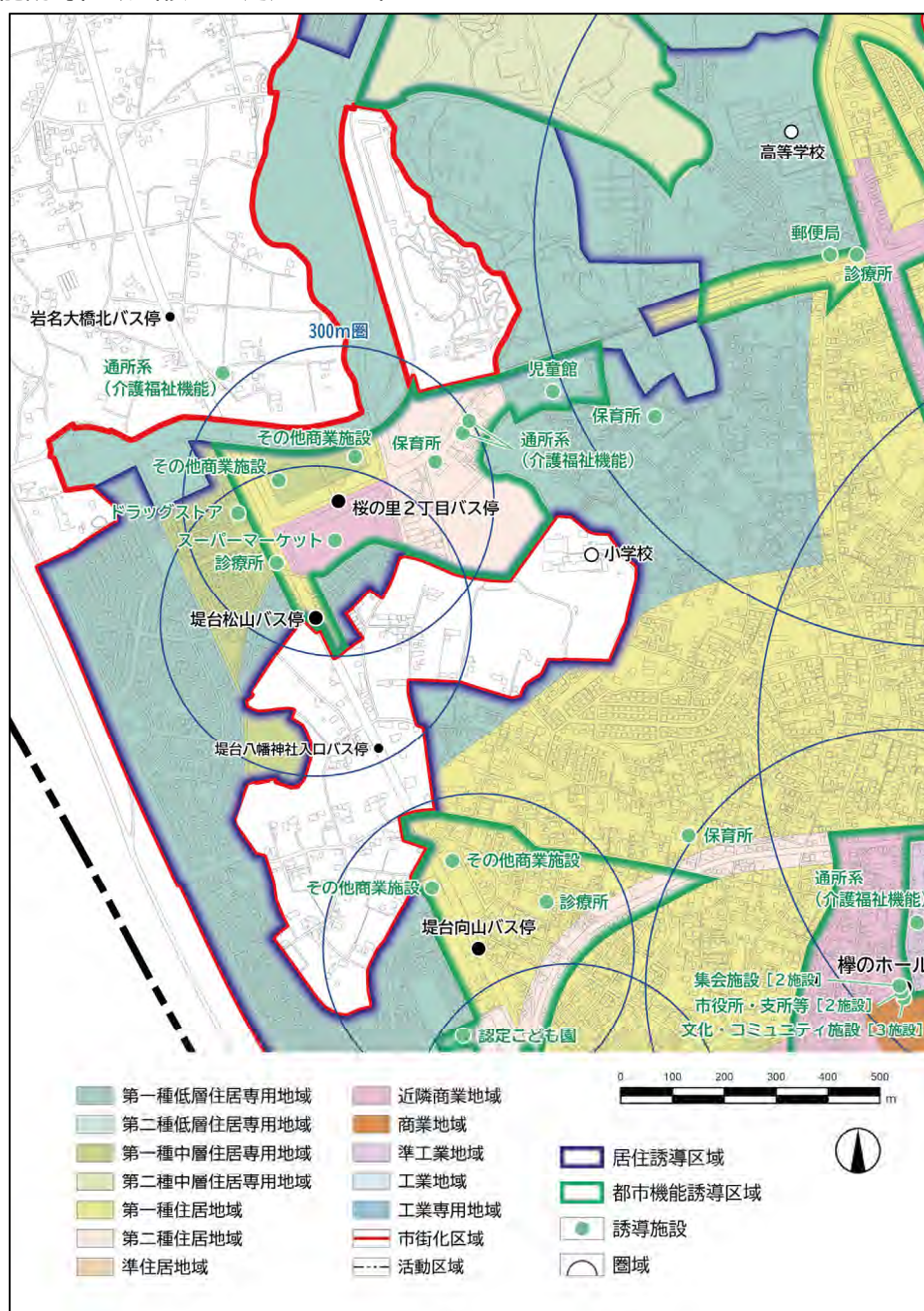
■ 都市機能誘導区域（清水公園駅周辺エリア）



10 桜の里周辺エリア

桜の里周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、幹線道路沿道を中心に医療、子育て、商業等の都市機能が集積しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、桜の里周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（桜の里周辺エリア）

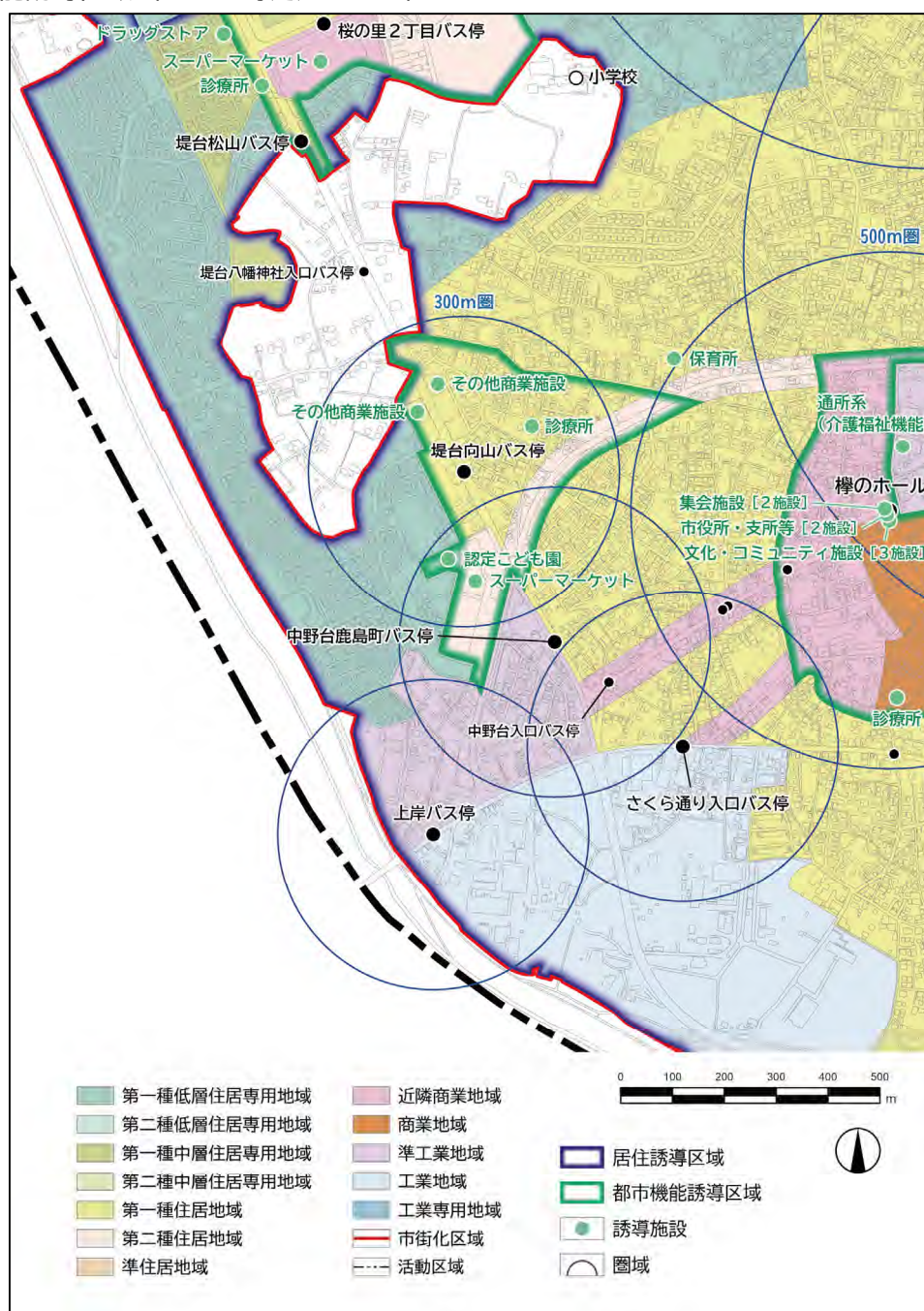




11 つつみ野周辺エリア

つつみ野周辺エリアは、幹線道路沿道に一定の医療、介護福祉、子育て、商業機能が集積しており、周辺には良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たに商業機能の誘導が必要となります。そのため、つつみ野周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

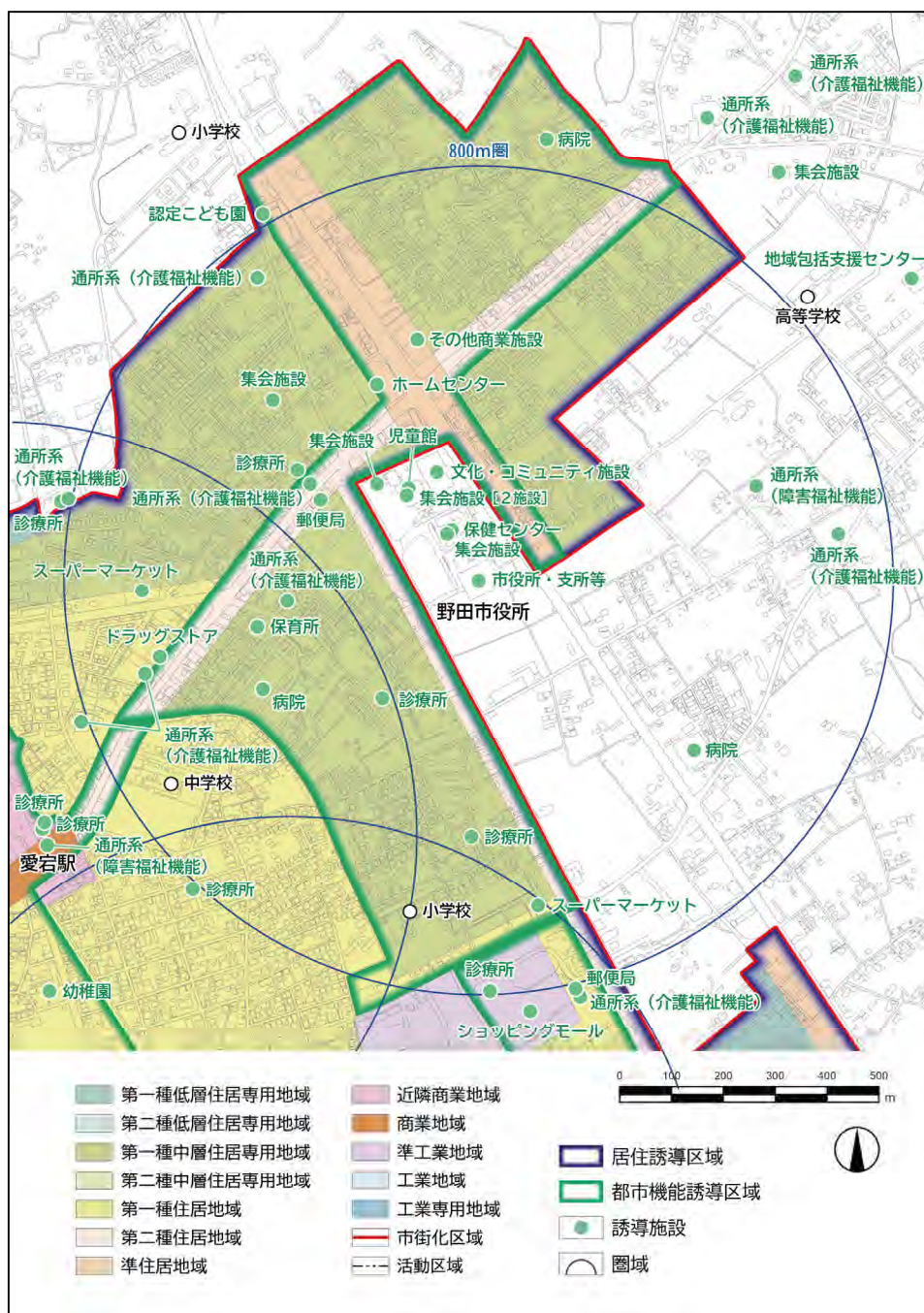
■ 都市機能誘導区域（つつみ野周辺エリア）



12 野田市役所周辺エリア

野田市役所周辺エリアは、本市の行政機能の拠点である野田市役所を中心に、医療、商業、金融機能が集積しています。野田市役所周辺の行政、文化機能は市街化調整区域に立地しているものの、これらと連携した都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、野田市役所周辺の市街化区域を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（野田市役所周辺エリア）

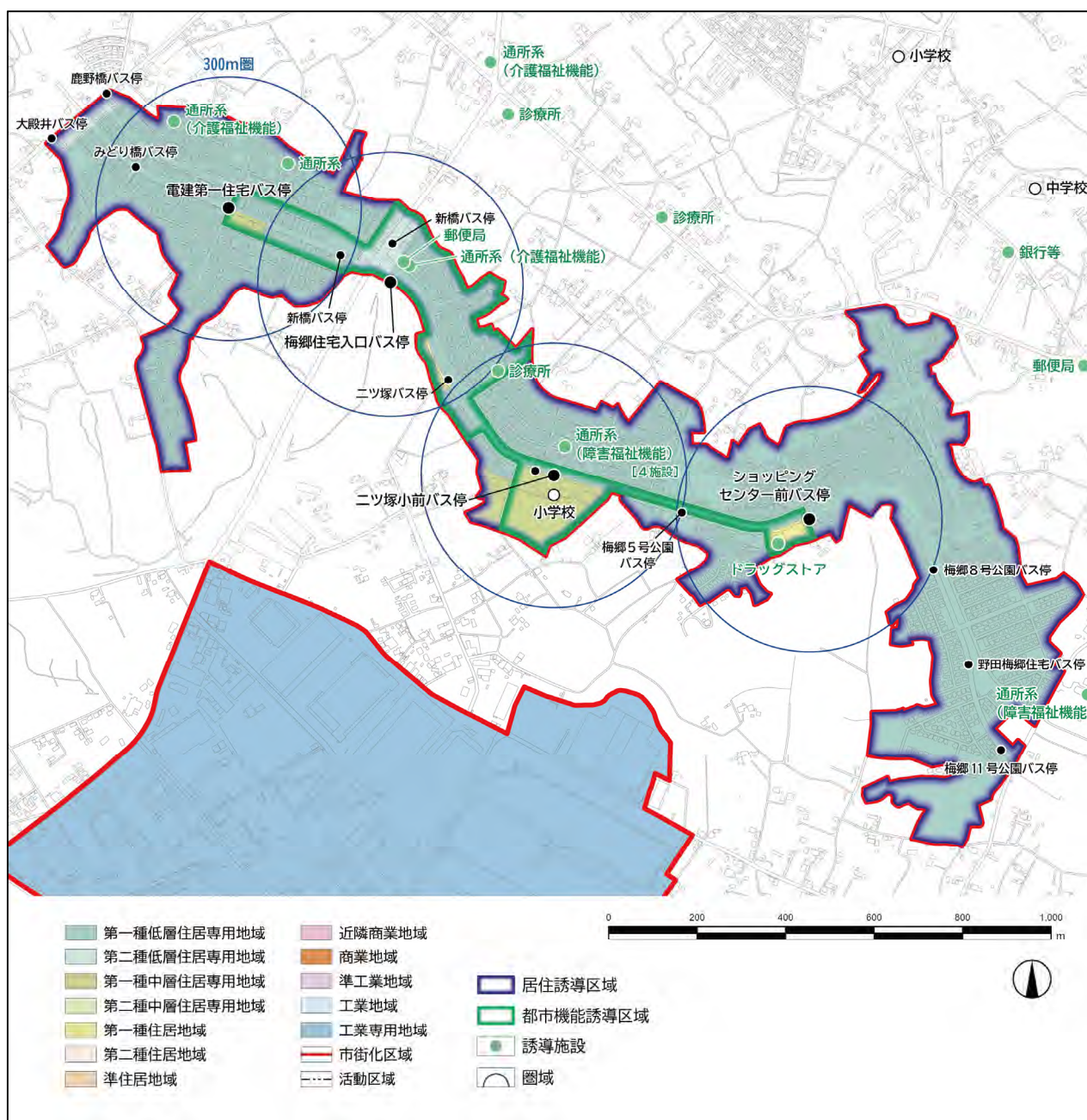




13 しらさぎ通り周辺エリア

しらさぎ通り周辺エリアは、民間宅地開発により一定の都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されています。一方で、子育て、商業機能が不足しており、既存の医療、介護福祉、金融等の都市機能を維持しつつ、若い世代を呼び込むための新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、しらさぎ通り周辺の既存の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

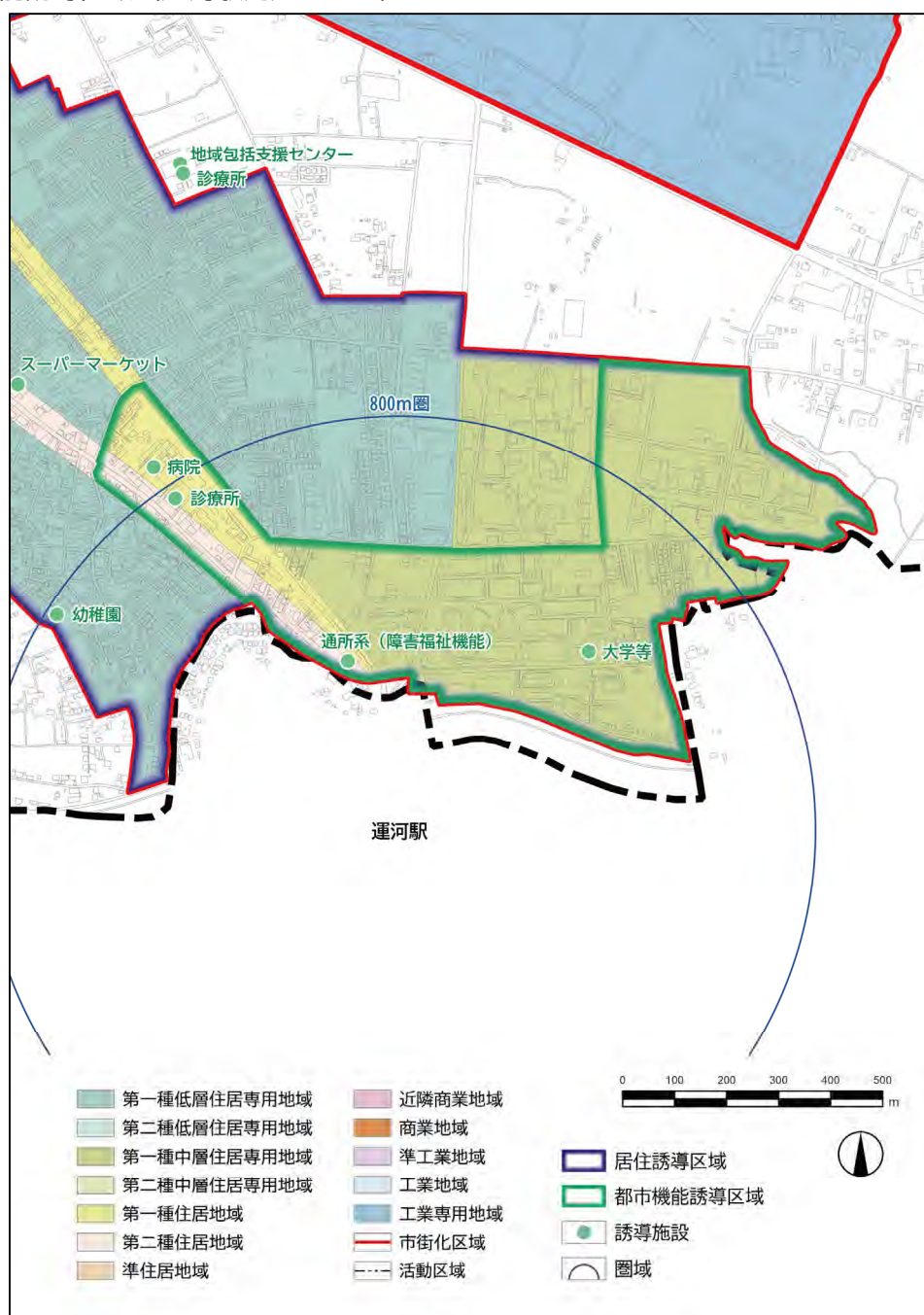
■ 都市機能誘導区域（しらさぎ通り周辺エリア）



14 運河駅周辺エリア

運河駅周辺エリアは、流山市内の運河駅に近接し、病院や大学キャンパス等の医療、教育機能が立地しています。一方で、運河駅の周辺や幹線道路沿道には商業機能は不足しており、大学キャンパスの立地を活かしつつ、若い世代のニーズに合わせた新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、大学キャンパスや幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（運河駅周辺エリア）





5-3 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導すべき都市機能増進施設※です。

(1) 誘導施設の基本的な考え方

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の基本的な考え方が以下のとおり示されています。

基本的な考え方

- ・誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することもある。
- ・この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

(2) 誘導施設の設定

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の設定の考え方が以下のとおり示されています。

誘導施設の設定

- ・誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- 等を定めることが考えられる。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

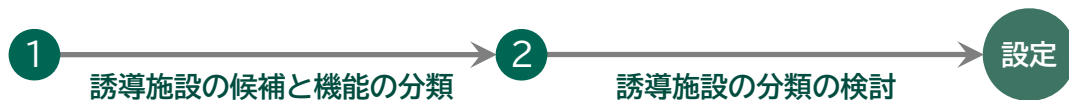
※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。

5-4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方法

誘導施設の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 誘導施設の設定に向けた検討フロー図



1 誘導施設の候補と機能の検討

誘導施設の設定に当たり、本市の都市機能誘導区域内において、市民の利便性を図るために必要な誘導施設の候補を抽出し、各誘導施設の候補が有する機能を整理します。

なお、各誘導施設の機能は、中心拠点に集約することが望ましい「中心機能」と、地域・生活拠点ごとに配置することが望ましい「地域・生活機能」の2つに分類します。

■ 誘導施設の候補と機能

誘導施設候補		機能	
分類	施設	中心機能	地域・生活機能
行政機能	市役所・支所等	○	—
医療機能	病院	○	—
	診療所	○	○
介護福祉機能	地域包括支援センター	○	○
	通所系	○	○
障害福祉機能	通所系	○	○
子育て機能	幼稚園・保育所等	○	○
	児童館	○	○
教育機能	大学等	○	—
文化機能	文化・コミュニティ施設	○	○
	運動・スポーツ施設	○	○
商業機能	ショッピングモール	○	—
	スーパーマーケット	○	○
	ホームセンター	○	○
	ドラッグストア	○	○
	その他商業施設	○	○
金融機能	銀行等	○	—
	郵便局	○	○

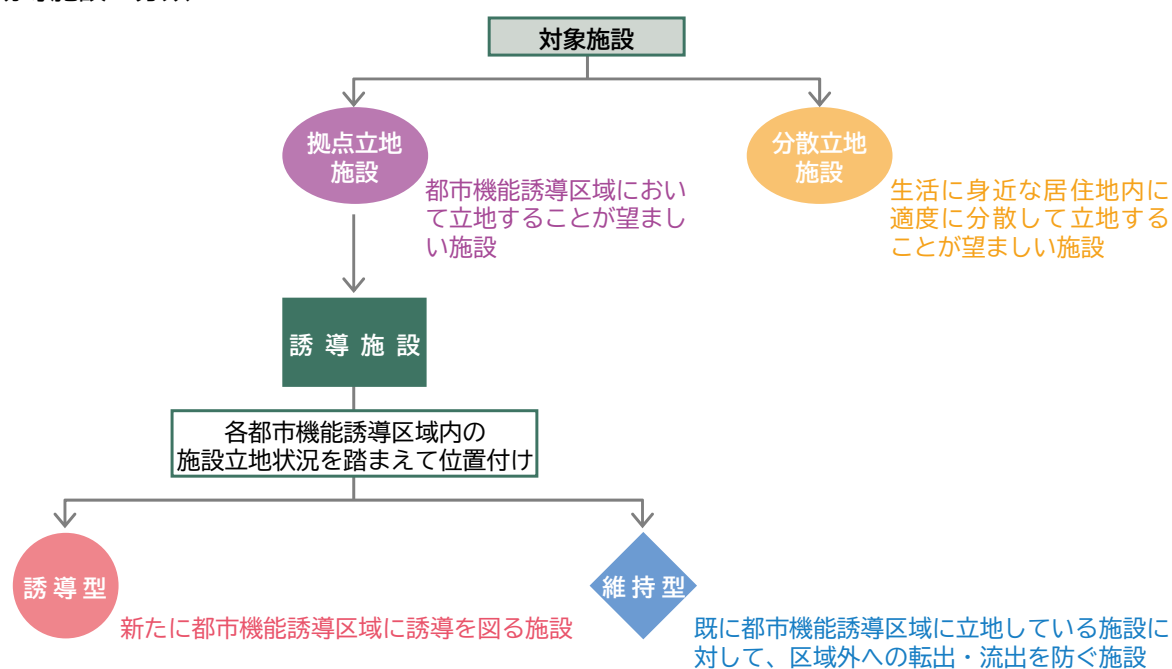


2 誘導施設の分類の検討

各都市機能誘導区域の特性に応じた誘導施設の設定を行うため、前項で整理した都市機能誘導区域に必要な誘導施設候補と機能を基に、誘導施設候補を都市機能誘導区域において立地することが望ましい「拠点立地施設」と、生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい「分散立地施設」に分類します。

さらに、拠点立地施設は、各都市機能誘導区域内の施設の立地状況を踏まえ、新たに都市機能誘導区域に誘導を図る「誘導型」の施設と、新たに都市機能誘導区域に誘導を図りつつ、既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ「維持型」の施設に分類します。

■ 誘導施設の分類



(2) 誘導施設の設定

各都市機能誘導区域における誘導施設は、以下のとおり設定します。

■ 都市機能誘導区域における誘導施設

機能分類		行政機能	医療機能		介護福祉機能		障害福祉機能	子育て機能		教育機能	文化機能		商業機能							金融機能	
施 設		市役所・支所等	病院	診療所	地域包括支援センター	通所系	通所系	幼稚園・保育所等	児童館	大学等	文化・コミュニティ施設	運動・スポーツ施設	ショッピングモール	スーパーマーケット	ホームセンター	ドラッグストア	その他商業施設	コンビニエンスストア	銀行等	郵便局	
1	野田市駅・愛宕駅 周辺エリア	◆	●	●◆	◆	●◆	●◆	●◆	－	◆	●◆	●◆	●◆	●◆	●	●◆	●◆	▼	◆	◆	
2	関宿支所・なみき 周辺エリア	◆	●	●	－	●◆	●	●◆	◆	－	◆	－	－	●◆	●	●	●◆	▼	◆	－	
3	川間駅 周辺エリア	◆	●	●◆	－	●◆	●◆	●◆	－	－	◆	－	－	●◆	●	●	●	▼	◆	◆	
4	梅郷駅 周辺エリア	－	●	●◆	－	●◆	●	●◆	◆	－	－	－	－	●◆	●◆	●◆	●◆	▼	◆	◆	
5	関宿台町 周辺エリア	－	－	●	－	●◆	●	●	－	－	◆	－	－	●	－	●	●	▼	－	◆	
6	中里 周辺エリア	－	－	●	－	●	●	●	－	－	－	－	－	●	－	●	●	▼	－	－	
7	七光台イオンタウン 周辺エリア	－	－	●◆	－	●	●◆	●	－	－	－	－	◆	－	－	－	－	▼	－	－	
8	七光台駅 周辺エリア	－	－	●◆	－	●	●	●	－	－	－	－	－	●◆	－	●	●	▼	－	－	
9	清水公園駅 周辺エリア	－	－	●◆	－	●	●◆	●◆	－	－	－	◆	－	●	－	●	●	▼	－	◆	
10	桜の里 周辺エリア	－	－	●◆	－	●◆	●	●◆	◆	－	－	－	－	●◆	－	●	●◆	▼	－	－	
11	つつみ野 周辺エリア	－	－	●◆	－	●	●	◆	－	－	－	－	－	●◆	－	●	●◆	▼	－	－	
12	野田市役所 周辺エリア	－	◆	●◆	－	●◆	●	●◆	－	－	－	－	－	●◆	◆	●◆	●◆	▼	－	◆	
13	しらさぎ通り 周辺エリア	－	－	●◆	－	●◆	●	●	－	－	－	－	－	●	－	●◆	●	▼	－	◆	
14	運河駅 周辺エリア	－	◆	●◆	－	●	●◆	●	－	◆	－	－	－	●	－	●	●	▼	－	－	

●：拠点立地施設・誘導型（新たに都市機能誘導区域に誘導を図る施設）

◆：拠点立地施設・維持型（既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ施設）

▼：分散立地施設（生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい施設）

—：設定なし

■：中心拠点

■：地域拠点

■：生活拠点



■ 都市機能誘導区域における誘導施設の定義

機能分類	施設	定義
行政機能	市役所・支所等	地方自治法第4条第1項で規定する施設
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項で規定する病院
	診療所	医療法第1条の5第2項で規定する診療所
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46で規定する地域包括支援センター
	通所系	老人福祉法及び介護保険法で規定する施設であって、通所を目的とする施設
障害福祉機能	通所系	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条で規定する施設であって就労支援を目的とする施設
子育て機能	幼稚園・保育所等	学校教育法第1条で規定する幼稚園 児童福祉法第39条第1項で規定する保育所 就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項で規定する認定こども園
	児童館	児童福祉法第40条で規定する児童厚生施設
教育機能	大学等	学校教育法第1条に規定する大学 学校教育法第124条に規定する専修学校
文化機能	文化・コミュニティ施設	「野田市公共施設個別施設計画」に位置付けられた音楽、美術、演劇、舞踊等の文化芸術事業の催事を開催するための設備を有する施設及び学習機能や研修・交流機能等を有する施設、野田市立図書館設置条例で規定する図書館、博物館法第2条第1項で規定する博物館
	運動・スポーツ施設	運動やスポーツに関する施設（その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上）
商業機能	ショッピングモール	テナントとして多数の小売店舗が出店している形態が基本となっている総合的な商業施設で、店舗の用に供される床面積が10,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設
	ホームセンター	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に住関連商品を取り扱う施設
	ドラッグストア	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に医薬品や化粧品を中心とした健康及び美容に関する商品を取り扱う施設
	その他商業施設	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上のスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア以外の商業施設で、衣料品、家電、日用品に関する商品を取り扱う施設
金融機能	銀行等	銀行法第2条第1項で規定する銀行及び業協同組合法に基づく農業協同組合
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項で規定する郵便局

本市では、まちづくり方針の実現に向けて、居住誘導、都市機能誘導及び公共交通の観点から誘導施策を以下のように定めます。

■ 誘導施策一覧

- <凡例> ●：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 ■：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 ★：新たに国や市が独自で行う施策
 [] は施策や取組の番号を記載

誘導方針	誘導施策
居住誘導 誘導方針1 居住の誘導による 地域の持続性の向上	● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕 ◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕 ◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕 ◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕 ★ 居住者の利便に用を供する施設の整備 ★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助 ★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 ★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用



誘導方針	誘導施策
都市機能誘導 誘導方針2 市街地における 都市機能の維持・充実による にぎわいの創出	● 高齢者の生きがいづくり〔2-1〕 ● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕 ● 介護保険事業の充実〔2-1〕 ● 障がい者福祉の充実〔2-1〕 ● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕 ● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕 ● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕 ● 地域医療体制の充実〔2-3〕 ● 高齢者医療の充実〔2-3〕 ● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕 ● 生涯学習の推進〔3-2〕 ● 生涯スポーツの推進〔3-2〕 ● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕 ● 地域コミュニティの強化〔5-1〕 ● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7-(1)〕 ◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕 ◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕 ◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕 ◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕 ◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕 ◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕 ★ 誘導施設に対する税制上の特例措置 ★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ★ 誘導施設の整備 ★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 ★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 ★ 市が保有する不動産の有効活用施策 ★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和 ★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 ★ 金融機関との連携による支援 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用（再掲）

誘導方針	誘導施策
公共交通 誘導方針3 交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上	● 道路交通体系の整備〔4-2〕 ● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕 ● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕 ◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕 ◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕 ◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕 ◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕 ◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕 ◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲) ★ 歩行者空間の整備 ★ 公共交通に関する施設の整備 ★ 交通結節機能の強化・向上 ★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用(再掲)



6-2 誘導施策の取組内容

(1) 居住誘導に関する施策

誘導方針1 居住の誘導による地域の持続性の向上

● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

また、消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。

◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕

既存の市営住宅の長期的・計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに、民間施設の借上げ等による良質な住宅供給を図ります。

また、良質な民間賃貸住宅建設への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅への耐震診断・耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

さらに、マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図りつつ、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。

◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕

住宅の段差解消等のバリアフリー化を図り、高齢者や障がいのある人等が住みやすい環境づくりを推進します。

また、働く女性のために福祉サービス（子供の保育など）を考慮した住宅供給・支援を推進します。

◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕

土地区画整理事業により整備された住宅地は、良好な住環境の維持・充実を図りつつ、土地区画整理事業などによるまちづくりが行われる地区等は、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

また、生活に密着した道路の拡幅整備を推進し、便利で快適な住環境の創出を図ります。

さらに、保育需要の増加に伴い、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力を活用し、老朽化した公立保育所の運営方法の見直しを検討します。

★ 居住者の利便に用を供する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

都市機能誘導区域へアクセスする道路の整備等により、居住者の利便に用を供する施設の整備を推進します。

★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助〔国の支援を受けて市が行う施策〕

居住誘導区域外から居住誘導区域内への移転者に対して、税制上の特例措置や補助金等の支援を推進します。

★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置〔市が独自に講じる施策〕

居住誘導区域への住宅の立地誘導を図るため、家賃補助、住宅購入費補助等により、居住誘導区域内の住宅立地に対する支援措置を検討していきます。

**★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置
〔市が独自に講じる施策〕**

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(2) 都市機能誘導に関する施策

誘導方針2 市街地における都市機能の維持・充実によるにぎわいの創出

● 高齢者の生きがいがづくり〔2-1〕

高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいがづくりの拠点を整備するとともに、デジタル社会の変化に取り残されることがないように高齢者が安全にインターネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現に向けた就労支援を推進します。

さらに、高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕

買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

● 介護保険事業の充実〔2-1〕

市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防、権利擁護等に係る介護保険事業の充実を図ります。

● 障がい者福祉の充実〔2-1〕

障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。

さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。

● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕

子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い反映させるなど、市民主体の運営を目指します。

また、放課後における学童保育所の過密化解消や保育の質の向上など運営の充実を図ります。

● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を子ども・子育て新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けるため、機能の充実を図ります。

● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加し、高止まりしているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

また、発達の支援を要する子の受入れについては、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。

● 地域医療体制の充実〔2-3〕

医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で2次医療を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

また、救急医療体制の維持強化を図ります。

さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。

● 高齢者医療の充実〔2-3〕

医師会や介護事業者等と連携して24時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。



● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕

児童生徒の確かな学力や健全育成を支えるため、教育環境の整備を進めるとともに、更なる情報化の進展に対応した情報教育の充実を図ります。また、児童生徒の安全・安心を確保するための通学路の整備や、防犯・防災教育の推進を図ります。

加えて、学習の効果を高めるためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があることから、適正な教室数を確保し、普通教室等へのエアコン設置や洋式トイレへの改修を計画的に進めます。施設の老朽化対策については、ファシリティマネジメントの考え方、計画に基づき進めていくとともに設備・備品の更新を図ります。

● 生涯学習の推進〔3-2〕

市民が仕事や生活の中で得た知識や技術を地域に還元していただき、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図ります。

● 生涯スポーツの推進〔3-2〕

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、スポーツ推進計画の見直し及び健康スポーツ文化都市宣言を行い、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕

市民活動支援センターの機能体制を強化し、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動支援センターのホームページで情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図るとともに、えんがわ等の事業の充実により、高齢者の交流促進を図ります。

● 地域コミュニティの強化〔5-1〕

自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕

既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度や空き店舗等活用補助金制度のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7-(1)〕

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援を推進します。

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉施設やグループホームなどの整備・機能充実を推進します。また、保育所等における福祉機能及び学童保育所における保育環境の充実を図ります。

さらに、地域福祉を推進するため、身近にある既存の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など、立場や世代の異なる住民同士が交流できる触れ合いの場づくりを推進します。

子ども館の適切な運営を目指すとともに、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいづくりの拠点として、新たな老人福祉センターの整備を検討します。

◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕

児童、生徒が安心安全に登下校できるように、歩道の設置等、通学路の環境整備を進めます。

また、野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等を実施します。

◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕

市民が主体となった街並み保存、活用のための組織活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画を作成し、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。

さらに、利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の活用やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕

スポーツや文化活動による地域交流の拡大に取り組むとともに、スポーツ及び文化施設の整備を進めます。

また、野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、スポーツ、レクリエーション環境の充実を図ります。



◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかしながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕

地域文化の向上を図るための文化センターの機能充実及び、身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実、鈴木貫太郎記念館の再建整備と郷土博物館等の機能充実、図書館の機能充実を図ります。

また、地域コミュニティを維持発展のため、多世代交流センターの整備を図ります。

★ 誘導施設に対する税制上の特例措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、国が実施する税制上の特例措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、民間都市開発推進機構が実施する金融上の支援措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 誘導施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、公共施設等の誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、民間事業者による誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策〔市が独自に講じる施策〕

誘導施設の維持を推進するため、民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援を今後検討していきます。

★ 市が保有する不動産の有効活用施策〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

誘導施設を都市機能誘導区域内への誘導を図るため、本市が保有する不動産の有効活用を推進します。

★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和〔市が独自に講じる施策〕

医療・福祉施設等の建替え促進のため、特定の建築物の容積率等を緩和し、増設や新設を可能とすることで、都市機能強化に繋がります。

★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成〔市が独自に講じる施策〕

民間事業者の活動のための環境整備・人材育成を図るため、まちづくりの課題解決に向けた持続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営を行い、それらと連携したまちづくり活動の普及啓発等を今後検討していきます。

★ 金融機関との連携による支援〔市が独自に講じる施策〕

金融機関と連携した支援を行い、誘導施設の整備を推進できるよう今後検討していきます。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(3) 公共交通に関する施策

誘導方針3 交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上

● 道路交通体系の整備〔4-2〕

県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備及び、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図ります。また、生活に密着した道路における拡幅整備や私道の整備点検、橋梁の計画的な修繕、自転車通行帯等の整理を推進します。

既存の市営住宅を適切に維持するため、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。住まいに関する相談窓口においては、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

また、住宅セーフティネットの構築を図るため、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対しては、賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるよう関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

コミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等の検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や安全で活力ある持続可能な都市の実現等に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や地域の活性化等を図るため、東武野田線の複線化について、沿線自治体と連携して関係機関に対する要請活動等を実施し、その整備を促進します。東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進するとともに、高架下土地利用の活用を図ります。

民間バス路線については、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。コミュニティバス（まめバス）は、利便性の高い交通手段となるよう定期的な見直しを実施します。さらに、まめバスや民間路線バスが運行されない交通不便地域において、デマンド交通等の導入を行います。

◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、都市施設の整備を推進します。

また、既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

さらに、駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駐輪場が未整備の駅については、駅前広場などの整備に合わせて、民間の積極的参加を優先して駐輪場の整備を推進します。

◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕

千葉北西連絡道路や主要地方道結城野田線、我孫子関宿線、主要地方道つくば野田線、越谷野田線（一部区間）などの広域幹線道路の整備を促進します。

また、市街地内の通過交通を排除するため、外郭環状道路の早期整備を図ります。

さらに、市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、工業団地の整備に伴う幹線道路と連絡する道路の整備に努めます。

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要な見直しをします。

◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕

誰もが安心して快適に移動できるよう、人や環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕

高齢者や障がいのある人などにも配慮した歩道や安全な通行が可能となる自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。



◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕

視覚障がい者誘導用ブロックの整備、信号機のバリアフリー化などにより、高齢者や障がいのある人などにやさしい道路整備を推進します。

また、環境や景観に配慮しつつ、透水性舗装や街路樹などの整備を推進します。

さらに、児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の安全対策を図ります。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲)

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

★ 歩行者空間の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

子どもから高齢者、障がい者を含む歩行者に対して快適で安全な歩行環境を確保するため、歩行者空間の整備を図ります。

★ 公共交通に関する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として、具体的かつ即地的に位置づけられている公共交通に関する施設に対してバリアフリー化や待合空間の整備等を推進します。

★ 交通結節機能の強化・向上〔国の支援を受けて市が行う施策〕

公共交通の利便性の確保を図るため、バスの乗換施設整備等により、交通結節機能の強化・向上を図ります。

★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策〔市が独自に講じる施策〕

基幹的な公共交通網のサービスレベルを確保するため、拠点間を結ぶバスの運行水準やルートの見直し等により、一定のサービスレベルを維持しつつ、持続性の高い公共交通への転換を図ります。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。